

遊戯施設の安全確保対策に関する
緊急実態調査結果報告書

平成19年10月

総務省行政評価局

前 書 き

近年、遊園地やテーマパークのコースター等の遊戯施設は、スピードとスリルが求められ、速度・加速度を増大したものや規模を大型化したものに加え、特殊な運動形態のものなど、多種多様なものが設置されるようになっている。

これらの遊戯施設については、建築基準法（昭和25年法律第201号）の「工作物」の一つとして、設置時の確認審査等及び設置後の検査資格者による定期検査の実施とその検査結果の特定行政庁への報告が義務付けられている。また、国土交通省は、遊戯施設における利用者等の安全確保対策として、施設の維持保全計画書や運行管理規程の作成などによる遊戯施設の維持保全・運行管理の徹底をその所有者や管理者に指導している。

しかしながら、平成19年5月5日の大阪府吹田市の遊園地におけるコースター死傷事故の発生などにより、近年、コースター等の遊戯施設の安全確保に対する関心が高まり、①遊戯施設の所有者等における定期検査の適正な実施や、②コースターにおける探傷試験等遊戯施設の検査方法の明確化などの課題が指摘されている。また、高速のコースターなどの遊戯施設については、現行の建築基準法の体系による安全確保対策では十分対応できないとの意見もみられる。

このため、国土交通省では、コースター等の遊戯施設の緊急点検を行うとともに、遊戯施設の安全確保対策の徹底を指導しており、また、同省の社会資本整備審議会においては、定期検査等の内容、方法等の見直しを始めている。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、コースター等の遊戯施設の事故防止等の観点から、当省の現地調査機能を活用して、関係機関等における安全確保対策の実施状況等を緊急に実地調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	3
1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施	3
2 遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施	46
3 遊戯施設の維持保全の的確な実施等	53
(1) 維持保全計画書の的確な作成	53
(2) 定期検査報告の的確な実施	80
4 運行管理の的確な実施	140
5 事故情報の活用	159

目 次

1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

表1-①	建築基準法上の遊戯施設に関する安全確保対策（関係条項）	10
表1-②	日本工業規格（JIS）における遊戯施設の安全基準について	12
表1-③	コースターその他これに類する高架の遊戯施設の緊急点検等の要請	13
表1-④	「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）抄	14
表1-⑤	すべての遊戯施設における緊急点検等の要請	19
表1-⑥	国土交通省の緊急点検の実施結果	21
表1-⑦	調査対象とした遊園地等（72遊園地等）における遊戯施設の緊急点検結果	22
表1-⑧	特定行政庁の改善指導が不十分で、改善がなされなかったものが緊急点検により改善が図られた例	23
表1-⑨	緊急点検を契機として維持保全計画書又は運行管理規程を新規に作成した施設（作成中を含む。）	23
表1-⑩	緊急点検を契機に、特定行政庁が新たに建築基準法上の遊戯施設を把握し、緊急点検の対象としている例	25
表1-⑪	点検漏れの遊戯施設（当省の調査で把握したもの）	26
表1-⑫	ウォータースライドでの事故の発生に伴う緊急点検のフォローアップ	28
表1-⑬	緊急点検内容が不十分であったとみられる例等	29
表1-⑭	問題のある報告や点検中の施設のフォローアップにおける特定行政庁の対応例	36
図1-①	遊戯施設の安全確保対策に関する意識調査結果	40
表1-⑮	緊急点検についての遊戯施設の所有者等の意見・要望等	41

2 遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施

表2-①	遊戯施設の分類（平成12年構造告示の別表）	49
表2-②	土地へ定着しているとの判断が困難であるとしているもの	49
表2-③	高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難としているもの	50
表2-④	平成12年構造告示への改正後の取扱いが不明としているもの	50
表2-⑤	設置時又は改造時に確認申請等が行われていないもの	50
表2-⑥	平成12年構造告示の分類分けが難しいとするもの	51
表2-⑦	調査対象特定行政庁における遊戯施設の確認審査等件数	51
表2-⑧	調査対象特定行政庁における遊戯施設の確認審査体制等の状況	51
表2-⑨	遊戯施設の確認審査等に関する特定行政庁の意見等	52

3 遊戯施設の維持保全の的確な実施等

(1) 維持保全計画書の的確な作成

表3-(1)-①	遊戯施設の維持保全に関する通知等の発出状況	57
表3-(1)-②	遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準	58
表3-(1)-③	遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準を活用した指導の徹底（平成2年）	61
表3-(1)-④	遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準を活用した指導の徹底（平成7年）	62

表3-1-⑤	維持保全計画書に記述すべき事項	63
表3-1-⑥	維持保全計画書に関する今後の検討課題	64
表3-1-⑦	調査対象遊戯施設における維持保全計画書の作成状況	65
表3-1-⑧	維持保全計画書を作成していない(作成していなかった)理由の 例	66
表3-1-⑨	維持保全計画書の作成に対する支援・要望意見の例	67
表3-1-⑩	維持保全計画書の作成を指導しているものの、その後の状況まで 確認していない例	68
表3-1-⑪	維持保全計画書の作成状況を把握していない理由の例	69
表3-1-⑫	定期検査において指摘事項があり、維持保全計画書が作成されて いないもの	70
表3-1-⑬	同一製造者の類似の遊戯施設で点検内容が相違している例	72
表3-1-⑭	維持保全計画書が作成されておらず、過去の部品交換の実施状況 等が把握できないもの	73
表3-1-⑮	維持保全計画書が作成されているが、点検・検査に関する事項、 保守・部品交換に関する事項等が記載されていないもの	74
図3-1-①	維持保全計画書の内容の充実等に対する評価(調査対象関係者全 体)	77
図3-1-②	維持保全計画書の内容の充実等に対する評価(調査対象遊園地等 関係者)	77
表3-1-⑯	維持保全計画書の内容の充実等に対する意見等(調査対象遊園地 等関係者)	78

(2) 定期検査報告の的確な実施

表3-2-①	定期検査制度に係る法令の概要(抜粋)	90
表3-2-②	定期検査報告書(様式)	93
表3-2-③	定期検査報告概要書(様式)	95
表3-2-④	遊戯施設定期検査成績表(標準様式)	97
表3-2-⑤	遊戯施設検査表(標準様式)	98
表3-2-⑥	ウォータースライド定期検査成績表(標準様式)	99
表3-2-⑦	ウォータースライド検査表(標準様式)	100
表3-2-⑧	建設省住宅局長通達 昭和46年12月28日付け建設省住指発第 917号	101
表3-2-⑨	建設省住宅局建築指導課長通達 昭和46年12月28日付け建設 省住指発第918号(抜粋)	102
表3-2-⑩	定期検査報告に係る業務における地域法人の位置付けを示した 通達(抜粋)	106
表3-2-⑪	調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況	107
表3-2-⑫	調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況(特定行政庁 別)	108
表3-2-⑬	報告対象施設を把握していなかったために未報告となっていた 事例	110
表3-2-⑭	督促が適切に行われていなかったために未報告となっていた事 例	113
表3-2-⑮	調査対象とした地域法人における業務の実施状況	118
表3-2-⑯	地域法人が業務を再委託しており、責任の所在が不明確となって	121

いる事例		
図3-(2)-① 中部ブロック昇降機等検査協議会における業務の実施状況	……	122
表3-(2)-⑰ 中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会における定期検査報告の取扱い状況	……	123
図3-(2)-② 近畿ブロック昇降機等検査協議会における業務の実施状況	……	125
表3-(2)-⑱ 地域法人において報告対象施設の情報が適切に管理されていない事例	……	126
表3-(2)-⑲ 特定行政庁に対する定期検査報告の送付が遅れている事例	……	127
表3-(2)-⑳ 地域法人における報告済証の交付の方法	……	129
表3-(2)-㉑ 定期検査報告の提出窓口が地域法人に限定されている広報・通知の例	……	130
表3-(2)-㉒ 定期検査報告様式が簡略であるため、十分な審査が行えないとする意見等	……	134
表3-(2)-㉓ 定期検査報告結果に基づく指導等が不十分であることなどで不適切なものとなっている事例等	……	135
表3-(2)-㉔ 定期検査・定期点検における探傷試験の実施の基準が不明確で、その実施状況等が区々となっている事例	……	138
4 運行管理の的確な実施		
表4-① 運行管理初期点検要領	……	144
表4-② 運行管理規程に記述すべき事項	……	147
表4-③ 調査対象遊戯施設における運行管理規程の作成状況	……	149
表4-④ 運行管理規程の整備が必要とみられるもの	……	150
表4-⑤ 調査対象遊戯施設における運行管理初期点検の実施状況	……	154
表4-⑥ 調査対象遊戯施設における運行管理初期点検の実施状況に係る理由の例	……	155
表4-⑦ 運行管理初期点検に対する特定行政庁の対応の例	……	156
表4-⑧ 昇降機センターによる遊戯施設の運行管理者等講習会の参加者数	……	158
表4-⑨ 遊戯施設の運行管理者等講習会に関する意見・要望等	……	158
5 事故情報の活用		
表5-① 「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(通知)」	……	162
表5-② 事故報告の仕組みを有する特定行政庁の状況	……	165
表5-③ 調査対象遊園地等での事故の発生及び報告の状況	……	165
表5-④ 遊戯施設における従業員の事故の内容	……	166
表5-⑤ 同じ遊戯施設で短期間に事故が連続して発生している事例	……	167
表5-⑥ 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例	……	168
表5-⑦ 遊戯施設の事故に対する公表基準(愛知県)	……	171
図5-① 遊戯施設における事故報告制度の意識調査結果	……	173
表5-⑧ 関係者意識調査における事故報告の義務付けに肯定的な回答をした者(187人)の理由の分類	……	174

第 1 調査の目的等

1 目的

この実態調査は、遊園地のコースターの死亡・重軽傷事故の発生やそれに対する関係行政機関等の対応を踏まえ、コースター等の遊戯施設の事故防止等の観点から、当省の現地調査機能を活用して、事業者及び行政機関における安全確保対策の実施状況等を緊急に実地調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県・市町村（特定行政庁）、事業者、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局

全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所

18 事務所（山形、福島、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、石川、静岡、福井、兵庫、奈良、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、鹿児島）

4 調査実施時期

平成 19 年 6 月～10 月

【主な調査対象】	遊戯施設を設置する遊園地等(注)	72 遊園地等
	設置されている遊戯施設	267 施設
	調査した遊戯施設を所管する特定行政庁	65 特定行政庁
	調査した遊戯施設に係る定期報告業務を行う地域法人等	19 法人
	(財) 日本建築設備・昇降機センター、全日本遊園施設協会	

(注) 「遊園地等」とは、遊戯施設を設置している遊園地、テーマパーク、動物園、植物園、公園などである。

調査対象遊戯施設の分類別

分類	施設数	分類	施設数
平成 12 年建設省告示第 1419 号 別表 1（高架の遊戯施設）		別表 2（回車運動系遊戯施設）	
(1) モノレール・子供汽車	23	(1) 回車ブランコ	9
(2) コースター・マッドマウス	116	(2) メリーゴーランド	6
(3) ウォーターシュート	19	(3) 宙返りロケット	1
(4) ウォータースライド	3	(4) 観覧車	8
(5) パラシュートタワー	5	(5) ローター	21
		(6) オクトパス	46
		(7) 海賊船	10
建築基準法対象計 (72 遊園地等)			267

調査対象の全体像

都道府県名	遊戯施設	特定行政庁	地域法人	
北海道	1 コースター等4施設	北海道 旭川市 帯広市 釧路市	(財)北海道建築指導センター	
	2 コースター等4施設			
	3 コースター等5施設			
	4 コースター等4施設			
	5 コースター等3施設			
青森県	6 コースター等3施設	八戸市	－ (全日本遊園施設協会)	
岩手県	7 コースター等4施設	盛岡市		
宮城県	8 コースター等4施設	仙台市		
9 コースター等4施設				
秋田県	10 コースター等3施設	秋田市		
山形県	11 コースター等6施設	山形県		
福島県	12 コースター等3施設	郡山市		
	13 コースター等3施設	いわき市		
埼玉県	14 コースター等3施設	埼玉県		(財)埼玉県建築住宅安全協会
	15 コースター等5施設	所沢市		
茨城県	16 コースター等4施設	ひたちなか市	北関東ブロック昇降機等検査協議会	
群馬県	17 マッドマウス等3施設	群馬県		
新潟県	18 コースター等4施設	新潟県	(財)新潟県建築住宅センター	
栃木県	19 コースター等8施設	栃木県	北関東ブロック昇降機等検査協議会	
千葉県	20 コースター等4施設	千葉県	千葉県昇降機等検査協議会	
	21 コースター等4施設			
東京都	22 コースター等3施設	台東区	有限責任中間法人 東京都昇降機安全協議会	
	23 コースター等3施設	日野市		
神奈川県	24 コースター等3施設	横浜市	(財)神奈川県建築安全協会	
	25 コースター等3施設	川崎市		
山梨県	26 コースター等7施設	山梨県	北関東ブロック昇降機等検査協議会	
長野県	27 コースター等4施設	長野県	(財)長野県建築住宅センター	
愛知県	28 コースター等4施設	愛知県 名古屋市	中部ブロック昇降機等検査協議会	
	29 モノレール等4施設			
	30 モノレール等3施設			
岐阜県	31 コースター等4施設	岐阜県		
石川県	32 コースター等4施設	石川県		
	33 コースター1施設	七尾市		
富山県	34 モノレール等3施設	富山県		
	35 コースター等2施設	静岡県		
	36 コースター1施設			
37 コースター等4施設				
三重県	38 コースター等4施設	浜松市		
	39 コースター等5施設	鈴鹿市 桑名市		
大阪府	40 コースター等7施設	大阪府	近畿ブロック昇降機等検査協議会	
	41 コースター等4施設	枚方市		
滋賀県	42 コースター等2施設	大津市		
京都府	43 マッドマウス等4施設	京都府		
和歌山県	44 コースター等4施設	和歌山県		
福井県	45 コースター等4施設	福井県		中部ブロック昇降機等検査協議会
兵庫県	46 コースター等3施設	兵庫県		近畿ブロック昇降機等検査協議会
	47 コースター等4施設	姫路市		
奈良県	48 ウォータースライド1施設	奈良県		
	49 マッドマウス等7施設	生駒市		
広島県	50 コースター1施設	広島県	有限責任中間法人 中国四国ブロック昇降機等検査協議会	
	51 コースター等2施設	広島市		
	52 コースター等4施設	福山市		
岡山県	53 コースター等4施設	倉敷市		
山口県	54 コースター等3施設	宇部市		
香川県	55 マッドマウス等4施設	香川県		
	56 モノレール1施設			
徳島県	57 マッドマウス等4施設	徳島市		
愛媛県	58 コースター等2施設	愛媛県		
	59 コースター等3施設	松山市		
高知県	60 コースター等5施設	高知県		
福岡県	61 コースター等4施設	北九州市	(財)福岡県建築住宅センター	
	62 コースター等4施設	福岡市		
	63 コースター等4施設			
長崎県	64 コースター等4施設	佐世保市	(財)長崎県住宅・建築総合センター	
宮崎県	65 マッドマウス等4施設	宮崎市	(財)宮崎県建築住宅センター	
佐賀県	66 コースター等4施設	佐賀県	(財)佐賀県土木建築技術協会	
	67 コースター等4施設	佐賀市		
熊本県	68 コースター等3施設	熊本県	(財)熊本県建築住宅センター	
	69 モノレール等3施設	熊本市		
大分県	70 コースター等3施設	別府市	大分県建築物総合防災推進協議会	
	71 コースター等3施設			
鹿児島県	72 コースター等7施設	鹿児島県	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	

44都道府県

267施設

65特定行政庁

19法人

(注) 調査対象とした特定行政庁のうち、「奈良県」は、所管する一部の遊戯施設(ウォータースライド)の取扱いについての
み調査したものである。

第 2 調 査 結 果

1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

勸 告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>コースター等の遊戯施設は、昭和 34 年の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)の改正により法の対象(工作物)とされ、遊戯施設の設置時には、法に基づく遊戯施設の安全性に関する基準に適合することについて、建築主事等の確認・検査を受けなければならない。また、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、定期検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられている。</p> <p>本年(平成 19 年)5 月 5 日に大阪府吹田市のエキスポランドにおいて発生したコースターの死傷事故(注 1)については、定期検査が日本工業規格の検査標準(JIS A1701。以下「JIS 検査標準」という。)に基づいて適正に行われていなかったとの問題が指摘されており、このような事故の再発防止を図るためには、今回発生した事故の原因究明を行うとともに、コースター等の遊戯施設の所有者等における事故防止対策の徹底が求められている。</p> <p>(注 1)エキスポランドにおけるコースター死傷事故 平成 19 年 5 月 5 日(土)、エキスポランド(大阪府吹田市)のジェットコースター「風神雷神 II」において死傷事故が発生(死亡者 1 名、負傷者 34 名) 原因については現在、捜査当局において調査中であるが、6 両編成のジェットコースターに 20 名が乗車し走行していたところ、2 両目左側の車輪を支える合金製車軸が折れ、レールから脱輪し、車体が左側に約 45 度傾き、搭乗者が鉄柵に頭を強打したもののエキスポランドで平成 19 年 1 月 30 日に実施された定期検査は目視で行われ、JIS 検査標準に基づく探傷試験は実施されていなかったが、すべての検査項目が「A(指摘なし又は良好)」として、吹田市(特定行政庁)に報告されている。</p> <p>このため、遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省では、エキスポランドのコースター死傷事故を踏まえ、次のとおり、全国の遊戯施設を監督する特定行政庁に対し、法第 12 条第 5 項に基づき、コースター等の遊戯施設の所有者等に緊急点検の実施及び点検結果の報告等を求めるよう要請している。</p>	<p>表 1-①</p> <p>表 1-②</p>
<p>① コースターに関する緊急点検の実施及び所有者等に対する事故防止対策の徹底</p> <p>「遊戯施設における事故対策について」(平成 19 年 5 月 6 日付け国住指第 865 号国土交通省建築指導課長通知。以下「第 1 次緊急点検通知」という。)において、特定行政庁は、コースターその他これに類する高架の遊戯施設(軌条を走行するもので勾配が 5 度以上のものに限る。)の所有者等に対して、i)当該遊戯施設の車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について点検(車輪軸については、探傷試験(注 2)を実施)を行い、その結果を報告するよう求めること(以下「コースターに関する緊急点検」という。)、ii)法第 12 条第 3 項に基づく定期検査を適切に実施するとともに、『遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き』の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について(依頼)」(平成 12 年 12 月 26 日付け建設省住指 932 号東日本遊園地協会理事長及び西日本遊園地協会理事長あて建設省住宅局建築指導課長通知。以下「安全対策依頼通知」という。)を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理を図るよう周知することとされ、コースターに関する緊急点検の結果問題があると判断された</p>	<p>表 1-③</p> <p>表 1-④</p>

場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成 19 年 5 月 18 日(事故が発生した遊戯施設と同種の施設については 5 月 11 日)までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第 1 次緊急点検通知においては、車輪軸の探傷試験は、通知日から起算して 1 年以内に同試験を実施している場合には、改めて実施する必要はないとされている。

(注 2)「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥(亀裂・摩耗)の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。

② すべての遊戯施設における緊急点検の実施及び J I S 検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底

「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」(平成 19 年 5 月 23 日付け国住指第 989 号国土交通省建築指導課長通知。以下「第 2 次緊急点検通知」という。)においては、第 1 次緊急点検通知に基づくコースターに関する緊急点検の結果、約 4 割の遊戯施設が探傷試験を適切に実施していないなど、J I S 検査標準に基づいた定期検査、定期点検の実施が徹底されていないことが判明したことから、特定行政庁は、遊戯施設の所有者等に対し、i) J I S 検査標準に基づき、全遊戯施設について、法第 12 条第 3 項及び第 4 項に基づく定期検査・定期点検と同内容の点検を行い、その結果を報告するよう求めること(以下「すべての遊戯施設の緊急点検」という。)、ii) 特に、コースターその他これに類する高架の遊戯施設の所有者等に対して、定期検査・定期点検を J I S 検査標準に基づき適切に実施するよう周知・徹底することとされている。また、すべての遊戯施設の緊急点検の結果問題があると判断される場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成 19 年 7 月 13 日までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第 2 次緊急点検通知においては、通知日から起算して 1 年以内に行われた定期検査等が適正に行われていることが確認された場合は、改めて点検することを要しないとされており、別途事務連絡により、定期検査等が法令及び J I S 検査標準に基づき適正に行われたかの確認については具体的な測定結果等の関係資料の提出を求めること等により行うこと、緊急点検の報告期限内に定期検査等の時期を迎える場合は、当該定期検査結果の報告をもって緊急点検に代えることができることとされている(平成 19 年 5 月 23 日付け事務連絡「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について(補足)」)。

このような 2 回の緊急点検の結果、それぞれにおいて、遊戯施設の問題箇所や不具合が発見され、必要な是正措置や再度の点検等が行われたことで、相当な効果が上がったとされている。

① コースターに関する緊急点検の結果

コースターに関する緊急点検の結果が平成 19 年 5 月 23 日に国土交通省から公表され、その結果をみると、i) 点検対象とされたコースター等の遊戯施設 306 基中 249 基(81%)に問題はみられないが、7 基の車軸等に亀裂・摩耗等の問題が発見され、うち 6 基は是正

表 1-⑤

表 1-⑥

済み、1基は部品交換中であり、残る50基は点検中となっている。また、ii) 過去1年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設は306基中119基(39%)あり、うち過去に一度も行っていない遊戯施設は72基(24%)となっている。

② すべての遊戯施設の緊急点検の結果

すべての遊戯施設の緊急点検の結果が平成19年7月31日に国土交通省から公表され、その結果をみると、i) 点検対象とされた遊戯施設2,265基中2,116基(93%)に問題はみられないが、59基に「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見され、うち38基は是正済み、21基は是正中であり、残る90基は点検中となっている。また、ii) 併せて行われたコースターに関する緊急点検のフォローアップの取りまとめ結果では、点検対象となる遊戯施設が307基と1基増え、問題がみられないものが278基、問題が発見された遊戯施設が8基増え延べ15基になり、うち12基は是正済み、3基は部品交換中又は廃止を検討中、残る14基は点検中となっている。

なお、上記の2回の緊急点検の結果で判明した、過去1年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設、点検の結果問題が発見されたコースターその他これに類する高架の遊戯施設及び「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見された遊戯施設については、個別の遊戯施設名、所有者等名、問題の内容等が公表されている。

当該緊急点検結果等を踏まえ、国土交通省では、個別の遊戯施設についての是正のほか、社会資本整備審議会(建築分科会建築物等事故・災害対策部会)において、①定期検査の項目、方法、基準等の法令での明確化、②定期報告内容の充実等、定期検査報告制度の見直し・改善の検討が進められている。

(調査結果)

今回、調査対象とした65特定行政庁(ウォーターライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した1特定行政庁を含む。)が所管する72の遊園地、テーマパーク、動物園、公園等の経営者等(以下「遊園地等事業者」という。)における緊急点検の実施状況及び特定行政庁における緊急点検の指導監督状況を調査した結果、次のとおり、緊急点検の実施により、補修が必要な遊戯施設が発見され、必要な措置が執られるなど遊戯施設の所有者等の安全確保対策の向上に結び付いている状況がみられる一方、必ずしも、点検が適正に行われていないなどの状況がみられる。

ア 調査対象とした遊園地等事業者における緊急点検の結果及び効果

① 調査対象 72 遊園地等事業者におけるコースターに関する緊急点検及びすべての遊戯施設の緊急点検の結果をみると、i) コースターに関する緊急点検の対象とされたコースター等の遊戯施設203基中174基(86%)には問題がみられないが、18基の車軸等に亀裂・摩耗等の問題が発見され、うち7基は是正済み、11基は是正中、残る11基は探傷試験の実施を予定しているなどで点検中となっている。また、ii) すべての遊戯施設の緊急点検の対象とされた遊戯施設は720基であり、そのうち358基は過去1年以内に適正な定期検査が実施されていたとして、点検が免除されている。このため、点検が行われた362基中347基(96%)に問題はみられないが、9基に「法不適合」又は「要修理」と判断される点検項目が発見され、うち3基は是正済み、6基は是正

表1-⑦

中、残る6基は点検中となっている。

② 特定行政庁による是正指導や定期検査報告の督促が十分ではなく、過去の定期検査で「要修理」の指摘を受けていながら所有者が修理を行わない遊戯施設（ウォータースライド1基）や平成18年度の定期検査報告が提出されていない10施設についても緊急点検が行われ、所要の是正措置が講じられた例がみられる。

表1-⑧

③ 調査対象72遊園地等事業者が有する遊戯施設の中には、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理のために作成することが勧奨されている維持保全計画書及び運行管理規程（注）を作成していないものがあるが、今回の緊急点検を契機に、次のとおり、新たに維持保全計画書又は運行管理規程を作成しているものがみられる。

表1-⑨

遊戯施設の維持保全計画書及び運行管理規程の作成状況

i) 維持保全計画書

- ・ 緊急点検を契機に新たに維持保全計画書を作成したもの
28施設（9遊園地等）
- ・ 緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの
21施設（6遊園地等）

ii) 運行管理規程

- ・ 緊急点検を契機に新たに運行管理規程を作成したもの
3施設（1遊園地等）
- ・ 緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの
17施設（4遊園地等）

（注）維持保全計画書及び運行管理規程については、項目3及び項目4を参照

イ 特定行政庁における緊急点検対象遊戯施設の把握

調査対象65特定行政庁における緊急点検の対象となる遊戯施設の把握状況をみると、緊急点検の対象を把握するため、建築確認申請台帳や定期検査報告台帳の整理、定期検査報告書の洗い出し、地域法人（注）が有する定期検査報告に係る台帳の利用、遊園地等事業者への確認、現地確認などの様々な方法を講じている。

（注）地域法人については、項目3の(2)定期検査の的確な実施を参照

しかし、建築確認申請や定期検査報告がない遊戯施設、定期検査報告が義務付けられていない国又は地方公共団体が所有する遊戯施設などについても緊急点検の対象となるため、次のとおり、当初は緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設、又は緊急点検が実施されていない遊戯施設がある。

① すべての遊戯施設の緊急点検の実施まで特定行政庁が把握しておらず、当該緊急点検を契機に新たに把握し、点検を行わせているものが、13遊園地等26施設ある。これらの多くは、建築確認申請や定期検査報告が励行されていないもの、あるいは、最近、設置されたもので定期検査の報告時期が到来していないものとなっている。

表1-⑩

② 特定行政庁では把握しておらず、当省が、調査対象とした72遊園地等を調査する中で新たに把握したものが7遊園地等9施設ある。これらの遊戯施設を特定行政庁が把握していなかった理由は、必要な建築確認申請や定期検査報告が励行されなかったことや特定行政庁が誤って点検指示を行わなかったことによる。

表1-⑪

なお、緊急点検の対象となっているが、経済的な理由等から、点検の実行や点検結果に基づく補修・修理等が困難になり、遊園地等の休園、遊戯施設の廃止・撤去などで点検が中断され、又は取り止めとなった遊戯施設が9遊園地等19施設みられる。

- ③ 上記①及び②で緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設には、ウォータースライドが多くみられる(35施設中14施設)。ウォータースライドは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第138条第2項及び「遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1419号。以下「平成12年構造告示」という。)別表第2において、平成12年から遊戯施設として位置付けられているものである。このため、それ以前に設置され、運営されているものは、新たに法第12条第3項に基づく定期検査を行い、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされているが、定期検査報告が行われず、特定行政庁が把握していないものが多いものと考えられる。

なお、平成19年8月25日、茨城県内のプールに設置されたウォータースライドにおいて、利用者が滑走面の亀裂に腕を挟まれ負傷する事故が発生したが、当該ウォータースライドは、すべての遊戯施設の緊急点検の対象であるにもかかわらず、点検結果が報告されていなかったことから、国土交通省は、同月28日、各都道府県建築主務部長あてに、i)管内のウォータースライドに対する法の適用を徹底すること、ii)第2次緊急点検通知に基づく点検結果が報告されていない遊戯施設がないか調査し、該当する遊戯施設を把握した場合に速やかに緊急点検の結果の報告を求めることなど、第2次緊急点検通知に基づく必要な措置の実施を再度要請している。

表1-⑫

ウ 緊急点検の実施内容

コースターに関する緊急点検は、第1次緊急点検通知に基づき、コースターその他の高架の遊戯施設について、車輪軸等の状態を探傷試験により確認し、また、すべての遊戯施設の緊急点検は、第2次緊急点検通知に基づき、JIS検査標準にのっとった定期検査と同等の点検を行い、それぞれ、その点検結果を報告することとされている。

しかし、調査対象72遊園地等の720施設の中には、次のとおり、点検が不十分であったとみられる例がある。

- ① 緊急点検において、直前に実施された定期検査の結果、問題なしとされ、点検を免除されたコースターが、その1か月後に車輪を巻くウレタンゴムの緩衝材がはがれ、事故を起こしているものがみられる(1遊園地等1施設)。
- ② 一部の車両や車輪について緊急点検が行われていないなど、点検内容そのものが不十分であるにもかかわらず遊戯施設全体が問題なしとして報告されているものがみられる(3遊園地等7施設)。

表1-⑬

一方、緊急点検が通例の部品交換時期と重なり、通例の部品交換について、緊急点検結果に併せてその詳細を報告しているため、問題がないにもかかわらず、点検の結果問題が発見された遊戯施設として取り扱われ、公表されているものがみられる(2遊園地等2施設)。

- ③ 平成12年構造告示による遊戯施設の分類の変更及び18年2月の遊戯施設に係るJ

I S 検査標準の統合（コースター、モノレール、観覧車等 5 種類あった検査標準を 1 種類に統合）に伴い、例えば、モノレール類とコースター類との区別に混乱がみられる。このため、今回調査した遊戯施設の中には、i) 建築確認においてモノレール等コースター以外の分類とされている遊戯施設であっても勾配が 5 度以上あるとして緊急点検（探傷試験）の対象としているもの（3 遊園地等 4 施設）がある一方、同様の遊戯施設について緊急点検（探傷試験）の対象としていないものがある（7 遊園地等 10 施設）、ii) 走行状態や車輪軸の構造の相違から、同種の遊戯施設について、特定行政庁により緊急点検の対象としているもの（1 遊園地等 1 施設等）がある一方、緊急点検の対象としていないもの（2 遊園地等 3 施設等）がある。

エ 点検結果に基づく特定行政庁の対応

国土交通省の 2 回の緊急点検の要請では、いずれも、点検の結果問題があると判断された遊戯施設については、特定行政庁が必要な是正措置を講ずることとされている。

しかし、調査対象 65 特定行政庁の中には、次のとおり、問題のある旨の報告があった遊戯施設や点検中の遊戯施設について、十分な対応を執っていないとみられるものがある。

- ① コースターに関する緊急点検の結果、1 年以内に探傷試験を行っていないと報告された遊戯施設について、その後の探傷試験の実施を現地確認したり、徴求した実施結果報告書により確認したりしている特定行政庁がある（2 特定行政庁）一方、探傷試験の実施が必ずしも法令上明確に義務付けられていないとして、特段の指導を行わないこととしている特定行政庁がある（1 特定行政庁）。
- ② 点検中として報告があった遊戯施設について、毎月定期的にフォローアップ調査を実施している特定行政庁（1 特定行政庁）や現地指導により日常点検、運行管理の充実強化に結び付けている特定行政庁（1 特定行政庁）がある一方、遊戯施設の所有者等に点検が終了した際に報告をするよう指示するにとどまっている特定行政庁がある（4 特定行政庁）。
- ③ すべての遊戯施設の緊急点検の結果報告において、「B（要注意）」及び「C（法不適合）」と判定されたもの双方について措置状況を確認している特定行政庁がある（1 特定行政庁）。一方、同一の遊園地等事業者が所有する 10 施設の直近の定期検査報告において、「C」判定の遊戯施設はないものの、うち 7 施設の 17 検査項目に「B」判定があるにもかかわらず、緊急点検の報告の対象が「C」判定の遊戯施設とされていることもあり、「B」判定の 7 施設については特段の対応を執らずに「問題なし」として報告している特定行政庁がある（1 特定行政庁）。

また、特定行政庁の中には、過去 1 年以内に定期検査報告が提出されている遊戯施設については、その検査内容が J I S 検査標準ののっっているか否かを確認することなく、緊急点検の実施及びその結果の報告を求めないこととしている特定行政庁がみられる（2 特定行政庁）。

表 1-⑭

オ 関係者による今回の緊急点検に対する意見等

調査対象とした 72 遊園地等、65 特定行政庁及び 19 地域法人の関係者 252 人に対し、国土交通省の緊急点検に対する意見等を聴取した結果、次のとおり、点検対象の遊戯施設

図 1-①

設について、運行期間・回数などの使用実態や安全装置の設置の有無による安全性能に係る仕様の違い等を十分踏まえた上で点検の指示を行うべきであったとするものが 147 人 (58%) と最も多く、次いで、当面の安全は確保されたとして一定の評価が得られているのではないかとするものが 77 人 (31%) となっている。

また、上記の関係者 252 人にコースター等の遊戯施設に対する探傷試験の義務付けの在り方について意見を聴取した結果、次のとおり、探傷試験の義務付けの対象とする遊戯施設は、使用実態や仕様を十分踏まえたものとするべきとするものが 188 人 (75%) と最も多く、次いで、探傷試験の実施は大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべきとするものが 76 人 (30%) となっている。

さらに、調査過程で聴取した関係者からの個別の意見の中には、i) 点検の指示から点検の実施及び報告までの期間が短く、探傷試験等の検査者の確保が困難であった、ii) 必要となる点検・検査の項目や方法等がこれまでの特定行政庁による指導内容と大きく異なり戸惑っている、iii) 法令上明確にされていない J I S 検査標準による検査を義務付けることに疑問を有するなどの意見が比較的多くみられる。

表 1-15

意見聴取結果

(設問 1) 国土交通省の緊急点検に対する意見等 (複数回答あり。回答者数: 252 人、延べ回答数 272)

- ・ 使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。 147 人 (58%)
- ・ 当該点検は、各遊戯施設において的確に実施されており、これらの対応で、当面の安全は確保できるのではないか。 77 人 (31%)

(設問 2) コースター類の遊戯施設に対する探傷試験の義務付け方針に対する意見等 (複数回答あり。回答者数: 252 人、延べ回答数: 394)

- ・ 使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。 188 人 (75%)
- ・ 探傷試験の実施は、大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべき。 76 人 (30%)

(所見)

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、緊急点検結果のフォローアップを的確に実施し、その効果を持続させるため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 緊急点検が実施されていない遊戯施設を把握し、点検を着実に実施させるよう特定行政庁に要請すること。また、緊急点検の結果、問題があると判断された遊戯施設については、必要な措置が講じられるよう特定行政庁に要請すること。
- ② J I S 検査標準等の明確な基準による点検検査が今後の定期検査において徹底されるよう、検査項目、方法等を法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、遊戯施設における探傷試験の義務付けに当たっては、その使用実態や安全性能に係る仕様を踏まえたものとなるよう検討すること。

表 1-① 建築基準法上の遊戯施設に関する安全確保対策（関係条項）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 抄

（工作物への準用）

第 88 条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第 3 条、第 6 条（第 3 項及び第 5 項から第 12 項までを除くものとし、第 1 項及び第 4 項は、昇降機等については第 1 項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第 6 条の二（第 3 項から第 8 項までを除く。）、第 6 条の三（第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条から第 7 条の四まで、第 7 条の五（第 6 条の三第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第 8 条から第 11 条まで、第 12 条第 5 項（第四号を除く。）及び第 6 項から第 8 項まで、第 13 条、第 18 条（第 4 項から第 11 項まで及び第 22 項を除く。）、第 20 条、第 28 条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 36 条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第 37 条、第 40 条、第 3 章の二（第 68 条の二十第 2 項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第 86 条の七第 1 項（第 28 条の二（第 86 条の七第 1 項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 86 条の七第 2 項（第 20 条に係る部分に限る。）、第 86 条の七第 3 項（第 32 条、第 34 条第 1 項及び第 36 条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第 90 条の規定を、昇降機等については、第 7 条の六、第 12 条第 1 項から第 4 項まで及び第 18 条第 22 項の規定を準用する。この場合において、第 20 条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

【参考】建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）

第九章 工作物

（工作物の指定）

第 138 条

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第 88 条第 1 項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第 6 条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並

びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

2～3 (略)

4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員 (以下この章において「建築主事等」という。)は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

(報告、検査等)

第12条 1～2 (略)

3 昇降機及び第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査(当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 [定期検査・報告]

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物に限る。)の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。 [定期点検]

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。 [報告徴収]

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者

二 第1項の調査、第2項若しくは前項の点検又は第3項の検査をした一級建築士若しくは

<p>二級建築士又は第一項若しくは第3項の資格を有する者</p> <p>三 第77条の二十一第1項の指定確認検査機関</p> <p>6 (略)</p> <p>7 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)を保存しなければならない。 [定期検査台帳]</p> <p>8 (略)</p>
--

- (注) 1 下線は、当省が付した(以下同じ)。
 2 [] 書きは、条項の説明のために当省が付した。

表1-② 日本工業規格(JIS)における遊戯施設の安全基準について

<p>1 日本工業規格(JIS)とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業標準化法(昭和24年法律185号)に基づき、経済産業省に置かれている日本工業標準調査会の答申を受けて、産業ごとの主務大臣が制定する工業標準化のための基準であり、建築物その他の構築物の設計、施工方法又は安全条件について定めている。 ○ JISは、それに適合しない製品の製造、販売、使用、JISに適合しない方法による使用などを禁ずるものではなく、任意標準である。しかし、JISを法令において引用することによって、強制力を持つ強制標準としているものもある。 <p>例) JIS K0101「工業用水試験方法」による水質測定義務付け 工業用水道事業法施行令(昭和32年政令291号)第1条において、工業用水道事業者に対し、JIS基準K0101工業用水試験方法による水質の測定を義務付けている。</p> <p>2 JISにおける遊戯施設の安全基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、遊戯施設については、定期検査の際の基準として、JISA1701〔遊戯施設の検査標準〕が定められている。これは、平成18年にコースターの検査基準であるJISA1701〔遊戯施設(コースター)の検査標準〕を基に、JISA1714(観覧車の検査標準)、JISA1715(飛行塔の検査基準)、JISA1716(ウォーターシュートの検査標準)及びJISA1717(メリーゴーランドの検査標準)を統合する形で定められたものである。 ○ JISA1701〔遊戯施設の検査標準〕 <ul style="list-style-type: none"> ① 規格番号 JISA1701 ② 主務大臣 国土交通省 ③ 制定年月日 昭和50年3月20日 ④ 最新改正年月日 平成18年2月15日 ⑤ 原案作成団体 (財)日本建築設備・昇降機センター ⑥ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ この規格は、建築基準法に基づく遊戯施設の安全について検査するための検査項目、検査器具及び検査方法について規定するもの。 ・ 探傷試験 探傷試験には、磁粉探傷機、超音波探傷機又は探傷試験用浸透液を用いることされている。
--

- ・ 車輪軸などについては、一年に一回以上の探傷試験を行うこととされている。
- ・ 建築基準法、施行令、施行規則、遊戯施設関係の告示、通達では、J I S A1701 [遊戯施設の検査基準] を引用しておらず、したがって、J I S A1701 は任意標準として用いられている。

(注) 遊戯施設の検査標準 (J I S A1701) 等に基づき当省が作成した。

表1-③ コースターその他これに類する高架の遊戯施設の緊急点検等の要請

「遊戯施設における事故対策について」(平成19年5月6日国住指第865号 都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知)

去る5月5日に大阪府下の遊園地において、遊戯施設のコースターで死亡事故が発生したことは誠に遺憾である。

現在、この事故について関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、同様の事故の再発を防止するため、下記により遊戯施設の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対して、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. コースターに関する緊急点検の実施

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条第2項第2号に掲げるもののうちコースターその他これに類する高架の遊戯施設(軌条を走行するもので勾配が5度以上のものに限る。)の所有者等に対して、速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第5項に基づき、下記の緊急点検の結果を報告するよう求めること。

(1) 点検の内容

車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆び、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等の有無を点検すること。また、車輪軸については、探傷試験を行い、き裂等の有無を確認すること(ただし、本日から起算して1年以内に探傷試験を行っている場合はこの限りでない。)。

(2) 問題がある場合の措置

安全が確認されるまでは運行を停止させるとともに、上記(1)の点検の結果問題があると判断される場合は、必要に応じて法第9条第1項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に是正されるよう必要な措置を講ずること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県におかれては、上記(1)点検の実施状況について、管内の特定行政庁への報告状況をとりまとめ、平成19年5月18日(金)(別添の事故施設と同種の遊戯施設については平成19年5月11日(金))までに、別紙様式により当職まで報告すること。

2. 所有者等に対する事故防止対策の徹底

令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設の所有者等に対し、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査を適切に実施するとともに、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）」（平成12年12月26日付け建設省住指発第932号）を参考として、これらの遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を図るよう周知すること。

なお、建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期報告が行われていない遊戯施設の所有者等に対しては、早急に定期報告の提出を求めるとともに、その結果に基づき適正な状態に是正されるよう必要な措置を講ずること。

（注）下線は、当省が付した。

表1-④ 「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）－抄－

（平成12年12月26日建設省住指発932号 東日本遊園地協会理事長及び西日本遊園地協会理事長あて建設省住宅局建築指導課長通知）

標記手引書は、財団法人日本建築設備・昇降機センターに設置された「遊戯施設事故防止委員会」（委員長：直井英雄東京理科大学教授）における検討を経て、平成12年12月にとりまとめられました。この手引書は、従来遊戯施設の維持保全及び運行管理の適正化に広く参考とされてきた「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」（昭和52年財団法人日本昇降機安全センター作成）の改定に当たるものです。

近年、遊戯施設の複雑化・大型化が進み、施設の適正な設計・施工はもとより、保守・点検・部品交換等の確実な履行や日常の運行業務における安全管理体制の徹底が益々重要となっております。このような中であって、遊戯施設の設置・運行に関わる事業者が、施設の維持保全計画及び運行管理規程を適切に作成・整備することは、利用者の安全確保を図る上で極めて有効であると考えます。

つきましては、貴協会におかれましては、遊園地の関係事業者に対して標記手引書の周知を図ることにより、遊戯施設の安全対策の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

「遊戯施設の維持保全計画書」の作成手引き

遊戯施設の安全管理は、適切な点検・検査、消耗部品の計画的な交換、故障・不具合等に対する適切な対策が不可欠である。こうした安全に関わる維持保全を遺憾なく実施するためには、関係者の責任範囲、図書や記録類の保管、点検や部品交換等の時期、予定される費用等についてあらかじめ明確に整理した「遊戯施設の維持保全計画書」（以下「維持保全計画書」という。）を作成し、常備しておくことが望ましい。

このことは、遊戯施設の所有者等に求められる社会的責任と考えるべきである。

本手引きは、建築基準法第8条第2項に基づく建築物の維持保全計画に準じて、遊戯施設にふさわしい「維持保全計画書」を作成する場合の手引きである。

I 総則

1. 維持保全計画書の作成

維持保全計画書は、個々の遊戯施設ごとに作成する。

2. 維持保全計画書に記述すべき事項

維持保全計画書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理者等に関する事項
- (2) 遊戯施設の概要に関する事項
- (3) 維持保全の実施体制に関する事項
- (4) 図書の作成及び保管に関する事項
- (5) 点検・検査に関する事項
- (6) 保守・部品交換に関する事項
- (7) 事故・リコール情報等に関する事項
- (8) 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項
- (9) その他維持保全に必要な事項

3. 用語の定義

4. 維持保全管理者等の選任

- (1) 維持保全管理者及び維持保全技術者の選任

維持保全管理者及び維持保全技術者は、所有者等が選任する。

- (2) 維持保全管理者及び維持保全技術者の要件

5. 維持保全計画書の作成等

- (1) 維持保全計画書の作成

維持保全計画書は、原則として維持保全管理者が作成し、所有者等の承認を受けるものとする。

- (2) 維持保全計画書の規格

II 各項目の詳細

1. 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理者等に関する事項

- (1) 遊戯施設の名称
- (2) 所有者等の氏名
- (3) 維持保全管理者の氏名
- (4) 維持保全技術者の氏名（複数の場合はそれぞれ担当分野も記載）
- (5) 運行管理者の氏名
- (6) 所有者等による承認年月日

2. 遊戯施設の概要に関する事項

- (1) 分類及び名称
- (2) 設置場所及び所有者
- (3) 施設の概要
- (4) 乗物数及び定員
- (5) 施設の寸法及び運動速度

- (6) 原動機の種類、容量及び台数
 - (7) 安全装置
 - (8) 安全柵及び運転室の寸法
 - (9) 主要構造部の概要
 - (10) 客席部分の概要
 - (11) 機械装置の概要
 - (12) 制動装置
 - (13) 運転・操作の方法
 - (14) 基礎の構造
 - (15) 荷重の算定
 - (16) 乗客の利用制限
 - (17) 風速等による制限
 - (18) その他特記事項
 - (19) 設計、製造及び施工会社の名称及び連絡先（電話番号を含む）
3. 維持保全の実施体制に関する事項
 - (1) 維持保全の実施体制と責任範囲
 - (2) 関連公共機関等
 - i) 医療・保健機関
 - ii) 関連する公共機関等
 4. 図書の作成及び保管に関する事項
 - (1) 遊戯施設の仕様及び図面
 - (2) 性能計算書
 - (3) 官公庁関係書類
 - (4) 維持管理、保守管理関係図書
 - (5) 運行管理関係図書
 - (6) 点検・検査記録簿
 - (7) 設置工事関係の図書
 - (8) 引渡し書類リスト
 5. 点検・検査に関する事項
 - (1) 定期点検
 - (2) 法定定期検査
 6. 保守・部品交換に関する事項
 - (1) 保守等に関する特記事項
 - (2) 保守等の特記事項に関する納入者確認書
 - (3) 部品交換
 - (4) 補修・改造等の履歴表
 7. 事故・リコール情報等に関する事項
 8. 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項
 9. その他維持保全に必要な事項
遊戯施設の機種、設置環境等により固有の維持保全を要する事項など、前項までの各
項以外に、維持保全上必要な事項を記載する。

「遊戯施設の運行管理規程」の作成手引き

「遊戯施設の運行管理規程」（以下「運行管理規程」という。）は、遊戯施設の所有者等が、遊戯施設の運行業務の管理及び運転に関して、関係者の役割分担と事故発生時等緊急時における対応方法、その他必要な事項を定めることにより、遊戯施設及びその利用者の安全確保を図ることを目的とするものである。

本手引きは、「遊戯施設の運行管理規程」を作成する場合の手引きである。

I 総則

1. 対象とする遊戯施設の範囲

運行管理規程は、各遊園地及び所有者等が同一の遊戯施設をひとまとまりの単位として作成することを原則とする。

2. 運行管理規程に記述すべき事項

運行管理規程には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象とする遊戯施設の名称
- (2) 運行業務における役割分担
- (3) 始業・終業点検
- (4) 運行日誌
- (5) 利用者に対する注意事項の掲示
- (6) 運転者の遵守事項
- (7) 運行の中止等の基準
- (8) 救急体制
- (9) 事故発生時の措置
- (10) 特定行政庁への報告
- (11) 教育及び訓練
- (12) その他運行管理に必要な事項

3. 用語の定義

4. 運行管理者等の選任

- (1) 運行管理者、運転者及び補助者の選任
- (2) 運行管理者の要件
- (3) 運転者の要件

イ 満18歳以上であること。

ロ 遊戯施設の運転に関し必要な教育を受けた者であること。

ハ 担当する遊戯施設の種類に応じて所要の期間、運転見習い実習を修了し、必要な業務を適正に行うことができると認められた者であること。

5. 運行管理規程の作成等

- (1) 運行管理規程の作成
- (2) 運行管理規程の規格

Ⅱ 各項目の詳細

1. 対象とする遊戯施設の名称
2. 運行業務における役割分担
 - (1) 所有者等の役割
 - (2) 運行管理者の役割
 - (3) 運転者の役割
 - (4) 補助者の役割
3. 始業・終業点検
 - (1) 始業点検
 - (2) 終業点検
4. 運行日誌
5. 利用者に対する注意事項の掲示
6. 運転者の遵守事項
7. 運行の中止等の基準
 - (1) 運行の中止
 - (2) 運行の再開
8. 救急体制
9. 事故発生時の措置
10. 特定行政庁への報告

所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、所管の特定行政庁とあらかじめ相談のうえ、運行管理規程に定めるものとする。

この場合の報告方法は次のものを標準とする。

 - イ 遊戯施設事故速報 事故が発生した時から24時間以内
 - ロ 遊戯施設事故詳報 事故の詳細が判明した都度、その時点から起算して7日以内
 - ハ 推定される事故原因及び再発防止のために講じた安全対策の内容の報告 運行再開時（人身事故の場合）
11. 教育及び訓練
12. その他運行管理に必要な事項

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-⑤ すべての遊戯施設における緊急点検等の要請

「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」（平成 19 年 5 月 23 日国住指第 989 号都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知）

「遊戯施設における事故対策について」（平成 19 年 5 月 6 日付国住指第 865 号）において、コースターその他これに類する高架の遊戯施設に関する緊急点検の実施等をお願いしたところであるが、点検結果から、約 4 割の遊戯施設で車輪軸の探傷試験を 1 年以内に実施していないなど、日本工業規格の検査標準（JIS A1701）に基づいた定期検査又は定期点検（以下「定期検査等」という。）の実施が徹底されていないことが明らかとなった。

ついては、下記により、遊戯施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 全ての遊戯施設における緊急点検の実施

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる遊戯施設の所有者等及び遊戯施設の管理者である都道府県知事及び市町村長等に対して、速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 5 項に基づき、下記の緊急点検の結果を報告するよう求めること。

(1) 点検の内容

日本工業規格の検査標準に基づき、法第 12 条第 3 項に基づく定期検査又は同第 4 項に基づく定期点検と同内容（コースターその他これに類する高架の遊戯施設については、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条に係る部分を除く。）の点検を行うこと。（ただし、本日から起算して1 年以内に行われた定期検査等が、建築基準法令及び日本工業規格の検査標準に基づき適切に行われていることが確認された場合は、この限りでない。）

(2) 問題がある場合の措置

(1) の点検の結果問題があると判断される場合は、安全が確認されるまで当該遊戯施設の運行を停止させるとともに、必要に応じて法第 9 条第 1 項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に是正されるよう必要な措置を講じること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県におかれては、(1) の点検の実施状況について、管内の特定行政庁への報告状況をとりまとめ、平成 19 年 7 月 13 日（金）までに、別紙様式により当職まで報告すること。

2. 日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底

コースターその他これに類する高架の遊戯施設の所有者等に対して、法第 12 条第 3 項に基づく定期検査又は同第 4 項に基づく定期点検を、日本工業規格の検査標準に基づき適切に実施するよう周知徹底すること。

「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について(補足)」(平成19年5月23日 都道府県建築主務課長あて国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐名事務連絡)

日頃より国土交通行政にご理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記については、平成19年5月23日付け国住指第989号においてお願いさせていただきましたが、詳細は下記によることとしますので、よろしくお願い致します。

なお、貴管内の特別行政庁に対しても、周知していただきますようお願い致します。

記

1. 緊急点検結果詳細の提出

平成19年5月23日付け国住指第989号に基づく緊急点検の回答期限(平成19年7月13日)にあわせ、別添の緊急点検結果詳細表についても提出いただきますようお願い致します。

2. 定期検査等が日本工業規格の検査標準等に基づき適切に行われていることの確認

平成19年5月23日付け国住指第989号の記1(1)ただし書き「定期検査等が建築基準法令及び日本工業規格の検査標準に基づき適切に行われていることの確認」は、例えば、遊戯施設の所有者等や定期検査を実施した検査資格者に対して、(財)日本建築設備・昇降機センター発行の定期検査業務規準書における遊戯施設検査表(標準様式)の指摘(A、B、C)が建築基準法令や日本工業規格の検査標準に基づき判断されているか否かを、実際の試験結果、測定結果等関係する資料の提出を求める等により確認することが考えられます。

(具体例) 遊戯施設検査表(標準様式)の4.3ワイヤーロープ巻上装置の場合

チェーンコンベア巻上装置であれば、日本工業規格の検査標準(JIS A1701) 5.4.1b)に基づき、チェーンの伸び量の測定結果、リンク・軸・孔などの直径の摩耗量やリンク板の厚さ及び幅の摩耗量の抜取検査結果のデータの提出を求め、検査表(標準様式)の指摘(A、B、C)と突合する。

※ これらの測定結果等は、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成の手引き」によれば、常備する必要がある図書とされているところ。

3. 緊急点検結果の報告期限内に行われる定期検査等との関係

一般の緊急点検については、結果の国土交通省への報告期限を平成19年7月13日とさせていただきますが、例えば、6月中に通常の定期検査等の時期を迎える場合は、当該定期検査等の結果をもって緊急点検の結果に代えることができるものとします。ただし、上記1に示したとおり、当該定期検査等が建築基準法令及び日本工業規格の検査標準に基づき適切に行われていることを確認して下さい。

(注) 下線は、当省が付した。

表1-⑥ 国土交通省の緊急点検の実施結果

1 コースターに関する緊急点検（5/6指示、5/23公表）

（点検結果）

点検対象となる遊戯施設数	306基	100%
緊急点検を実施し、結果が報告された施設数	256基	83.7%
点検の結果、問題ない施設数	249基	81.4%
点検の結果、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があった施設数	7基	2.3%
うち是正された施設数	6基	2.0%
点検中の施設数	50基	16.3%

（探傷試験の実施の有無）

点検対象となる遊戯施設数	306基	100%
設置後1年を経過していない施設数* （*3施設は既に探傷試験を実施済）	9基	2.9%
設置後1年を経過し、過去1年以内に探傷試験を行っていた施設数	178基	58.2%
〃、過去1年以内に探傷試験を行っていなかった施設数	119基	38.9%
うち過去に一度も探傷試験を行っていなかった施設数	72基	23.5%

2 すべての遊戯施設における緊急点検（5/23指示、7/31公表）

（点検結果）

点検対象となる遊戯施設数	2,265基	100%
緊急点検を実施し、報告のあった遊戯施設数	2,175基	96.0%
点検の結果、特に指摘がない遊戯施設数	2,116基	93.4%
点検の結果、「法不適合の指摘あり」または「要修理」の項目があった遊戯施設数	59基	2.6%
うち是正された遊戯施設数	38基	1.7%
点検中の遊戯施設数	90基	4.0%

（コースター等に関する緊急点検（フォローアップ））

点検対象となる遊戯施設数	307基	100%
緊急点検を実施し、結果が報告された施設数	293基	95.4%
点検の結果、問題ない施設数	278基	90.6%
点検の結果、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があった施設数	15基	4.9%
うち是正された施設数	12基	3.9%
点検中の施設数	14基	4.6%

（注）国土交通省ホームページ等に基づき、当省が作成した。

表1-⑦ 調査対象とした遊園地等（72遊園地等）における遊戯施設の緊急点検結果

(コースター等に関する緊急点検)		
点検対象となる遊戯施設数	203基	100%
緊急点検を実施し、結果が報告された施設数	192基	94.6%
点検の結果、問題ない施設数	174基	85.7%
点検の結果、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があった施設数	18基	8.9%
うち是正された施設数	7基	3.4%
点検中の施設数	11基	5.4%

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(すべての遊戯施設の緊急点検結果)		
点検対象となる遊戯施設数	720基(171基)	—
点検免除(1年以内に適正な定期検査を実施)	358基(90基)	—
緊急点検を実施することとされた遊戯施設数	362基(81基)	100%
緊急点検を実施し、報告のあった遊戯施設数	356基(77基)	98.3%
点検の結果、特に指摘がない遊戯施設数	347基(74基)	95.9%
点検の結果、「法不適合の指摘あり」または「要修理」の項目があった遊戯施設数	9基(3基)	2.5%
うち是正された遊戯施設数	3基(1基)	0.8%
点検中の遊戯施設数	6基(4基)	1.6%

(注) 当省の調査結果による。

表1-⑧ 特定行政庁の改善指導が不十分で、改善がなされなかったものが緊急点検により改善が図られた例

1	<p>「Aプール」のウォータースライダーは、平成16～18年度の定期検査報告の検査表で一部項目についてC判定（要修理）の報告が行われており、これに対して、県は、毎年、Aプールに対し文書による改善を要請</p> <p>しかし、県では、年1回文書による改善通知を行うにとどまり、勧告等の次善の対応策をとっていないこともあり、改善が行われてこなかったが、今回の緊急点検の実施の際に、Aプール側から「平成18年度までは、財政上の問題等から改善していなかったが、平成19年6月28日に改善した。」との回答を得ている。</p> <p style="text-align: right;">(愛媛県:ウォータースライド)</p>
2	<p>県が把握している遊戯施設数は、平成16年度及び17年度は15施設、18年度は25施設であるが、それに対し、定期検査報告数は、平成16年度は11施設（未報告4施設（26.7%））、17年度は13施設（未報告2施設（13.3%））、18年度は15施設（未報告10施設（40.0%））と、毎年度、定期検査報告が未提出となっている施設がみられる状況であった。</p> <p>しかし、特定行政庁である県は、平成16年度までは定期検査報告の督促を行っておらず、17年度以降は、17年度は2施設及び18年度は10施設に対して督促を行っているとしているが、定期検査報告は履行されなかった。</p> <p>このような中、5月23日付けの全遊戯施設に係る緊急点検の指示があり、定期検査報告未提出の10施設についても緊急点検の実施を指示した結果、定期検査と同様な点検・検査が行われ、その結果が報告されている。</p> <p style="text-align: right;">(鹿児島県)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表1-⑨ 緊急点検を契機として維持保全計画書又は運行管理規程を新規に作成した施設(作成中を含む。)

〔維持保全計画書〕

都道府県名	事業者	遊戯施設(一般名称)	設置年	維持保全計画の作成状況
北海道	A	コースター	昭61	新規作成
静岡県	B	マッドマウス	平10	新規作成
		コースター	平9	
		ウォーターシュート	平10	
		ローター	平9	
和歌山県	C	コースター	平2	新規作成
		コースター	昭54	
		ウォーターシュート	平元	
		ローター	平8	
兵庫県	D	コースター	平6	新規作成
		コースター	昭61	
		オクトパス	平15	
		オクトパス	平6	

都道府県名	事業者	遊戯施設(一般名称)	設置年	維持保全計画の 作成状況
香川県	E	コースター	平3	新規作成
		コースター	平8	
		ウォーターシュート	平3	
		オクトパス	平3	
愛媛県	F	コースター	昭62	新規作成
		オクトパス	平4	
		オクトパス	昭62	
宮崎県	G	観覧車	昭58	新規作成
熊本県	H	コースター	平6	新規作成
鹿児島県	I	モノレール	昭55	新規作成
		回転ブランコ	昭55	
		メリーゴーラウンド	昭55	
		メリーゴーラウンド	昭56	
		観覧車	昭59	
		ローター	昭61	
北海道	J	コースター	平元	作成中
		コースター	昭63	
		ウォーターシュート	昭62	
		ローター	昭62	
		海賊船	平元	
愛知県	K	モノレール	平4	作成中
		コースター	平4	
		オクトパス	平4	
石川県	L	コースター	平8	作成中
大阪府	M	コースター	平13	作成中
		コースター	平6	
		コースター	昭63	
		ローター	平9	
京都府	N	モノレール	平4	作成中
		マッドマウス	昭61	
		観覧車	平元	
		オクトパス	昭62	
岡山県	O	コースター	平3	作成中
		コースター	平7	
		コースター	昭61	
		ローター	昭61	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「維持保全計画」欄の「新規作成」は、緊急点検を契機に新たに維持保全計画書が作成されている施設であり、「作成中」は、当省の調査時点で作成に着手しているものである。

〔運行管理規程〕

都道府県名	事業者	遊戯施設(一般名称)	設置年	運行管理規程の 作成状況
愛知県	P	モノレール	平4	新規作成
		コースター	平4	
		オクトパス	平4	
福井県	Q	コースター	平11	作成中
		メリーゴーラウンド	平14	
		オクトパス	平12	
		海賊船	平12	
兵庫県	R	コースター	平6	作成中
		コースター	昭61	
		オクトパス	平15	
		オクトパス	平6	
北海道	S	コースター	平元	作成中
		コースター	昭63	
		ウォーターシュート	昭62	
		ローター	昭62	
		オクトパス	平元	
岡山県	T	コースター	平3	作成中
		コースター	平7	
		コースター	昭61	
		ローター	昭61	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「運行管理規程」欄の「新規作成」は、緊急点検を契機に新たに運行管理規程が作成されている施設であり、「作成中」は、当省の調査時点で作成に着手しているものである。

表1-⑩ 緊急点検を契機に、特定行政庁が新たに建築基準法上の遊戯施設を把握し、緊急点検の対象としている例

事業者 (所在都道府県)	遊戯施設(一般名称)	設置年	備考
A (埼玉県)	ウォーターライド	不明	定期報告なし
B (岐阜県)	ウォーターシュート	平18	台帳未搭載(7月末点検実施)
	パラシュートタワー	平19	初期点検予定
C (富山県)	モノレール	平19	初期点検報告で報告
D (奈良県)	パラシュートタワー	平19	初期点検予定

事業者 (所在都道府県)	遊戯施設 (一般名称)	設置年	備 考
E (香川県)	ウォーターライド	不明	定期報告義務なし。台帳未搭載
F (香川県)	ウォーターライド	不明	定期報告義務なし。台帳未搭載
G (愛媛県)	ウォーターライド	昭 58	完了検査、定期報告なし
H (愛媛県)	ウォーターライド	昭 58	
I、J、K (佐賀県)	ウォーターライド3 施設	不明	県職員が独自に把握
L (長崎県)	コースター	平 4	追加 (6/21 点検結果報告) ※設置以降 1 度も探傷試験を行っていない施設
	海賊船	平 14	定期報告なし
	オクトパス	平 14	
	観覧車	平 14	
	メリーゴーラウンド	平 17	建築確認・検査なし
	海賊船	平 17	
モノレール	平 14		
M (熊本県)	観覧車	平 18	初期点検報告で報告
	海賊船	平 19	
N (大分県)	メリーゴーラウンド	平 18	定期報告時期未到来で台帳未搭載
	オクトパス	平 18	
	メリーゴーラウンド	平 18	
	パラシュートタワー	平 19	初期点検報告で報告
O (鹿児島県)	ウォーターライド	当初(昭 59) 移設(平 7)	現地訪問時に把握 追加点検(7/13)

(注) 当省の調査結果による。

表 1-⑪ 点検漏れの遊戯施設(当省の調査で把握したもの)

事業者	遊戯施設 (一般名称)	設置年	備 考
A (大阪府)	ウォーターライド	昭 60	定期報告なし
B (和歌山県)	モノレール	平 16	建築確認、定期報告なし
	パラシュートタワー	平 16	緊急点検指示漏れ
C (奈良県)	ウォーターライド	昭 60	追加(7/4 点検済み)
D (岡山県)	ウォーターライド	平 5	特定行政庁が追加して緊急点検し、報告するよう指示
	ウォーターライド	平 7	

事業者	遊戯施設（一般名称）	設置年	備考
E (佐賀県)	メリーゴーラウンド	平5	建築確認、定期報告なし
F (熊本県)	海賊船	平16	定期報告なし
G (福岡県)	ウォーターライド	昭58	建築確認を要しない時期に設置されたもので、特定行政庁が緊急点検の対象とならないと誤解

(注) 当省の調査結果による。

○ 点検未実施の遊戯施設のうち、施設の休止、撤去、あるいは遊園地そのものの廃園・休園により、途中で点検を断念している例

事業者	遊戯施設（一般名称）	設置年	備考
H (北海道)	オクトパス	平元	休止中
I (秋田県)	モノレール	昭60	休園
	回転ブランコ	昭54	
	メリーゴーラウンド	昭57	
	観覧車	平2	
	海賊船	昭63	
	分類不明	平4	
J (千葉県)	モノレール	平10	撤去
K (岐阜県)	ウォーターシュート	平14	休止中
L (石川県)	モノレール	昭63	廃止予定
	モノレール	昭63	
M (滋賀県)	コースター	昭41	廃止決定
	回転ブランコ	昭41	
N (奈良県)	ローター	平19	撤去
O (広島県)	モノレール	昭45	廃止予定
	観覧車	平元	
	ローター	昭51	
P (佐賀県)	モノレール	昭62	廃止
	観覧車	昭47	廃止予定

(注) 当省の調査結果による。

表1ー⑫ ウォータースライドでの事故の発生に伴う緊急点検のフォローアップ

ウォータースライドの事故防止について(平成19年8月28日付け国住指第2040号都道府県建築主務部長あて 国土交通省住宅局建築指導課長通知)

去る8月25日、茨城県銚田市内のプールに設置されたウォータースライドにおいて、滑走面のコーティングの破損箇所に利用者が左腕を挟まれ負傷する事故が発生したことは誠に遺憾である(別添参照)。

現在、この事故については、関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、滑走面のコーティングの破損が原因と見られるところである。

については、同様の事故の再発を防止するため、同種の施設について始業点検等による日常点検を行い目視及び触診により滑走面のコーティングに今回の事故のような危害の生じるおそれのある甚だしい劣化がないことを確かめること等、滑走面の安全確認が行われるよう、施設の所有者等に周知されたい。

また、ウォータースライドについては、「ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設」として建築基準法の適用を受けるものであるが、銚田市内の施設は本年初めて建築基準法第12条第3項の検査が実施されたが昨年まで同検査は実施されておらず、「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」(平成19年5月23日付国住指第989号。以下「緊急点検通知」という。)により依頼した緊急点検の報告もされていなかったところである。

については、管内のウォータースライドについて、建築基準法の適用を改めて徹底するとともに、緊急点検通知に基づく報告がされていないものがないか調査し、該当する施設を把握した場合には、当該施設の所有者等並びに当該施設の管理者である都道府県知事及び市町村長等に対して速やかに緊急点検の結果を報告するよう求める等、緊急点検通知に基づく必要な措置を講じ、その報告を取りまとめ次第、別紙様式により当職にその結果を報告されたい。

なお、ウォータースライド以外の遊戯施設についても、念のため、建築基準法の適用及び緊急点検通知に基づく報告等の徹底を併せてお願いする。

貴都道府県内の特定行政庁にも、この旨ご周知いただくようお願いする。

(別添)

いこいの村潤沼のウォータースライド事故の概要 (茨城県、報道による情報)

発生日時：平成19年8月25日(土) 13:20頃

発生場所：茨城県銚田市箕輪3604 いこいの村潤沼(ひぬま)内

被害者：けが人 男子児童1名(9歳、ひじの圧迫骨折)

事故概要：プールサイドに設置されたウォータースライドで遊んでいた小学校4年の児童が、滑走路内側の亀裂に左腕を挟んだ。男児はひじを骨折しており、全治6週間のけが。現場レーンは事故後に使用をやめ、26日以降は4レーンとも閉鎖して補修と原因究明に当たっている。

当該施設の定期報告については、去年まで報告されていなかったが、今年になって事故前に報告書が提出されていた(緊急点検のリストから漏れていた)。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑬ 緊急点検内容が不十分であったとみられる例等

○ 緊急点検で問題がないとされたコースターで1か月後に事故が発生している例

1	<p>「A遊園地」で平成19年6月24日、走行中のコースター（2人掛け2列計4人乗りの単体車体によるジェットコースター）1台が一回転ループを通過後、次の坂を登り切れずに停止した。人身事故は発生していないが、原因は、鉄製の車輪を巻いていたウレタンゴムの緩衝材がはがれ、車輪固定部分との間に挟まりブレーキをかけた状態になったこと。</p> <p>当該遊戯施設は、平成19年3月29日の定期検査において車輪軸に係る探傷試験（超音波式及び磁粉式）を実施し合格となっており、また、車輪軸以外の部分についても4月20日の定期検査の結果により問題がないとされていたため、緊急点検においては、既往の定期検査結果を踏まえ、道及び国土交通省に問題がない施設として報告されていたもの。</p> <p>なお、特定行政庁では、6月26日に運転再開を認めているが、道では、事故原因が究明されていない段階での運転再開は望ましくないとし、7月7日から再度安全が確認されるまでの間の運休を指導。</p> <p style="text-align: right;">（北海道：コースター）</p>
---	--

○ 不適切な点検結果にもかかわらず「問題なし」として報告されている例

1	<p>「B遊園地」に設置されているコースターの緊急点検結果について、国土交通省への報告状況をみると、次のとおり、対象となった5両のうち1両分の結果について報告を受けないまま、既に報告されていた4両の結果により、探傷試験の結果が「合格」である旨の報告を行っている。</p> <p>① コースターの所有者は、平成19年5月10日に2両について探傷試験を行い、異常がないことを内容とする報告書を5月11日に遊園地事業者を通じて県に提出。その際、遊園地事業者は、県に対し、残りの運行車両については点検中である旨回答</p> <p>② コースターの所有者は残り3両のうち2両について5月17日に探傷試験を実施し、同日付けで報告書を作成。しかし、県では、5月15日及び5月17日に報告のあった計4両が同コースターの運行車両のすべてであると認識していたことから、5月18日付け国土交通省に対する報告では「合格」と回答</p> <p>③ 当省が平成19年7月13日に同コースターの運行車両を現地確認したところ、軌条には車両が5両置かれており、1両は県が探傷試験を行った結果について報告を受けないまま運行されていたもの。</p> <p>（注）当該車両については、国土交通省への報告後の5月24日に探傷試験が行われ、問題がない旨の報告が7月20日に特定行政庁になされている。</p> <p style="text-align: right;">（熊本県：コースター）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（発生原因）</p> <p>① 県が5月7日付けで発出した緊急点検の指示文書は、点検を実施し、その結果の報告を求めることとしているもので、点検内容は遊戯施設所有者等に任せ、十分なチェックが行われていないこと。</p> <p>② 県は5月7日のほか、5月14日にも定期検査を「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」に従って実施すること等を求めた公文書を持参して同遊園地に出向いているが、緊急点検の対象となったコースターについて探傷試験の対象となる車両数を確認していなかったこと。</p>
---	--

2	<p>「B遊園地」にコースターを所有する事業者が報告している緊急点検結果では、前年の平成18年6月～7月に行った探傷試験を、過去1年以内に探傷試験を行っていた施設として報告しているが、探傷試験の内容等をみると、次のような報告内容と異なるものとなっている。</p> <p>① 車輪軸の探傷試験は、全3車両のうち2車両について行われているもので、残り1車両については実施されていないが、その旨が緊急点検の結果には記載されていない。</p> <p>② この車両については、平成16年4月27、28日に車輪軸の探傷試験を実施して以降、3年以上、探傷試験が実施されていない。このため、他の2車両（探傷試験が実施されていた車両）の運行回数は、各々の探傷試験終了日（平成18年7月28日、同年7月3日）から調査日現在（19年7月12日）まで各々13,119回、18,757回となっているのに対し、探傷試験が行われていない1車両の運行回数は所有者が探傷試験実施の目安としている3万回を超え、約3万3,000回に上るものとなっている。</p> <p>③ 当該コースターの所有者は、平成18年6月～7月の時期に1車両について探傷試験を実施しなかった理由として、ほとんど運行の用に供さなかったことを挙げているが、18年7月24日から9月12日までの約1か月半運行されている。（熊本県：コースター）</p> <p>（発生原因等）</p> <p>県は、平成19年5月10日に、コースターの所有者から2車両分の探傷試験報告書を受領しているが、同日、所有者に照会したところ、残り1車両については運行していないと回答したため、営業開始後も運行に供されないものと判断し、過去の運行履歴及び探傷試験の実施履歴を確認していないもの。</p>
3	<p>県では、すべての遊戯施設の緊急点検結果を遊戯施設の所有者等から提出させるに当たっては、JIS検査標準に基づいて検査したことを確認できる書類の提出を求めている。</p> <p>県出先機関では、管内遊戯施設所有者等から提出された緊急点検結果報告書については、内容を審査せずに県本課に送付しており、それを受けた県本課では、7月13日に国土交通省に対して県内全52遊戯施設の所有者等から提出された遊戯施設検査表で「法不適合」又は「要修理」の項目がなかったことから、すべて「問題なし」として報告。</p> <p>しかし、52施設中2施設（「B遊園地」に設置されているコースター2基。所有者は同一事業者）については、国土交通省に対しては「問題なし」として報告しているものの、JIS検査標準に従って点検を行ったことを確認できる書類が添付されていなかったことから、県出先機関を通じて当該コースターの所有者に対し、上記資料の提出を要求（当省調査日（平成19年7月24日）現在、資料の提出なし）（熊本県：コースター2基）</p>
4	<p>「C遊園地」のパラシュートタワーのワイヤーロープ主索について、米国の事故を契機とした国土交通省からの指示を受けて特定行政庁が事業者等に照会したところ、①過去において、ロープテスターを使用した点検を実施していなかったこと、②ワイヤーロープの最終交換時期が平成13年で、交換時期（3年から5年まで）を過ぎていたことが判明。このため、急遽、1～4号機の4台の客席のうち2台についてワイヤーロープを交換して運行を開始し、残り2台については、ロープ交換又はロープテスターによる点検を行うまで運行を停止することとした。</p> <p>しかし、国土交通省への報告において、当該施設については「問題なし」と報告（埼玉県：パラシュートタワー）</p>

5	<p>「C遊園地」では、コースターではないが、車輪装置のある遊戯施設2基（いずれも「モノレール」に分類）について、社内で検討の上、コースターのように高速で走行するものではなく、また、従前のJ I S検査標準では探傷試験の対象ではなかったことから、探傷試験の対象となる施設ではないと判断し、緊急点検時にJ I S検査標準に基づく探傷試験を実施していない。</p> <p>一方、同県内の「D遊園地」では、同じく車輪装置のある遊戯施設（メリーゴーランドに分類）について、低速の施設で、探傷試験の対象なのか疑問を持ったので特定行政庁に相談したところ明確な回答はなく、社内で検討の上、探傷試験を行うことが無難との結論に達し、探傷試験を実施している。（埼玉県：モノレール、メリーゴーラウンド）</p> <p>（発生原因等）</p> <p>平成19年5月23日指示の緊急点検において、J I S検査標準に基づく探傷試験の実施が必要な施設の範囲が明確に示されておらず、また、特定行政庁も事業者の照会に明確に答えていないこと。</p>
6	<p>「C遊園地」のコースターは、平成19年1月14日の定期検査実施時にJ I S検査標準に基づく磁粉探傷試験を行ったが、主車輪軸56本のうち4本（7.1%）及び側車輪軸56本のうち2本（3.6%）については、磁粉が車軸に十分付着しないため、目視による検査のみ行い、磁粉探傷が行われていない。しかし、同年5月の緊急点検においては、過去1年以内に適切に探傷試験が行われた施設として「問題なし」として報告（埼玉県：コースター）</p> <p>（発生原因等）</p> <p>① 磁粉探傷試験ができなかった車輪軸については、探傷試験を実施しないまま「異常なし」と判定して、特定行政庁に報告していること。</p> <p>② 緊急点検結果の審査を行った特定行政庁は、緊急点検結果に磁粉探傷試験記録が添付されており、遊戯施設の製造業者と遊戯施設管理者等が協議し、総合的に判断した結果を尊重し、「問題がない」と報告していること。また、埼玉県では、J I S検査標準に基づく試験方法で探傷試験を実施している車輪軸は全体の9割以上に達しており、全体としては探傷試験が適切に実施されたと認識しており、安全に問題はないとしていること。</p>
7	<p>特定行政庁たる地方公共団体が所有する遊戯施設は、法第12条第4項に基づき、定期検査報告の対象外施設となっている。</p> <p>愛知県内の遊戯施設（モノレール）では、平成19年3月8日の定期点検結果で、注意事項（B判定）として「乗り場の床に経年による劣化が見受けられる。」、「運転ボックスの扉の溶接割れあり。補修したが、取替え時期」との指摘あり。</p> <p>しかし、定期検査報告事務を担当する特定行政庁ではこの検査結果を把握しておらず、緊急点検（平成19年5月）において初めて把握（愛知県：モノレール）</p> <p>（発生原因等）</p> <p>特定行政庁である地方公共団体が所有・管理する遊戯施設に係る定期点検結果については、自ずと建築指導担当部署の知りうるところとなるとの考えから、報告制度はないが、実際には、建築指導担当部署に情報が行き届かない場合がある。</p>

8	<p>緊急点検において、「E遊園地」では、車輪ウレタン部に亀裂、車軸に油分付着による変色が見られたため、それぞれ部品の交換時期が到来していることもあり新しい部品と付け替えて、その旨を報告。また、「F遊園地」では、車輪と車軸の溶接部のよじれが探傷検査により傷のように見えたことから、当該部分を研磨して消し、消し切れないものは新しい部品と交換して、その旨を報告。</p> <p>上記の2施設は、些細な補修に関しても報告したが故に、緊急点検により問題があった施設と公表されている。</p> <p>なお、定期検査報告では、本来は補修した状況を報告するものであり、補修した後の状態を報告するものではないが、事前に点検を行い不具合があれば補修を行ってしまうので、定期検査の結果(判定)はA評価となっているものが多く、両事業者とも、緊急点検も同様の考え方で報告すべきであったとしている。 (東京都:コースター3基)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>緊急点検結果の報告を求めている平成19年5月23日付け国住指第989号及び同日付け事務連絡では、緊急点検等によりC判定(「法不適合の指摘あり」又は「要修理」)の項目があった施設のみを問題があった施設として報告するよう指示されていたが、特定行政庁では、B判定のものも問題があると解釈して、C判定に該当しない補修等の状況に関しても報告していること。</p>
---	---

○ 建築確認においてモノレール等コースター以外に分類された施設について緊急点検(探傷試験)の取扱いが異なっている例

1	<p>「F遊園地」の遊戯施設のうち、旧告示(昭和50年建設省告示第558号)では、「地盤面から客席部分までの高さが2m以上で、かつ、当該客席部分が高低差2m未満の軌条を走行するもの」に該当するモノレールとして、建築確認を受け、その後もモノレールとして定期検査報告も提出している遊戯施設が2基ある。</p> <p>しかし、平成12年構造告示では、モノレール等の分類に該当する分類には、勾配5度未満との規定が新たに加えられているため、当該機種は、新告示では、コースター類の分類「軌条を走行するもので勾配5度以上のもの」に該当するとして、国土交通省は、コースターに関する緊急点検に際しては、当該遊戯施設をコースターとみなして点検対象としている。</p> <p>旧告示による分類で建築確認を受けたモノレールが、新告示による勾配5度以上とする新たな定義付けによりコースターと同等に取り扱われ、厳しい検査(探傷試験)の実施が求められている。 (東京都:モノレール)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>① モノレールの分類について、平成12年の新告示で、軌道勾配5度未満、定常走行速度毎時40kmと定義が変更されている。</p> <p>② 事業者は、特定行政庁及び地域法人に、当該遊戯施設の分類をどのようにすれば良いか照会しているが、明確な回答は行われていない。</p> <p>③ なお、新告示に関しては、調査対象としたほとんどの特定行政庁、事業者、地域法人において、その分類が判りにくいとされている。</p>
---	---

2	<p>J I Sの遊戯施設検査標準では、乗物の車輪装置における車輪軸は、1年に1回以上の探傷試験を行うこととされているが、具体的な対象施設の種類等が明示されていない。このため、特定行政庁の解釈により、対象となる遊戯施設の範囲が異なることが想定される。</p> <p>実際に、今回調査対象とした東北地方の4特定行政庁では、緊急点検において、モノレール類に分類されるサイクルモノレール等の遊戯施設（4事業者5遊戯施設）については、探傷試験の実施状況及び検査結果を徴集していない。</p> <p style="text-align: right;">(特定行政庁：仙台市、八戸市、盛岡市、秋田市)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>特定行政庁において、J I Sの遊戯施設検査標準 (A1701) では、車輪軸のある遊戯施設はすべからず1年に1回以上の探傷試験の実施が必要であることの共通理解がされていないこと。</p>
3	<p>「G遊園地」にある遊戯施設は、107m から垂直落下し、その際に4 Gの加速が加わる遊戯施設である。</p> <p>特定行政庁では、当初、コースターではないとしてコースターに関する緊急点検の対象に含めていなかったが、遊戯施設の製造者に問い合わせたところ、コースターであるとのことですべての遊戯施設の緊急点検では「コースター」として点検・報告している。</p> <p>一方、同県内の「H遊園地」にある遊戯施設2基は、高さ60mへの4 Gの垂直上昇、同じ高さからの2 Gの垂直落下というものであるが、特定行政庁では、当該遊戯施設の定期検査報告での一般名称は「コースター」に分類されているものの、コースターとするには無理があるとし、コースターに関する緊急点検の際にはこの施設を含めていない(すべての遊戯施設の緊急点検の際には、「客席部分をつり昇降させるもの」として「パラシュートタワー」に分類して点検・報告)。</p> <p style="text-align: right;">(神奈川県:コースター、パラシュートタワー)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>平成12年構造告示による遊戯施設の12分類が現状に合わなくなっていること。</p>
4	<p>「I遊園地」の遊戯施設は建築確認ではローターの分類で申請され、特定行政庁の定期検査報告台帳上でもローターで整理されているが、当該遊戯施設の保守管理会社ではコースターであるとしてコースターに関する緊急点検の対象として点検を実施。また、同様に遊園地側がオクトパスとして整理している遊戯施設が、保守管理会社では昇降運動がないことからローターであるとしている。これについて特定行政庁では、建築確認申請をもとに整理したとしても、ローターとされている遊戯施設については、軌条を走行し勾配が5度以上のものであれば「コースター」が正しく、また、オクトパスとされている遊戯施設についても昇降運動がないものであれば「ローター」が正しいので、確認の上、所要の措置を執るとしている。</p> <p style="text-align: right;">(岡山県：コースター、ローター)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>建築確認書類と保守管理会社の認識の相違があること。平成12年構造告示による遊戯施設の12分類が現状に合わなくなっていること。</p>

5	<p>「J遊園地」のウォーターシュート2基は、法施行令第138条第2項第2号に掲げるもののうちコースターその他これに類する高架の遊戯施設であるが、車輪軸はあるが軌条を走行するものでないことから、コースターに関する緊急点検の対象とはならず、第2次のすべての遊戯施設の緊急点検の対象となったものである。</p> <p>今回の点検の実施に当たり、同施設は、車輪軸を有する構造であったことから探傷試験（費用：2施設で40万円）を行った上で、特定行政庁に報告しているが、特定行政庁の事後の説明では、探傷試験は必要なかったとのことであり、事業者にとって不必要な経費の負担となっている。</p> <p>なお、当該施設の水輪が使用されるのは、水面より引き上げられた後の駅内の所定の位置に着着する間であり、人が乗っていない状態の時のみとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(福岡県:ウォーターシュート2基)</p> <p>-----</p> <p>(発生原因等)</p> <p>緊急点検の方法は、JIS検査標準(JIS A1701)によるとされており、車輪装置などの検査方法のうち、車輪軸については、「1年に1回以上の探傷試験を行うこと(5.6.3のd)」と定められている。このため、車輪装置を有するすべての遊戯施設は、車輪軸の探傷試験を行う必要があると理解されるが、実際の運用においては、低速で移動するなど施設の態様によっては取り扱いが異なっている。</p>
6	<p>「K遊園地」に設置されているコースターは、平成19年5月6日の国交省指示によるコースターに関する緊急点検の対象とされ、また、5月23日の国交省指示に基づくすべての遊戯施設の緊急点検については、未だ点検中(8月点検予定)となっている(同施設には車軸がないにもかかわらず、車軸の探傷試験を実施していないと扱われたことから、一律に他のコースターと同じく取り扱うことは適当でないと新聞紙で報じられた。)</p> <p>しかし、特定行政庁に提出されている定期検査報告書類等では、当該コースターの勾配は3度となっており、緊急点検対象のコースターではなかったことになる。</p> <p>なお、当該コースターは、山の斜面に設置されており、最高点(乗車位置)から1人乗りカートに乗り、フットブレーキを効かせながら重力のみで滑り下りるもので、乗車位置までの引き上げにのみ動力が使われるもので、引き上げ部分の勾配は5度を大きく超えてはいるものの、この部分では人は乗車しない運行形態となっている。(静岡県:コースター)</p> <p>-----</p> <p>(発生原因等)</p> <p>現行のコースターの分類基準である「勾配5度以上」の解釈について、上り・下りの区別、人が乗っているか乗っていないかの区別までは明確にされておらず、運動形態や仕様によっては、コースターとすることに疑義が生じているものがあること。</p>

○ 同種の施設でありながら、走行状態や車輪軸の構造の相違から、コースターに関する緊急点検の対象範囲の取扱いが特定行政庁間で区々になっている例

1	<p>特定行政庁では、5月6日付けのコースターに関する緊急点検の実施指示があったため、コースターに関する緊急点検の対象遊戯施設が、具体的に何であるかを県に確認したところ、県は全日本遊園施設協会に照会し、「L遊園地」の場合は、コースターとマッドマウスの2施設が対象になる旨、同年5月7日に回答あり。</p> <p>しかし、同市が、これに沿って遊戯施設所有者に対し、コースターに関する緊急点検の実施を指示したところ、当該遊戯施設の所有者から、一部の勾配が15度で、乗物が軌条を走行する高架の遊戯施設であるモノレール2基については、今回の点検対象となるか否かの照会を受けた。</p> <p>このため、同市では、県とも相談の上、当該モノレールの走行状況を考慮すればコースターと同列に扱えないことなどから、点検の対象は当初のとおり、コースターとマッドマウスの2施設であるとして、モノレール2基は点検対象にしない旨を同社に回答。しかし、本来、このモノレール2基は点検対象となるものとみられる。(茨城県:モノレール2基)</p>
2	<p>特定行政庁では、5月7日に担当者が現地調査を行い、事業者と個々のコースターごとにどの部分が車輪軸に該当するかを確認しながら対象施設を把握。その際、事業者側からモノレールがコースターに分類されるか否かの照会があり、一部区間に15度の勾配があることからコースターに該当すると認定し、点検の対象としている。</p> <p>ただし、事業者側からは当該モノレールは構造的には自転車であり、車輪軸に該当する部分がないのではないかと疑問が上がっている。(大阪府:モノレール)</p>
3	<p>特定行政庁における探傷試験に対する対応をみると、遊戯施設の所有者に緊急点検の指示を行うに当たり、遊園地側とコースターごとにどこまでを探傷試験の対象とするか構造に即して打合せ、直接軸に車輪が付いていなくても構造上重要である軸も探傷試験の対象とすることとし、指示文書にも車輪軸のほか、車軸も対象とすることと明記している特定行政庁がみられる。</p> <p>一方、コースターの構造は一樣でなく、負荷のかかり方も機種別に異なることから、検査範囲を示すことは困難として、具体的な指示は行っておらず、どこまで検査するかは遊戯施設の所有者又は保守点検業者の判断にゆだねることとなっている特定行政庁がある。</p> <p>以上のように、定期検査における探傷試験をどの範囲まで実施すればよいのか(主車輪軸、側車輪軸等と呼ばれ、文字通り軸に直接車輪が付いている軸だけでよいのか、車輪は付いていなくも構造上主要な他の軸も対象とするのか等)について特定行政庁でも判断が分かれている状況がみられた。(特定行政庁:和歌山県、枚方市、大津市)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>探傷試験についてJIS検査標準では、「車輪軸は、1年に1回以上の探傷試験を行うこと。」(5.6.3(4))とされているが、同検査標準では「車輪軸」についての定義、検査範囲が明確となっていない。</p>
4	<p>県は、コースターに関する緊急点検(コースターその他これに類する高架の遊戯施設で軌条を走行するもの(勾配が5度以上のものに限る))の実施に係る公表「遊戯施設の緊急点検について(第1報)」(平成19年5月7日)において、当初、対象施設を7施設(2遊園地等)としていたが、点検結果の公表「遊戯施設の緊急点検について(第2報)」(平成19年5月18日)時には、7施設中1施設(ウォーターシュート)については、“国が求め</p>

	<p>る緊急点検の対象施設でないことが判明した”として、当該施設を除く6施設を国に対し報告している。この理由について、香川県は、「当該ウォーターシュートについては、事業者とも連絡を取りながら検討した結果、当初は、5度以上の勾配があることから、緊急点検の対象施設であると判断していたが、その後、車軸がなく、緊急点検の対象施設ではないことが判明したため、国土交通省への報告対象から除外したものである。」としている。</p> <p style="text-align: right;">(特定行政庁:香川県)</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表1-⑭ 問題のある報告や点検中の施設のフォローアップにおける特定行政庁の対応例

○ コースターに関する緊急点検(5/6 指示)結果に基づく、問題ある施設及び点検中の施設に対する特定行政庁の対応例

番号	問題のある報告に対する確認等	点検中と報告のある遊戯施設のフォローアップ等
1	問題のある報告なし	探傷試験の結果、車軸について異常はみられなかったが、部品(車軸の緩衝材)の一部に若干の摩耗があり、万全を期すために当該部品の交換を実施することとしており、7月13日現在(当事務所調査日)部品を取り寄せ中(運行休止中)。特定行政庁では、 <u>月1回定期的にフォローアップ調査を実施することとし</u> 、部品交換が完了した際には、現地において、その安全性を確認する予定
2	緊急点検の対象となったコースター、マッドマウスの2施設は問題のない施設であった。このうち、マッドマウスは1年以内に車輪軸の探傷試験が行なわれていなかったが、平成19年5月12日に探傷試験が実施されており、探傷検査実施報告書により、 <u>問題がなかったことを確認</u>	該当なし。
3	<u>探傷試験の実施日(5月23日～25日)、試験結果(問題なし)について、所有者から地方事務所に文書で報告(地方事務所から本庁に報告)</u>	点検実施日(5月23日～29日)、点検結果(問題なし)について、所有者から地方事務所に文書で報告(地方事務所から本庁に報告)
4	問題のある報告なし	5月8日、 <u>定期点検及び日常点検の状況並びに運行管理体制について現地調査を実施</u> 施設管理者より、点検の習熟を図るとともに、現在実施している始業点検に加え月次点検を行い徹底した運行管理を実施する旨報告あり

番号	問題のある報告に対する確認等	点検中と報告のある遊戯施設のフォローアップ等
5	探傷試験の実施状況の確認(モノレール)及び遊園地内遊戯施設の確認のため、5月26日に現地確認(建築指導課3名)を実施し、その際に施設の現況を確認	点検完了予定日の聴き取り、完了後の報告を要求
6	問題のある報告なし	国土交通省に対し「点検中」と報告した「A遊園地」のモノレールについては、同施設の設置者から、5月21日に探傷試験を実施し、異常がなかった旨の報告が提出 なお、本施設の設置者からは、探傷試験終了までの間、運行を停止する旨の連絡を受けており、また、当該施設については、毎年、深傷試験以外の定期検査報告は提出されているため、書面により確認を行うことにより、点検結果のフォローは十分であると判断し、改めて、現地確認等は実施せず
7	緊急点検の結果、「B遊園地」におけるコースターについて、過去に探傷試験を実施していないことが判明しているが、特定行政庁では、建築基準法上義務付けられていない事項であるため、特段の指導は実施せず	該当なし

- (注) 1 当省の調査結果により作成した。
2 「番号」は特定行政庁を表すものである。

○ すべての遊戯施設の緊急点検(5/23 指示)結果に基づく、問題ある施設及び点検中の施設に対する特定行政庁の対応例

番号	問題のある報告に対する確認等	点検中と報告のある遊戯施設のフォローアップ等
1	検査成績表、検査表及び「C遊園地」の緊急保守点検結果でB、C指摘の有無をチェック。なお、「C遊園地」については、B指摘の項目があったのでその措置状況等を公園緑地課の担当者から聴取	該当なし
2	特定行政庁では、関係機関から提出された報告書により内容を確認 「D遊園地」に設置されている観覧車については、平成19年3月に実施された定期点検において、16台中1台の乗物の窓ガラスに割れを生じているものがあった	3 施設(スカイサイクル、メリーゴーランド、回転ボート)については、有資格者による点検が行われていなかったこと、スカイサイクルは車輪軸を有しており、探傷試験が必要であるのに未実施となっていることを確認したことから、特定行政庁で

番号	問題のある報告に対する確認等	点検中と報告のある遊戯施設のフォローアップ等
	<p>ため、窓ガラスにテープを貼り、割れの拡大を防ぐとともに、当該乗物については乗車禁止としていることが報告されており、その状況について、写真等により確認</p>	<p>は設置者である公園緑地課に対し、再度 J I S 検査標準に基づく点検を行うよう指示</p> <p>また、特定行政庁では、上記について、<u>月 1 回定期的にフォローアップ調査を実施することとしており、点検終了後に現地確認する予定</u></p>
3	<p>直近の定期報告の内容と緊急点検の報告内容をチェックした結果、定期報告で<u>法不適合（「C」判定）であった箇所が緊急点検においては問題なし（「A」判定）となっていたことから、その点を事業者</u>に電話で問い合わせ、定期検査の際にその場で部品交換し改善した旨の回答があったので、是正済で報告</p>	<p>結果報告のスケジュール確認</p>
4	<p>特定行政庁では、緊急点検対象 10 施設分に係る平成 18 年 7 月の定期点検報告書の写しの送付を受け、当該報告書において、緊急点検の結果報告が求められている「C」判定がなかったため、改めて緊急点検を実施する必要はないと判断し、県に対し、<u>問題のある遊戯施設はなかった旨報告</u>している。しかし、当該定期点検報告書において 10 施設中 7 施設において、延べ 17 検査項目 22 事項の「B」判定がみられ、中には、「ホーム進入 20m 前カーブレールに変曲あり。レール修正を要す。」などの特記事項が付されている。特定行政庁では、緊急点検の対象となった遊戯施設の中で、<u>緊急点検の結果、「B（要注意）」と判定された遊戯施設があることについては承知しているが、問題のある報告は「C（法不適合）」であり、「B」判定については特に問題があるとは判断していないため、特段の対応をせずに問題なしとして報告したとしている。</u></p>	<p>該当なし</p>
5	<p>要修理項目がある施設は、ウォータースライドであり、<u>修理を行ったとの報告があったが、確認は行っていない。</u></p>	<p>該当なし</p>
6		<p>特定行政庁では、コースター以外の全施設について、<u>遊園地事業者から、J I S 検査標準に基づき検査しているとの話を受け、全施設が適切に検査されているものと判断</u></p>

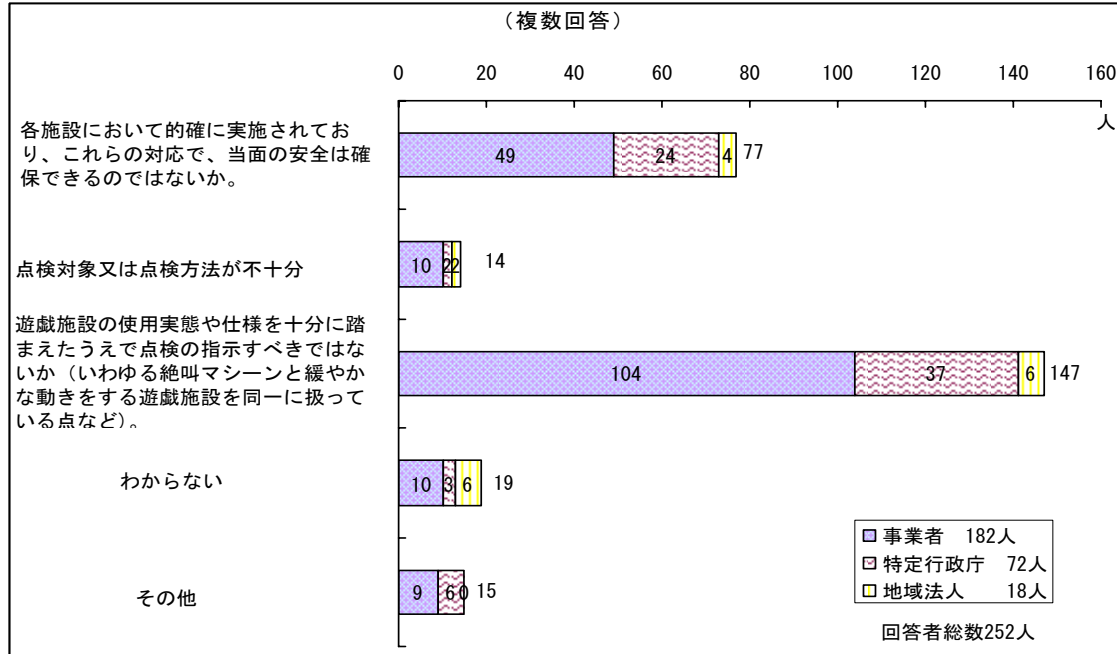
番号	問題のある報告に対する確認等	点検中と報告のある遊戯施設のフォローアップ等
	<p>し、特に点検・結果報告を求めている。</p> <p>なお、特定行政庁では、全施設が適切に検査されているものとの判断を下す上で、<u>J I S 検査標準に基づく探傷試験の結果報告書等の写しを求めること、又は現地に赴いて報告書等を確認することなどの確認行為は行っていない</u>(提出された定期報告の遊戯施設検査表において、検査結果が全て「A (指摘なし・良好)」判定であったため)。</p> <p>また、特定行政庁では、<u>所有者が遊園地事業者と異なる遊戯施設について、所有者である2社に対して聞き取り及び報告書等の要求を行うことなく、遊園地事業者に聞き取りを行うことで、J I S 検査標準に基づき適切に検査なされていると判断</u></p>	
7	<p><u>特定行政庁は、事業者に対して、点検結果の報告は求めている。</u></p> <p>その理由は、国土交通省からの緊急点検の指示 (平成 19 年 5 月 23 日付け国住指第 989 号)において、<u>1 年以内に定期検査が行われ、問題がない場合は、緊急点検の実施とその報告は求められておらず、『その他すべての遊戯施設』は、すべてこれに該当すると判断したこと。</u></p>	

- (注) 1 当省の調査結果により作成した。
2 「番号」は遊戯施設の所有者等を表すものである。

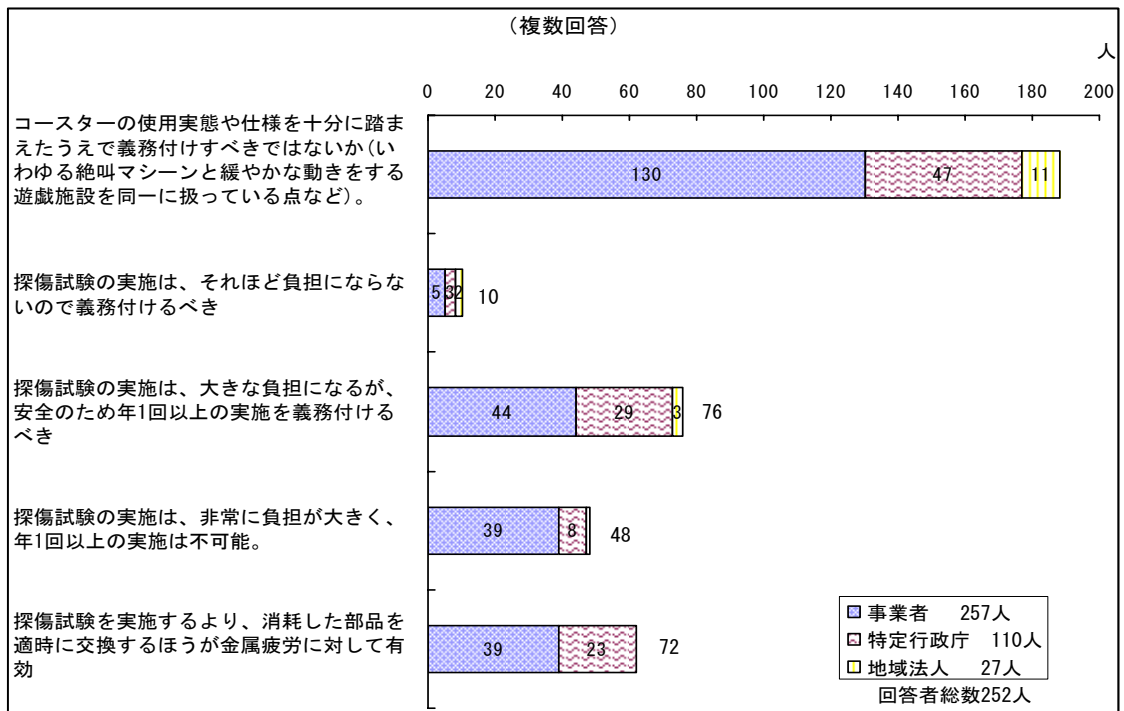
図1-① 遊戯施設の安全確保対策に関する意識調査結果

(回答者:遊園地等事業者168人、特定行政庁67人、地域法人17人)

(1) エキスポランドの事故を受けた国土交通省の緊急点検に対する意見等



(2) 「コースターその他これに類する高架の遊戯施設」に対する探傷試験の義務付け方針についての意見等



(注) 当省の調査による。

表1-⑮ 緊急点検についての遊戯施設の所有者等の意見・要望等

番号	【コースターに関する緊急点検】	【すべての遊戯施設の緊急点検】
1	各施設一斉緊急点検となり、探傷試験を行う会社の手配をつけるのに苦労した。特に <u>コースターについては、車両を分解しなければならず、経費負担増が伴う。報告期間も考慮していただきたい。</u>	なし
2	1 サイクルモノレールはコースターと違ってすべての車輪が破損しても決して乗物が落下することはない、利用者の救出は必要なものの <u>安全性が低い遊戯施設ではない。</u> この車輪軸の探傷を行わなければならない理由が分からない。 2 少なくとも補助車輪の探傷検査は不要と考える。	なし
3	1 <u>法定点検はJ I S検査標準に基づいて行わなければならないという規定がないにも関わらず、これを緊急で実施せよとの指示は根拠がない。</u> 2 <u>J I S検査標準に基づいて法定点検を行うことが必要ならば、そのことを法等で周知した後、来年度の法定点検で実施すべきである</u>	
4	事業者は、「車輪軸」の探傷試験の実施について、当該遊園施設は営業期間が4月下旬から11月下旬までの年7か月程度であること、当該施設のコースターは、走行距離が約64メートルと短いこと及び速度が毎時29.3キロメートルと遅いことから、 <u>負荷の大きい施設と同一の取扱いになっていることは疑問である。</u> なお、当該施設のコースターは、営業期間が終了した冬にメーカー（管理者）の工場（大阪）に搬送し、 <u>毎年オーバーホールを行い、2年に1回探傷試験を行っている。</u>	なし
5	点検内容に比して、 <u>報告期限が早過ぎる。</u>	なし
6	当園のコースターは年間1,200キロメートル程度しか走行しておらず、 <u>一律に探傷試験を求めるのではなく、施設の実情に即したものとしてほしい。</u>	なし
7	事故原因が分からない段階では妥当ではないかと思う。	J I S検査標準は作業の標準、維持保全計画書の作成は任意にもかかわらず、 <u>データ上で確認できないものは全て再点検というの如何なものか</u> と思う。夏休みを前に、今回の緊急点検で必要以上の点検は行なえたが、整備に必要な時間とスタッフが取られてしまった。また、業者も他の遊園地の

番号	【コースターに関する緊急点検】	【すべての遊戯施設の緊急点検】
		<p>点検に取られてしまい、当初計画した整備がほとんど出来なかった。当社では異常が起きたら整備するというよりも、定期的に整備を行い異常が起きないようにするというのが方針であり、<u>点検はあくまで補助的にすぎない。今回の点検で費やしてしまった2か月間は今年度の整備計画に大きな狂いを生じさせ、次年度以降も影響を残す可能性が出てしまった。</u></p>
8	<p>あまりにも報告期限が短かった。小規模な遊園地では、検査は事業者へ委託せざるを得ず、検査会社も依頼が集中していたことから、到底間に合わない期限であったので、もう少し配慮があってもよかったと思う。</p> <p>また、緊急検査のため運行を自粛したことは、営業面からみれば厳しかったが、エキスポランドの事故があったことから、遊戯施設に対してお客様の安心を得るという面からは緊急点検を実施せざるを得なかったと思う。</p>	<p>評定では、ロープの交換基準は運転回数とロープの伸び率管理で交換を行なう要件となっている（J I S規格以上の厳しい条件）。</p> <p>このように過去の経験則や実験データにより、<u>寸法管理ではなく運転回数管理を行っているものもあるが、今回の指導では全て適正な管理をしていないという扱いになる</u>ので、納得できない部分があった。</p> <p>（補足：評定とは、性能評価認定のことで、6万回ごとのワイヤ交換が妥当とされているが、当社では48000回ごとの交換をしている。このように、<u>性能評価認定を受けているもので適切な管理をしているものまで緊急点検の対象となったのには疑問がある</u>とのことである。）</p>
9	<p><u>探傷試験の実施等について、当施設では、迅速に手を打ったから経済的打撃は最小限で済んだ。</u>しかし、検査機関の需要が一時に集中したためその手配等に手間取り、休業を余儀なくされ、営業面で相当響いた業者もいたものと思われる。</p>	<p>従前どおりの定期検査ではJ I S検査標準どおりの検査ではなく、追加検査が必要であることを5月23日付け国土交通省要請の緊急点検（県からの通知は6月7日付け）で初めて知った。行政の指示どおり実施する予定であるが、<u>今まで定期検査の報告等をしてきて何の指導等もなかったのに、今回これまでの定期検査ではJ I S検査標準に満たないと言われた。</u>確かにJ I S検査標準について、遊園地事業者も認識不足の面があったが、<u>行政側からどこまでの検査が必要か明確な指示が今までなかったの</u>で、今回の緊急点検に限らず、行政は明確な指示をしていただきたい。</p>

番号	【コースターに関する緊急点検】	【すべての遊戯施設の緊急点検】
10	なし	今回、緊急点検の実施指示は、2回（5月6日付け及び5月23日付け）に分けて行われたが、どうせすべての遊戯施設について緊急点検を実施させるなら、 <u>1回の指示で実施させることとした方がよい（手間や経費の面で業者の負担軽減になる）</u> 。
11	サイクルモノレールは、自転車と同等の乗物で利用者が足こぎペダルを踏んで軌条を走る乗物で、速度も遅く時速 10km がせいぜいである。そのため、乗物の車輪軸にはあまり負荷がかからず、毎年探傷試験を実施する必要があるか疑問に思われる。相当の検査費用を要するため、売上の低い小さな遊園地では費用負担が大きく、探傷試験が義務付けられると存続が難しくなると思われる。	<u>J I S 検査標準では、減速機の歯の厚さを測定し、当初の 7 / 8 以上あることの確認を求めているが、この測定には相当の日数（1～2月）の営業停止と多額の費用（新品購入価格の 80% 程度）がかかる。</u> そのため、これを実施するには <u>毎年新品に交換した方が安く上がることになる。</u> 減速機は <u>相当期間使用可能にもかかわらず、毎年交換するのは無駄</u> であり工事費も多額にあるため、実際には行われていないのが実情と思われる。
12	<p>① 当遊園地のサイクルモノレールは分類上コースター類に含まれるが、本来のコースターのような急激な運動をするものではなくソフトな乗物である。また、当サイクルモノレールは、地形の関係上、乗降場を軌条の位置より低い場所に設置しなければならなかったため、出発地点から平坦な軌条部分まで 10 数メートルをチェーンで巻き上げているが、その後は勾配も 5 度未満で、新告示の分類でもモノレールに該当するものである。コースター類の緊急点検の対象外であるモノレールとほぼ同じ構造でありながら、たまたま地形の関係上勾配 5 度以上の巻上部分があるためコースターとして扱われ、探傷試験未実施と公表されることには納得しがたい面がある。</p> <p>② J I S 検査標準にある車輪軸の探傷試験はコースターに限られるものではなく、遊戯施設全般に係るものであるが、単純に J I S に基づく検査を義務化するとキャスターのようなものまで探傷試験をしなければならぬのかという事態になってしまう。</p>	なし

番号	【コースターに関する緊急点検】	【すべての遊戯施設の緊急点検】
13	<p>毎年、遊戯施設のメーカーに委託して定期検査（探傷検査含む）を実施。点検対象となった遊戯施設については、今年2月に定期検査を実施しており、再三の検査に経費を要したため、「何故、又、実施する必要があるのか？」と行政側の姿勢に疑問が残る。<u>法令を超えて課す検査等については、掛かる経費に補助金の拠出を望む。</u></p>	<p><u>2度の緊急点検を実施させた行政の姿勢に疑問がある。掛かった経費に対し、補助金を拠出してほしい。</u>エキスポランドの事故は、遊園地業界には迷惑なことであるが、当社としては、この教訓を活かし、絶対事故を起こさない体制づくりを目指す。</p>
14	<p>当園の遊戯施設は、定期点検と同程度の検査を3か月ごとに実施しているほか、繁忙期前（春休み又はGW前、夏休み前）にも自主点検（接地抵抗検査を除く）を年間2回以上実施している。</p> <p>また、年間4回実施する3か月点検のうちの1度はJIS検査標準による探傷試験も含めているので、特に緊急点検が必要な状態ではなかったが、<u>施設の検査回数が年間1回に満たないものや車軸等に対する探傷試験を実施していない遊園地については、利用者の安全確保という観点から必要であったかもしれない。</u></p>	同左
15	<p>緊急点検の結果、当施設が検査の対象になることが分かった。検査を実施した結果、問題がないことがわかり効果があったと考えている。</p>	なし
16	<p>高速走行を行う施設については、定期的に点検を行うべきと考えており、緊急点検の結果、施設に問題がないことが分かり実施効果があったと考えている。</p>	なし
17	<p>緊急点検では、モノレールも探傷試験を実施することとされた。しかし、モノレールは、ゆっくりとした速度（4.32km/h）で、かつ小さな加速度で走行することから、100 km/h 程度の速度で走行するジェットコースターとは劣化の進み方が異なる。そのため、毎年度の探傷試験の実施には疑問が残る。</p>	なし

番号	【コースターに関する緊急点検】	【すべての遊戯施設の緊急点検】
18	当社のコースターについては、法施行令第138条第2項の「コースターその他これに類する高架の遊戯施設(軌条を走行するもので勾配が5度以上のものに限る。)」に該当するものの、エキスポランドの事故機と比較し、速度が遅く、勾配が緩やか等小規模であり、類似の施設とは考えにくい。このため、施設の構造により、検査対象を明確に区分する必要がある。	なし
19	報告期限が短すぎると思われる。	なし
20	今回のコースター事故を受けて実施した国土交通省の緊急点検は、必要な調査ではないか。 ただし、当該点検では、J I S検査標準に基づく探傷検査を行うように指示するものであったが、探傷検査には高額な検査費用を要し、当社としては相当の経費負担となった。緊急に点検するような検査であれば、検査費用について国からの負担があった方がいいのではないか。	なし
21	エキスポランドのジェットコースター「風神雷神Ⅱ」などいわゆる大型絶叫マシンといわれるものと当遊園地のチャイルドコースターとは、明らかに危険度、速度、規模が違い、それらを一律の方法、頻度で探傷試験を実施するのはおかしいのではないか。また、当遊園地のような小規模な施設にとって探傷試験の毎年の実施は経済的負担が大きく、経営自体が困難になるおそれがある。	今回の緊急点検の実施指示において、特定行政庁では、「J I S検査標準に基づき、法第12条3項に基づく定期検査と同内容の点検」を実施するよう指示しているのみで、 <u>J I S検査標準とはどのようなものなのか、具体的な内容の説明がなく、どのように対応すべきなのか判断に迷った。</u>
22	探傷試験実施のために当該遊戯施設を搬出及び分解等するのに日数を要することから、報告期限(5月17日)が短すぎると思われる。 <u>危険度の大きい機種に限定した緊急点検ではいけなかったのか。</u> 当該モノレールは勾配0度と危険度は高いことから、緊急点検の対象に入れるべきではなかったのではないか。	なし

(注) 1 当省の調査結果により作成した。

2 「番号」は遊戯施設の所有者等を表すもので、「コースターに関する緊急点検」と「すべての遊戯施設の緊急点検」の双方についての意見を求めたものである。

2 遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>コースター等の遊戯施設は、法第 88 条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には法第 6 条において、建築主は、確認の申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の遊戯施設については、法第 18 条において、工事に着手する前に計画を建築主事に通知し、その審査を受け、確認済証の交付を受けなければ建築工事を行うことができないとされている。さらに、建築工事が完了した場合には法第 7 条において、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関に申請し、検査を受け、検査済証を受けなければ、使用してはならないこととされている（以下、法第 6 条に基づく確認申請及び法第 18 条に基づく計画の通知を「確認申請等」といい、法第 6 条及び第 18 条に基づく建築主事の確認並びに法第 7 条に基づく完了検査を併せて「確認審査等」という。）。</p> <p>遊戯施設の設置後は法第 8 条により、当該遊戯施設を常時適法な状態に維持することが求められ、また、法第 12 条により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「検査資格者」という。）に検査させ、その結果を特定行政庁に報告する義務が課せられ（以下「定期検査報告」という。）、遊戯施設の安全確保が図られることとなっている。</p> <p>工作物として位置付けられる遊戯施設については、施行令第 138 条第 2 項において、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設（第 2 号）、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（第 3 号）とされている。</p> <p>また、施行令第 144 条及び平成 12 年構造告示により、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設については、「勾配が 5 度未満の軌道を走行するもの」等 5 分類、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものについては、「客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの」等 7 分類の計 12 に分類されており、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上では、遊戯施設の分類に応じた確認審査等を的確に実施することが必要となっている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、調査対象とした 64 特定行政庁における遊戯施設設置時の確認審査等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられる。</p> <p>① 遊戯施設について確認申請等が行われておらず、特定行政庁において確認審査等が行われていないものがあり、中には、多様化する遊戯施設について、次のとおり、特定行政庁において、法の対象となる遊戯施設であるか否かの判断に窮し、確認審査等の必要がないとしているが、その後同一遊戯施設を定期検査報告等が必要なものとしている例などがみられる。</p> <p>i) 外国製の移動式遊戯施設等が据え置かれたものについて、構造上は遊戯施設の要件を備えているものの、特定行政庁において工作物としての要件である土地に定着しているとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、その後定期検査等</p>	<p>表 2-①</p> <p>表 2-②</p>

<p>が必要なものとしてすべての遊戯施設の緊急点検の対象とされているもの(2遊園地等3施設)</p>	
<p>ii) 地上から軌条までの高さが2mに満たないものについて、施行令第138条第2項第2号に定める高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、すべての遊戯施設の緊急点検において安全性を考慮して、点検対象とされているもの(3遊園地等3施設)</p>	表2-③
<p>iii) 滑走面に多数のローラーが付いたいわゆる「大型すべり台」について、平成3年の建築行政連絡会議において「2m以上の高架部及び8m以上の高低差があるものは遊戯施設に該当する」との合意が示されたが、平成12年構造告示への改正後の取扱いが不明として確認審査等が行われていないもの(1遊園地等1施設)</p>	表2-④
<p>iv) 所有者等の制度の理解が十分でないことから、遊戯施設の設置時又は改造時に確認申請等が行われていないもの(3遊園地等3施設)</p>	表2-⑤
<p>② コースターは、軌条を走行するもので勾配が5度以上のものとされているが、人が乗車しない引き上げ部分の上り勾配のみが5度以上で、乗車する部分の勾配は3度となっているものや高所から垂直落下し、その際加速が加わるものについて、平成12年構造告示のどの分類に該当するか判断が難しいとするもの(3遊園地等3施設)</p>	表2-⑥
<p>③ 調査対象64特定行政庁の管内における平成16年度から18年度までの3年間の遊戯施設の確認申請等は112件となっており、このうち、指定確認検査機関から確認を受けたものを除き、特定行政庁が確認審査等を実施したものは94件(1特定行政庁当たり年間平均0.5件)と極めて少ないものとなっている。</p>	表2-⑦
<p>また、調査対象とした特定行政庁のうち、遊戯施設についての専門性を有する職員を配置しているとするところはなく、昇降機等と併せた設備担当等として電気及び機械職の職員に担当させているとするところも16特定行政庁(25%)に過ぎない状況となっている。</p>	表2-⑧
<p>遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様であるため、特定行政庁では確認審査に苦慮しており、特に高速で過激な運動をする遊戯施設については、審査を行うことは困難であるとの意見や、土台等の構造に関する安全面の審査はできるが、運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えてしまっているとする意見がみられる。</p> <p>さらに、調査対象とした特定行政庁の6割以上が、遊戯施設の数は全国的にもそれほど多くないことから、遊戯施設の確認審査及び安全管理の機能を集約化させることが望ましいとしている。</p>	表2-⑨
<p>④ 国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を契機として、平成19年7月、</p> <p>i) 建築基準法を所管する住宅局、運輸技術の総括業務を所管する総合政策局及び機械設備・電気設備を含む官庁営繕を所管する官庁営繕部等による「遊戯施設安全管理室(訓令室)」を設置するとともに、ii) 遊戯施設に関する事故等における重大な問題に関する特定行政庁への技術的指導・支援を推進するため、大学教授のほか各種の研究機関の研究員などの専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところである。</p> <p>今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、上記i)及びii)の体制を中心として、高速で複雑・過激な運動をする遊戯施設に対応するため、遊戯施設の各部分の摩</p>	

損又は疲労破壊に係る構造耐力や安全管理等に関する専門性を高めることが必要になるものと考えられる。

(所見)

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、設置時における遊戯施設の的確な確認審査等を行うため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を行うこと。
- ② 遊戯施設の特異性や特定行政庁における体制の制約等を考慮し、遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方について検討すること。
- ③ 遊戯施設の製造者、検査資格者、研究者などの外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、その向上を図ること。

表 2-①

遊戯施設の種類（平成 12 年構造告示の別表）

平成 12 年構造告示の別表による分類		一般名称
1 高架の 遊戯施設	(1) 勾配が 5 度未満の軌道を走行するもの	モノレール、子供汽車等
	(2) 軌条を走行するもので(1)以外のもの	マッドマウス、コースター等
	(3) 軌条を有さない軌道を走行するもので(1)以外のもの	ウォーターシュート等
	(4) 水を流した水路を人が直接滑走するもの	ウォーターライド等
	(5) 客席部分をつり昇降させるもの	パラシュートタワー等
2 回転運 動をす る遊戯 施設	(1) 客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定速度で回転するもの	回転ブランコ、飛行塔等
	(2) 客席部分が垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの（客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む）	メリーゴーラウンド、ムーンロケット等
	(3) 客席部分が、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを回転するもので(1)又は(2)に掲げる以外のもの	コンドル等
	(4) 客席部分が固定された水平軸の周りを一定の速度で回転するもの	観覧車等
	(5) 客席部分が可変軸の周りを一定の速度で回転するもの（客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む）	ローター等
	(6) 客席部分が可変軸の周りを回転するもので(5)以外のもの	オクトパス等
	(7) 客席部分が垂直平面内のうち当該円の中心点より低い部分において回転運動の一部を反復して行うもの	海賊船等

(注) 平成 12 年構造告示に基づき、当省で作成した。

表 2-②

土地へ定着しているとの判断が困難であるとしているもの

番号	内 容 等
1	平成 17 年に設置された外国製の移動式遊戯施設の「メリーゴーラウンド（最高部高さ 3.5 m）」及び「海賊船（同 3.1m）」について、容易に折りたたむことができ、移動が可能な施設であることから確認審査等が行われていない。 なお、すべての遊戯施設の緊急点検においては、一箇所に長期間固定して使用することから確認審査等、定期検査が必要であるとされている。 (長崎県：メリーゴーラウンド、同：海賊船)
2	平成 19 年に設置された移動据え置き型の「ローター（回転径 5.8m）」について確認審査等が行われていない。以前設置されていた遊園地等を所管する特定行政庁では確認審査等が必要としていなかったため所有者が確認申請等を行わずに設置した。 なお、すべての遊戯施設の緊急点検においては、特定行政庁が現地確認したところ、明らかに地面に固定していることから確認審査等、定期検査が必要であるとされている。 (奈良県：ローター)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-③

高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難としているもの

番号	内 容 等
1	平成 17 年に設置された外国製の移動式遊戯施設「子供汽車（走行全長 40m、最高部高さ 1 m）」について高架でないことから確認審査等が行われていない。 なお、すべての遊戯施設の緊急点検においては、高架ではないが安全性を考慮して点検の対象とされている。 (長崎県：子供汽車)
2	平成 18 年に設置された「ウォーターシュート」について、軌道の落差が 2 メートル以下で高架の遊戯施設に該当しないことから確認審査等が行われていない。 なお、すべての遊戯施設の緊急点検においては、点検の対象とされている。 (熊本県：ウォーターシュート)
3	平成 16 年に設置（移設）された「子供汽車」について確認審査等が行われていない。 旧構造告示では子供汽車は「軌条を走行するもの」と規定されており、軌条なしの軌道を走行する当該遊戯施設は該当しない可能性があるが、現構造告示では「軌道を走行するもの」と規定されていることから、今後は定期検査の対象とされている。 (和歌山県：子供汽車)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-④

平成 12 年構造告示への改正後の取扱いが不明としているもの

番号	内 容 等
1	滑走面に多数のローラが付いたいわゆる「大型すべり台」について、平成 3 年度の建築行政連絡会議において「2 m 以上の高架部及び 8 m 以上の高低差があるものは、遊戯施設に該当する」との合意が示されたが、平成 12 年度構造告示への改正後の取扱いが不明として確認審査等が行われていない。 (静岡県：大型すべり台)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑤

設置時又は改造時に確認申請等が行われていないもの

番号	内 容 等
1	昭和 53 年度に設置されたメリーゴーラウンドについて確認申請等が行われていない（理由は不明）。 (北海道：メリーゴーラウンド)
2	昭和 63 年に確認審査等を受け設置された足こぎ式懸垂型モノレールを平成 14 年に電動式に改造する際に確認申請等が行われていない（当該遊戯施設の所有者が確認申請等の必要となる改造ではないと認識していたため）。 (千葉県：モノレール)
3	平成 5 年に設置されたメリーゴーラウンドについて確認申請等が行われていない（理由は不明）。 (佐賀県：メリーゴーラウンド)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑥

平成 12 年構造告示の分類分けが難しいとするもの

番号	内 容 等
1	山の斜面に設置され、最高点である乗車位置まで階段を使用し、一人乗りカートに乗車し、フットブレーキを効かせながら重力のみで滑り下りる遊戯施設で、乗車位置までの引き上げは動力を用い勾配は5度を大きく超えるものの、乗車して滑り下りる勾配は3度となっているものについて、コースターの分類に該当するか判断が難しいとしている。 (静岡県：コースター)
2	高さ50m以上から垂直落下し、その際に4Gの加速が加わる同一の遊戯施設について、パラシュートタワーと分類しているものと、製造者等に照会してコースターと分類しているものがある。 (埼玉県：パラシュートタワー、神奈川県：コースター)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑦

調査対象特定行政庁における遊戯施設の確認審査等件数

(単位：件数)

区 分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	3 年間計
確認申請等	確認申請等件数	202,774	196,975	189,703	589,452
	うち遊戯施設	42	44	26	112
	指定確認検査機関	6	8	4	18
	特定行政庁	36	36	22	94 (0.5)
完了検査	完了検査件数	149,250	149,572	149,728	448,550
	うち遊戯施設	36	43	34	113
	指定確認検査機関	6	7	4	17
	特定行政庁	30	36	30	96 (0.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 3年間計欄の()書きは、1特定行政庁当たりの件数を表す。

表 2-⑧

調査対象特定行政庁における遊戯施設の確認審査体制等の状況

区 分	特定行政庁数 (%)
建築職が主で電気、機械職が配置されていない	33 (51.6)
電気、機械職が配置されている	31 (48.4)
うち電気、機械職が遊戯施設の確認審査等を担当している	16 (25.0)
遊戯施設に専門性を有する担当者を配置している	0 (-)
合 計	64 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑨

遊戯施設の確認審査等に関する特定行政庁の意見等

意見等
<p>特定行政庁には遊戯施設に習熟した者は皆無に近い状況である。そのうえ、最近の遊戯施設は過激なスリルとスピードを求められており、より過激なものが多い外国製品を導入することが多く、これらは日本の建築基準法や J I S を考慮しないで設計されているため、その確認審査等は至難なものになっている。</p> <p>さらに、平成 12 年までは建築基準法旧第 38 条の大臣認定制度により、そのような遊戯施設は国（旧建設省）で審査が行われてきたが、規制緩和対策の一環として廃止されているため、特定行政庁の負担は一層重くなっており、事故が発生した場合は建築確認等を行った担当者が警察から長時間にわたって拘束されて、安全性をどのように検証したか等の説明を求められることになり、説明に困難を極めて苦慮することになる。</p> <p>このように、現在、導入される遊戯施設の安全確保に関しては、建築基準法の枠内で対応することは困難であり、特定行政庁の建築主事等は、遊戯施設の土台等の構造に関する安全面の審査はできるが、運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えてしまっている。（東京都）</p>
<p>遊戯施設に専門性を有する職員は在籍していないため高速で過激な運動をするものについては、事業者から遊戯施設の設置についての打診があった際に、（財）日本建築設備・昇降機センターで、施行令第 144 条に対する自主評価を受け、確認申請の際に、同センターの評価報告書を確認申請書に添付することを依頼している。</p> <p>確認申請時には、当該評価報告書とともに同センターの自主評価における審査項目のチェック内容が記載されたチェックリストも提出されるので、それをもとに施行令第 144 条と照らし合わせながら、チェックリストの項目と評価報告書を突合し、評価の内容を確認するという方法で確認申請に対応しており、特定行政庁のみで遊戯施設の建築確認に係るすべての確認審査等を行うことは困難である。（山梨県）</p>

（注）当省の調査結果による。

3 遊戯施設の維持保全の的確な実施等

(1) 維持保全計画書の的確な作成

勸 告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p>	
<p>遊戯施設の所有者等は、法第88条により準用する第8条に基づき、その構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、常時適法な状態を維持するため、所有者等は、必要に応じ、維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないこと、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができるとされている。</p>	表3-(1)-①
<p>しかし、国土交通省では、遊戯施設に関する当該指針を作成していない。当該指針に代わるものとして、昭和52年に財団法人日本昇降機安全センター（当時。現在は財団法人日本建築設備・昇降機センター。以下「昇降機センター」という。）が、日常使用時における維持及び管理に関する遵守事項を示した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を作成しており、建設省（当時。現在は国土交通省。以下同じ。）は、当該規準は遊戯施設の運行管理面の安全性の確保をより一層推進するために有効なものとして、特定行政庁に対し、指導監督上の参考資料として送付するとともに、各遊園地等事業者にも周知している。また、平成2年及び7年に、建設省は、特定行政庁に対し、当該規準の活用による指導の徹底を通知している。</p>	表3-(1)-②
<p>当該規準については、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的な見直しが行われ、維持保全業務と運行管理業務に分離され、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊戯施設の設置・運行に関わる事業者が、施設の維持保全計画及び運行管理規程を適切に作成・整備することは、利用者の安全確保を図る上で極めて有効であるとして、遊園地経営者の業界団体である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。</p>	表3-(1)-③ 表3-(1)-④
<p>「維持保全計画書の作成手引き」においては、個々の遊戯施設ごとに、点検・検査に関する事項や保守・部品交換に関する事項などが記述すべき事項として示されている。</p>	表1-④
<p>なお、国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を受け、住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長に対し、第1次緊急点検通知において、定期検査を適切に実施するとともに、安全対策依頼通知を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を図るよう周知することとしている。また、国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会では、建築設備等の事故防止対策の検討課題の一つとして、維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底が示されており、「維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る」ことについて、早急に具体策をまとめることとしている。</p>	表3-(1)-⑤
<p>今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における維持保全の実施状況等を調査した結果、次のとおり、維持保全が的確に行われていない状況がみられる。</p>	表1-③
<p>(調査結果)</p>	表3-(1)-⑥

<p>ア 遊園地等事業者における維持保全計画書の作成状況</p> <p>調査対象72遊園地等事業者の267施設についての維持保全計画書の作成状況を見ると、遊戯施設が既に廃止されたこと等から維持保全計画書の内容を確認できなかった3施設を除く264施設のうち、151施設（57.2%）については緊急点検以前から作成済みとなっており、28施設（10.6%）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて179施設（67.8%）について作成されている。一方、残りの85施設のうち、21施設（8.0%）については作成中であるが、64施設（24.2%）については作成に着手されていない。</p>	<p>表3-(1)-⑦</p>
<p>緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた151施設以外の113施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、12遊園地等事業者（41施設）が、類似の計画等があり改めて作成する必要がなかったことを挙げている。一方、次のとおり、それ以外の理由を挙げている遊園地等事業者もみられる。</p> <p>① 31施設の12遊園地等事業者は、「維持保全計画書の作成手引き」の周知依頼先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、当該作成手引の送付を受けていない、また、特定行政庁や製造者からも、何ら指導や情報提供はなかったことを理由としており、維持保全計画書の作成について認識していなかった状況にある。</p> <p>② 22施設の8遊園地等事業者は、維持保全計画書の作成について認識しているものの、専門的知識がないこと、製造者でないと分からない事項もあることなどから作成が困難であること等を理由に未作成となっている。</p>	<p>表3-(1)-⑧</p>
<p>このため、このうちの3遊園地等事業者においては、維持保全計画書の作成に際し、製造者の協力や支援等の関与を求めている。なお、他の理由を挙げているもの及び維持保全計画書を作成しているものの中にも、5遊園地等事業者において、製造者の関与を求める同様の意見がみられる。</p>	<p>表3-(1)-⑨</p>
<p>イ 維持保全計画書の作成に対する特定行政庁の関与状況</p> <p>維持保全計画書の作成に対する調査対象65特定行政庁の関与状況を見ると、建築確認時等に作成の指導を行っているとする特定行政庁はあるが、第1次緊急点検通知が発出される以前から管内の遊戯施設についての作成状況を把握していた特定行政庁はない。</p>	<p>表3-(1)-⑩</p>
<p>調査対象65特定行政庁では、未把握の理由について、維持保全計画書は、昇降機センターが作成した同計画の作成手引を参考に遊園地等事業者が自主的に定めるものであり、法令に基づき作成が義務付けられたものではないことや、法令上、維持保全計画書の作成状況を特定行政庁が把握・指導することになっていないことなどを挙げている。</p>	<p>表3-(1)-⑪</p>
<p>ウ 遊戯施設における点検・整備の実施状況</p> <p>調査対象72遊園地等事業者の267施設における点検・整備の実施状況を見ると、次のとおり、十分な維持保全が行われているか疑義のある状況がみられる。</p> <p>① 調査対象267施設における最近の定期検査の結果をみると、18施設において、要修理や要注意、法不適合の指摘がある。このうち11施設（61.1%）は、当該定期検査</p>	<p>表3-(1)-⑫</p>

の実施時点において、維持保全計画書が作成されておらず、中には、日常の始業点検以外には定期的な点検・整備を行っていないものがある。

② 製造者が同一で同様の仕様とみられる遊戯施設について、維持保全計画書を作成し、日常の始業点検に加え、3か月ごとなどの定期的な点検を行っているものがある一方、維持保全計画書が作成されておらず、日常の始業点検しか行っていないものが4遊園地等事業者で5施設ある。

③ 「維持保全計画書の作成手引き」では、定期点検の計画表（点検項目、点検周期等）及びその履歴表（点検年月日、点検項目、実施者等）や、定期的な交換を要する部品・消耗品のリストを作成するとともに、部品交換履歴表（部品名、部位、交換期日等）等を記載する事項として示している。昇降機センターでは、製造者から消耗部品の交換時期が示されていたにもかかわらず、指定どおりの時期に交換していなかった部品が破損した事故があるとしており、部品交換については、遊戯施設の維持保全を図っていく上で、重要な要素の一つと考えられる。

緊急点検実施時点において維持保全計画書が未作成である113施設においては、定期検査以外にも点検・整備を行っているとするものもあるが、2遊園地等事業者の6施設においては、部品交換の記録がなく、過去の部品交換の実施状況等が把握できないものとなっている。

④ 維持保全計画書を作成している179施設（緊急点検を契機として作成した28施設を含む。）においては、同計画書や定期検査等により、維持保全を行っているとしているが、このうち12遊園地等事業者の39施設（21.8%）は、維持保全計画書に点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない。この中には、i)製造者による取扱説明書において、1年ごとに交換する部品やオーバーホールの実施が記載されていながら、その内容が維持保全計画書に反映されていないものや、ii)「維持保全計画書の作成手引き」をそのまま当該遊戯施設の維持保全計画書としており、当該遊戯施設の具体的な状況に即したものとなっていないものなどがある。

点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない理由について、調査対象遊園地等事業者は、業務が多忙であること、保守・部品交換の状況は委託している点検業者が把握しており支障がないこと、部品の交換時期や交換基準は製造者でなければ作成が困難であることなどを挙げている。中には、「維持保全計画書は、加盟する事業者団体からの指導があったため形式的に作成したものであり、実際に活用する考えで作成したものではない」とするものや、実際の維持保全業務においては維持保全計画書を活用していないなどとする遊園地等事業者もみられる。

エ 維持保全計画書の内容の充実に関する関係者の意見等

国土交通省では、現在、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において、維持保全計画書の内容を充実する方向で検討している。この点について、調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の所有者、運行管理者、保守担当者等関係者163人の意見等を聴取したところ、内容の充実に賛成（必要）とする者が52人（31.9%）、反対（不要）とする者が22人（13.5%）、どちらとも言えないとする者が89人（54.6%）となっている。

この理由等をみると、次のような状況にある。

表3-(1)-⑬

表3-(1)-⑭

表3-(1)-⑮

図3-(1)-①

図3-(1)-②

表3-(1)-⑯

- ① 賛成（必要）とする52人は、その理由として、維持保全計画書の作成は、遊戯施設の安全確保や遊園地等事業者の安全確保に対する意識の向上に寄与する等維持保全計画書の作成の意義、必要性を挙げているものが最も多い（14人）。また、法令で維持保全計画書の作成を義務付けるべきとの意見もみられる（3人）。
- ② 反対（不要）とする22人は、その理由として、内容は現行のもので十分とするものが最も多い（6人）。この中には、内容の充実より、維持保全計画書の法的な位置付けの明確化が必要との意見がある（3人）。
- ③ どちらとも言えないとする89人は、その理由として、維持保全計画書の作成の必要性を認めつつも、事務の負担が大きいこと（9人）、内容の充実より、内容の確実な実行や遵守の方が問題であること（7人）などを挙げている。なお、内容の充実に賛成（必要）とする者の中にも、現行の「維持保全計画書の作成手引き」の内容は、複雑で実効性がないため、簡素化し、実用可能なものとすべきとの意見がみられる（4人）。
- ④ 賛成（必要）とする者、反対（不要）とする者、どちらとも言えないとする者、それぞれにおいて、維持保全計画書の作成に当たって、製造者の関与を求める意見がある（5人）。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、維持保全を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 最近の遊戯施設における事故の発生状況を踏まえ、維持保全計画書の作成を推進するため必要な指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討すること。
- ② 維持保全計画書の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の維持保全計画書が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。
- ③ 実効性ある維持保全計画書の作成のためには、遊戯施設の構造上の特徴を最も把握している製造者の協力が不可欠であり、国土交通大臣が定める指針等において、遊戯施設の所有者等が製造者の協力を得て維持保全計画書を作成することを奨励すること。

表 3 - (1) - ① 遊戯施設の維持保全に関する通知等の発出状況

昭和 52 年 5 月 27 日

「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」の送付について（住指発第 401 号） 【表 3 - (1) - ②】

- ・ 昇降機センターが作成した標記規準を、特定行政庁あて送付。なお、別途、全日本遊園協会を通じて各遊園地の業者団体にも送付

昭和 58 年 5 月 **建築基準法の一部改正**（昭和 58 年法律第 44 号）により、**法第 8 条に第 2 項を追加**

（その後、平成 11 年 12 月法律第 160 号により一部改正）

（維持保全）

第 8 条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第 12 条第 1 項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

- 平成 2 年 4 月 25 日：「遊戯施設の事故防止について（通知）」（住指発第 176 号）（規準を活用し、運行管理規程の整備等の指導の徹底を特定行政庁あて通知）（平成 2 年事故防止通知） 【表 3 - (1) - ③】
- 平成 7 年 11 月 9 日：「遊戯施設の事故防止について」（住指発第 368 号）（規準に基づいて、適切な運行管理の指導徹底を特定行政庁あて通知） 【表 3 - (1) - ④】

平成 12 年 12 月 26 日

「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）（住指発第 932 号）

（安全対策依頼通知） 【表 1 - ④、表 3 - (1) - ⑤】

- ・ 昇降機センターにおいて規準を改正し作成した標記手引きについて、東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、遊園地の関係事業者への周知を依頼

- 平成 19 年 5 月 6 日：「遊戯施設における事故対策について」（国住指第 865 号）（作成の手引きを参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を都道府県建築主務部長あて通知）（第 1 次緊急点検通知） 【表 1 - ③】

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省で作成した。
2 【 】内は、関連する本報告書の表番号を示す。

表 3 - (1) - ② 遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準

「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」の送付について」（昭和 52 年 5 月 27 日付け住指発第 401 号特定行政庁建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知）

今般、財団法人日本昇降機安全センターが、別添の「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を作成したので、送付する。

遊戯施設については、建築基準法令において詳細な構造基準を定めるとともに、定期検査制度を活用することにより安全確保を図ってきたところであるが、本規準は日常使用時における維持及び管理に関する細目を定めたものであり、遊戯施設の運行管理面の安全性の確保をより一層推進するため有効なものと思われる。

ついで、今後、遊戯施設の運行管理に関する指導監督上の参考資料として活用されたい。

なお、本規準は、全日本遊園協会を通じて各遊園地の業者団体にも別途送付しているので、念のため申し添える。

(別添)

遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規準は、建築基準法(以下「法」という。)に定める遊戯施設の維持及び運行の管理に関する細目を定め、もつて遊戯施設の安全の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 所有者等 遊戯施設の所有者若しくは管理者又は遊戯施設を使用し事業を営む者をいう。
- 二 運行管理者 直接、遊戯施設の運行業務を管理する者をいう。
- 三 運転者 直接遊戯施設を運転する者をいう。

第 2 章 所有者等の遵守事項

(運行管理者の選任)

第 3 条 所有者等は、遊戯施設の運行を直接管理させるために、遊戯施設の運行に関して十分な知識及び技能を有する運行管理者を選任し、遊戯施設の運行管理をさせなければならない。

(運転者の選任)

第 4 条 所有者等は、運行管理者の意見を聞いて次の一及び二に該当する者の中から運転者を選任し、遊戯施設の運転をさせなければならない。

- 一 満 18 歳以上で身体健全な者
- 二 遊戯施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

(研修)

第 5 条 所有者等は、運行管理者、運転者その他遊戯施設の運行又は管理に係る業務に従事する者(以下「運行管理者等」という。)に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を年 1 回以上行なわなければならない。

2 前項の研修は次の項目について行う。

- 一 遊戯施設に関する一般知識
- 二 遊戯施設に関する法令等

- 三 遊戯施設の運行及び点検の方法
- 四 悪天候時、地震発生時等に講ずべき措置
- 五 故障時又は停電時に講ずべき措置
- 六 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練
- 七 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練
- 八 その他遊戯施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項

(運行管理規定の作成)

第6条 所有者等は、運行管理者等が守るべき運行の安全確保のために必要な事項について、遊戯施設の種類ごとに運行管理規定を定めなければならない。

(運行の中止等)

第7条 所有者等は、次の各号に該当する場合における遊戯施設に係る運行の中止の基準及び講ずべき措置を定め、これを運行管理者等に周知徹底させなければならない。

- 一 悪天候時及び地震発生時
- 二 故障、停電等の緊急事態が発生し、又はその発生が予想される場合
- 三 遊戯施設に故障が発生し、又は故障の発生が予想される異常を覚知した場合

2 所有者等は、前項の規定により遊戯施設の運行を中止したときは、運行再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを運行管理者等に確認させなければならない。

(救急体制)

第8条 所有者等は、利用者等に係る人身事故が発生した場合、これに適切に対処するため、次の措置を講じ、かつ、これを運行管理者等に熟知させておかねばならない。

- 一 医薬品、担架、梯子等の救急用具を常備し、定置場所を明示すること
- 二 救急のための医療機関との連携方法を定めること
- 三 救急要員を配置すること

(事故発生時の措置)

第9条 所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生したときは、すみやかに次の措置を講じなければならない。

- 一 応急手当等必要な措置
- 二 医療機関への連絡
- 三 特定行政庁その他関係官公署への連絡

2 所有者等は、前項に定める事故が発生した場合においては、次のとおり特定行政庁に報告しなければならない。

- 一 遊戯施設事故速報 事故が発生した時から24時間以内
- 二 遊戯施設事故詳報 事故が発生した日から起算して7日以内

(点検整備等)

第10条 所有者等は、法第12条第2項の規定に基づく定期検査(以下「定期検査」という。)のほか遊戯施設の構造等に応じて、おおむね3月以内ごとに精密な点検(以下「定期点検」という。)を行うほか必要に応じて整備及び補修を行わなければならない。

(定期検査・点検記録簿)

第11条 所有者等は、定期検査及び定期点検の結果を定期検査・点検記録簿に記載し、これを3年以上保存しなければならない。

(定期検査済証等の掲示等)

第12条 所有者等は、遊戯施設ごとに定期検査済証並びに定員、利用上の注意事項、運行管理者氏名及び運転者氏名その他必要な事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 運行管理者の遵守事項

(運行管理規定の遵守)

第13条 運行管理者は、運行管理規定を遵守しなければならない。

(仕業点検)

第14条 運行管理者は、運行予定日には毎日、遊戯施設の運行開始前(第7条の規定により運行を中止した場合にあっては運行再開前)に試運転及び少なくとも次の各号について点検を行い、又は行わせ異常のないことを確認しなければならない。

- 一 客席部分の座席、扉、安全バンド等の状況
- 二 安全柵の状況
- 三 ブレーキ、安全装置、非常用装置等の作動状況
- 四 走路及び機械各部の状況
- 五 回転部分等を有するものは、その可動部分の状況
- 六 電圧値及び電流値の状況
- 七 油圧あるいは空圧装置を使用するものにあつては、油又は空気の洩れ、温度等の状況

(運行日誌)

第15条 運行管理者は、遊戯施設ごとに運行日誌を備え、前条の仕業点検の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存しなければならない。

第4章 運転者の遵守事項

(運転心得)

第16条 運転者は、遊戯施設の運転をする場合においては、次の各号に定める事項及び運行管理規定を遵守しなければならない。

- 一 非常用装置の操作を熟知しておくこと
- 二 定員を超えて乗せないこと
- 三 運転開始の合図(ベル、ブザー等)は、安全を確認してから行うこと
- 四 運転中は、常に利用客の動作に注意を払うこと
- 五 運転中事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置等を講ずるとともに運行管理者に通報すること
- 六 運転終了後は異常の有無を運行管理者に通報すること

(注) 下線は、当省が付した。

表 3 - (1) - ③ 遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準を活用した指導の徹底（平成 2 年）

「遊戯施設の事故防止について」（平成 2 年 4 月 25 日付け住指発第 176 号特定行政庁建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知）

標記については、昭和 52 年建設省住指発第 401 号をもって「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」（以下、「運行管理規準」という。）の活用を通知し、また、これまで遊戯施設の特徴に応じ、指導監督上の留意事項について、重ねて通知してきたところであるが、最近の事故例にかんがみ、特にイベント等において一時的に設けられる遊戯施設及び初期稼動段階の遊戯施設については、維持運行管理面における安全確保の徹底が重要であるので、当面、下記事項に留意の上、一層の指導の徹底を図られたい。

なお、遊戯施設における事故防止対策については、(財)日本昇降機安全センターに設けられている遊戯施設事故防止委員会において検討を進めることとしており、今後の具体的な事故防止措置については、追って通知する予定である。

記

1 遊戯施設の維持及び運行管理の徹底

遊戯施設の維持及び運行管理については、運行管理規準を活用し、特に次の事項について指導を徹底すること。

(1) 遊戯施設の運行管理規程の整備

遊戯施設の日常運行及び故障、事故等の発生時において、遊戯施設の運行管理者等（運行管理者、運転者その他遊戯施設の運行又は管理に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）が行うべき事項について記載した運行管理規程を作成し、遊戯施設の運行管理者等に周知徹底させるよう、遊戯施設の所有者等（遊戯施設の所有者若しくは管理者又は遊戯施設を使用し事業を営む者をいう。以下同じ。）に対して改めて指導すること。

(2) 運行管理者の選任

遊戯施設の運行管理については、適切な資質を有する運行管理者を選任し、運行管理に当たらせるよう、遊戯施設の所有者等に対して改めて指導すること。

なお、昭和 63 年度より、(財)日本昇降機安全センターにおいて、「遊戯施設の運行管理者等講習会」が開催されているので、遊戯施設の所有者等に対し、本講習会の周知を図り、運行管理者等の受講を促すとともに、遊戯施設の運行管理者等として、早期に本講習会の受講者を選任するよう指導されたい。（「遊戯施設の運行管理者等講習会」については、平成 2 年 1 月 19 日付け建設省住指発第 34 号別添資料を参照のこと。）

(3) 遊戯施設の運行に関する訓練

遊戯施設の運行に先立ち、遊戯施設の運行管理者等が運行管理規程に従って、通常時及び非常時における遊戯施設の運行に関して十分な訓練を行い、適切な運行管理を確保するよう、遊戯施設の所有者等に対して指導すること。

2 定期検査制度等の活用

遊戯施設については、初期故障による事故の発生を未然に防止するため、遊戯施設の使用開始後おおむね 1 か月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態について点検を行い、その結果を特定行政庁あて報告するよう指導すること。

また、遊戯施設において故障又は事故が発生した場合に、遊戯施設の運行管理者等が適切な対応をすることができるよう定期的に訓練を行い、その結果を定期検査時に併せて報告するよう、遊戯施設の所有者等に対して指導すること。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3 - (1) - ④ 遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準を活用した指導の徹底（平成 7 年）

「遊戯施設の事故防止について」（平成 7 年 11 月 9 日付け住指発第 368 号特定行政庁建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知）（抄）

去る 10 月 28 日に兵庫県下の遊園地において、遊戯施設「レインボー」からの女児の転落死亡事故が発生したことは誠に遺憾である。

現在、当該事故については、関係当局によりその原因の究明が行われているところであり、今後、その結果に基づき、別紙の同種の遊戯施設について所要の安全対策を講じる必要があると考えられるが、当面の措置として、左記の事項に留意の上、遊戯施設の利用者の安全確保について一層の指導の徹底をお願いする。

記

1 乗客の事故防止措置の実施

（略）

2 運行管理の徹底

当該遊戯施設に対する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条に基づく認定を行う際の条件となっている「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」(昭和 52 年 5 月 27 日付け建設省住指発第 401 号建設省住宅局建築指導課長通達別添)に基づいて、遊戯施設の適切な運行管理の徹底を図ること。

(注) 下線は、当省が付した。

表3-(1)-⑤ 維持保全計画書に記述すべき事項

遊戯施設の維持保全計画書の作成手引き（抜粋）

- (1) 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理者等に関する事項
遊戯施設の名称、所有者等・維持保全管理者・維持保全技術者・運行管理者の氏名等を明示
- (2) 遊戯施設の概要に関する事項
諸元を一覧にした「遊戯施設の概要書」及び添付図面（配置図、平面図、立面概要図等）により構成
- (3) 維持保全の実施体制に関する事項
維持保全の実施体制として、「実施項目」を列挙するとともに、各実施項目ごとに「実施する者」及び「責任者」を示した表を作成。この場合、関係者の責任範囲を明確にすることに留意。維持保全業務のうち、専門業者等へ委託して実施する業務がある場合には、これについても記載
また、関連する各種公共機関等（救急病院、一般病院、保健所等や消防署、警察署、特定行政庁等）のリストを作成
- (4) 図書の作成及び保管に関する事項
常備する必要がある資料及び図面等（遊戯施設の使用及び図面、性能計算書、建築許可関係等官公庁関係書類、機器取扱説明書、点検・検査記録簿等）の一覧表を作成するとともに、これらの管理方法について記述
- (5) 点検・検査に関する事項
定期点検と法定定期検査それぞれについて、計画表（点検・検査を要する項目、周期、実施者等）及び履歴表（実施日、実施結果等）を作成
- (6) 保守・部品交換に関する事項
 - ・ 部品交換リスト：定期的な交換を要する部品、消耗品類についてこれらの部品等のリストを作成するとともに、各部品等ごとに交換の時期又は基準、交換の責任者等を記載
 - ・ 部品交換履歴表：交換部品・消耗品の名称、部位、交換期日、実施者等を記載
 - ・ 補修・改造等の履歴表：補修・改造等の年月日、補修・改造等の箇所、補修・改造等の内容、実施者等を記載 等
- (7) 事故・リコール情報等に関する事項
同種類の遊戯施設に関する事故情報を入手した場合や、納入者からのリコール等の改善申し入れがあった場合において、情報の内容、入手期日、入手先、対応策等を記載。対応が必要な場合には、対応の方法、実施日、実施責任者を履歴として併せて記載
- (8) 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項
点検、検査、保守、部品交換、補修等に要する費用の予定額について、項目の内訳を含む年次計画として一覧表を作成
計画の期間は、概ね10年を目途とする。
- (9) その他維持保全に必要な事項
遊戯施設の機種、設置環境等により固有の維持保全を要する事項など、上記(1)から(8)までの事項以外に、維持保全上必要な事項を記載

(注) 「遊戯施設の維持保全計画書の作成手引き」に基づき、当省で作成した。

表3-(1)-⑥ 維持保全計画書に関する今後の検討課題

「今後の検討課題について」（国土交通省社会資本整備審議会建築分科会第8回建築物等事故・災害対策部会（平成19年8月3日）資料）（抄）

エレベーターの技術基準の強化や定期報告制度の見直しのほか、建築設備等の事故防止対策について、これまでの部会の検討の中で、以下のような課題等が示されており、今後これらの課題について早急に具体策を取りまとめる必要がある。

(4) 所有者等が作成する維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底

- 維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3 - (1) - ⑦ 調査対象遊戯施設における維持保全計画書の作成状況

区分	作成済み		作成中	未作成	小計	その他	合計
	緊急点検以前から作成	緊急点検を契機として新規に作成					
施設数 (構成比)	151 (57.2%) 《43》	28 (10.6%) 《9》	21 (8.0%)	64 (24.2%)	264 (100%)	3 《2》	267 《72》
《遊園地等事業者数》	179 (67.8%) 《49》		《6》	《25》	《72》		
	113 《37》						



(緊急点検以前から作成していなかった 113 遊戯施設におけるその理由)

理由区分	作成状況	緊急点検を契機として作成	作成中	未作成	計	延べ理由数			
						類似の既存計画等がある	作成することを不承知	作成のノウハウがない、不足している	その他の理由
類似の既存計画等がある		14 《4》	11 《3》	12 《6》	37 《13 (実11)》	37 《13 (実11)》			
作成することを不承知		1 《1》	5 《1》	23 《9》	29 《11》		29 《11》		
作成のノウハウがない、不足している			1 《1》	11 《4》	12 《5》			12 《5》	
類似の既存計画等がある及び作成のノウハウがない、不足している		4 《1》			4 《1》	4 《1》		4 《1》	
作成することを不承知及び作成のノウハウがない、不足している				2 《1》	2 《1》		2 《1》	2 《1》	
作成のノウハウがない、不足している及びその他の理由			4 《1》		4 《1》			4 《1》	4 《1》
その他の理由		9 《3》		16 《5》	25 《8》				25 《8》
合計		28 《9》	21 《6》	64 《25》	113 《40》 (注)4	41 《14 (実12)》	31 《12》	22 《8》	29 《9》

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上表「その他」の3施設は、当省の調査時点で廃止されていたことから、又は調査対象遊戯施設の管理者が調査対象遊園地等事業者と異なることから、維持保全計画書の内容を確認できなかったものである。

3 《 》内は遊園地等事業者数であるが、同一遊園地等の中で、維持保全計画を作成している施設と作成していない施設があるなど異なる作成状況のケースがあるため、合計は必ずしも一致しない。

なお、同一遊園地等において維持保全計画の作成状況が異なる遊戯施設のある遊園地等事業者の状況は次のとおりである。

① 2遊園地等事業者は、「緊急点検以前から作成」及び「緊急点検を契機として新規に作成」、「未作成」欄に各々計上

② 5遊園地等事業者は、「緊急点検以前から作成」及び「未作成」欄にともに計上

③ 1遊園地等事業者は、「緊急点検以前から作成」及び「緊急点検を契機として新規に作成」欄にと

もに計上

- ④ 1遊園地等事業者は、「緊急点検を契機として新規に作成」及び「未作成」欄とともに計上
- 4 「理由区分」は、緊急点検を契機として作成したもの及び作成中のものの場合、従来、未作成であった理由に基づき整理した。
- また、「類似の既存計画等がある」は13遊園地等事業者が挙げているが、「緊急点検を契機として新規に作成」の4遊園地等事業者と「未作成」の6遊園地等事業者において、同一の遊園地等事業者が2含まれるため、実数としては、11遊園地等事業者となる（「類似の既存計画等がある」とするものは12遊園地等事業者41施設となる）。このほか、「未作成」の6遊園地等事業者と「その他の理由」で「緊急点検を契機として新規に作成」した3遊園地等事業者において、同一の遊園地等事業者が1含まれる。そのため、合計の40遊園地等事業者は、実数としては、37遊園地等事業者となる。
- 5 「未作成」の65遊戯施設のうち、7遊戯施設（5遊園地等事業者）は、遊園地等を閉鎖又は当該施設を廃止（予定を含む）となっている。

表3-(1)-⑧ 維持保全計画書を作成していない（作成していなかった）理由の例

理由区分	理 由 等
類似の既存計画等がある	遊戯施設ごとに、製造者から詳細な管理マニュアルが示されており、その中に、保守管理基準や維持管理基準が示されていること、また、年間を通じて点検・補修作業の工程表を作成していることから、現在のところ、維持保全に支障を感じていない。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：A)
	製造者が遊戯施設の管理者になっており、自ら適時にメンテナンスができること、過去の修理の実績や部品の取替え実績を記録していることから、作成手引に沿った維持保全計画書を作成しなくとも、維持管理に支障がない。 ただし、緊急点検による特定行政庁の指導を受け、平成19年6月に作成した。 (維持保全計画書新規作成遊園地等事業者：B)
作成することを不承知	遊戯施設は設置されているものの、動物園及び植物園を中心に運営されていることから、遊園地協会には加盟していない。このため、作成手引の送付を受けておらず、建設省の関係通知も承知していない。また、特定行政庁からも、同手引や関係通知の送付は受け取らず、指導等を受けたこともない。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：C)
	1遊戯施設のみを設置しているような小規模な遊園地等であり、作成手引の存在や建設省の指導通知等を承知していない。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：D)
作成のノウハウがない、不足している	作成手引は持っているが、遊戯施設のカルテを作成するような部分もあり、作成手引だけあっても専門的知識がないため作成できない。過去及び未来の計画についても、記録が残っていない部分や製造者でないと分からない部分もあり、作成が難しい。製造者に作成してもらう方法もあるが、費用もそれなりにかかる。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：E)
	自ら作成し、これに基づく維持保全を行っていくのが理想であるが、小規模な遊園地等で実施するのは作成のノウハウがなく困難である。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：F)
その他の理由	維持保全計画書のない現状でも、年に1回の検査、保守に伴う部品の交換は円滑に行えている。そのため、維持保全計画書を作成する必要性は低いと認識 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：G)
	遊戯施設の部品交換、修繕は、従来から、製造者が定期検査の際に一括して行っており、それで特に問題は生じていない。また、遊戯施設に詳しい知識のある職員もいなかったため、作成するノウハウもなく、何をすればいいのかわからなかった。ただし、緊急点検の指導を踏まえ、現在、すべての遊戯施設について、作成中 (維持保全計画書作成中遊園地等事業者：H)
	従来から、すべての遊戯施設について作成しなければならない認識を有していたが、人的余力がなかったため作成できていなかった。平成19年5月以降、順次、作成 (維持保全計画書新規作成遊園地等事業者：I)
	維持保全計画書の作成は義務ではないことから、必要性まで感じていなかった。 (維持保全計画書未作成遊園地等事業者：J)

(注) 当省の調査結果による。

表3-1-9 維持保全計画書の作成に対する支援・要望意見の例

意見等区分	維持保全計画書の作成状況	支援・要望意見の内容
製造者等の関与に関するもの	未作成 (ノウハウがない)	作成のためのノウハウがないため作成していない。部品交換の頻度等製造者でないと作成しにくいと思われる部分があることから、製造者の協力・支援をお願いしたい。
	一部未作成 (ノウハウがない)	作成のため、製造者から支援等を受けたい。
	新規作成 (類似の既存計画等がある、ノウハウがない)	維持保全に要する費用のように、計画的に具体的な予定を立てにくいものがあり、手引に基づいて忠実に作成することに困難を感じていたことから未作成であったが、エキスポランドの事故を受け、作成が困難な部分を除き、新たに作成した。 作成が困難な事項については、簡略かつ実用的なフォーマットの作成を国等に要望する。特に、維持保全に要する費用の年次計画については、遊戯施設は特殊(独自)のものが多く運行実績も機種ごとに異なることから、計画的に具体的な予定を立てにくい。年次計画の作成については、製造者側の協力も必要な事項である。
	未作成 (作成することを不承知)	当該施設の業務の主体は、動物の飼育・展示の業務であり、遊戯施設に関する業務の専任スタッフがおらず、遊戯施設の運行管理業務は他に委託している。このこともあり、維持保全計画書の策定ノウハウが乏しいことから、ノウハウを提供してほしい。
	未作成 (必要性を感じていない)	作成するとなると、部品交換の頻度、費用の年次計画等、製造者でないと作成しにくいと思われる部分があることから、製造者の協力が必要である。
	未作成 (必要性を感じていない)	定期検査やその他整備全般は、製造者に委託している。維持保全計画書の作成のためには、製造者とのすり合わせが必要となる。製造者の支援等を要望
	作成中 (類似の既存計画等がある)	製造者や遊戯施設に関する情報を持っている機関からの維持保全計画の作成に必要又は有用な情報の開示を望む。
	緊急点検以前から作成済み	製造者から遊戯施設の維持管理に係る詳細データは示されないことが多い。特に目視で確認できない主要部について、製造者による部品交換時期の明示や製造者による超音波軸深傷の実施等を確立してほしい。
特定行政庁(行政機関)の関与に関するもの	未作成 (作成することを不承知)	作成を検討するため、当該計画書のサンプルを入手したが、小規模な遊園地等においては、必ずしも、現状に即したものを作成することは困難な面がある。このため、小規模な遊園地等を設置している事業者については、行政機関等において経営規模等に応じた計画書の指導をお願いしたい。
	緊急点検以前から作成済み	維持保全計画書の作成に当たり、内容について特定行政庁と相談したい。そのためには、特定行政庁に専門性を持った体制の整備が必要と感じている。
	緊急点検以前から作成済み	現在、特定行政庁において、維持保全計画書作成時及び改訂時における指導等を行っており、今後も引き続き行ってほしい。
その他	緊急点検以前から作成済み	既存の講習会における資料の配付や説明だけでは維持保全計画書の活用方法等についての知識・理解が深まらない。同計画書の作成に限らず、現状では、遊戯施設の対応について、製造者の情報のみに頼らざるを得ない。遊園地等事業者が独自にある程度遊戯施設について対応が可能となるよう、もっと指導、研修等の機会を設け

意見等区分	維持保全計画書の作成状況	支援・要望意見の内容
		てほしい。
	緊急点検以前から作成済み	作成手引は、遊戯施設ごとに、具体的に必要な書類、項目の記載がないことから、必要事項について製造者から聴取しながら対応しているのが現状。同手引に、遊戯施設ごとの具体的な必要事項を明記してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-⑩ 維持保全計画書の作成を指導しているものの、その後の状況まで確認していない例

番号	内 容
1	<p>平成10年頃、神戸市内の遊戯施設（コースター）で事故が発生し、当時の建設省から指導があったことが契機となり遊戯施設の所有者、管理者に対し文書送付、又は現地訪問し安全管理の徹底等について指導を行っている。</p> <p>最近では、平成16年に他都道府県で発生した事故を契機に現地指導を行っており、その際、維持保全計画書及び運行管理規程がともに未作成であったため、作成するよう口頭指導を行った。また、17年には、作成手引の写しを送付している。</p> <p>しかし、指導結果の確認は行っておらず、維持保全計画書の作成状況を把握していないため、遊園地等事業者は、これら指導について承知していないとしている。特定行政庁では、平成19年5月、緊急点検要請のため当該事業者を訪問した際、未作成のままとなっていることを把握し、改めて作成を指導した。その結果、作成に着手し、現在作成中となっており、本年度内に完成の予定となっている。（特定行政庁：旭川市）</p>
2	<p>大型連休等前に、県から遊戯施設の安全確保に関する通知が出され、それを受け、管内の遊園地等事業者に対し、適切に作成・整備・保管を行うよう指導している。</p> <p>しかし、これまでは、その作成状況まで積極的に把握しておらず、「作成しているだろう」という認識であったとしている。そのため、遊園地等事業者においては、作成のノウハウがないことなどを理由に未作成のままとなっていた。その後、緊急点検を受け、平成19年6月、作成困難とする一部事項を除き、作成している。（特定行政庁：浜松市）</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3- (1) - ⑩ 維持保全計画書の作成状況を把握していない理由の例

番号	理由区分	内 容
1	維持保全計画書の作成は義務ではない、法定事項ではない等	少なくとも平成16年度以降は、建築確認時に作成を指導し、完了検査時に内容を確認、不足部分(事項)は補充するよう指導している。ただし、維持保全計画書作成の義務付けはなく、維持保全計画書の提出を求めているわけではないため、管内遊戯施設ごとの作成状況は整理していない。 (特定行政庁：静岡県)
2		法第8条第2項の「維持保全に関する準則又は計画」については、あくまで「必要に応じ」作成することとされている。設置者、管理者の義務規定ではない。 (特定行政庁：七尾市、高知市、別府市)
3		維持保全計画書は、(財)日本建築設備・昇降機センターが刊行した作成手引を参考に事業者が自主的に定めるものであり、法令に基づき作成を義務付けられたものではないことから、把握していない。 (特定行政庁：八戸市)
4		建築確認申請の際、維持保全計画書の作成手引を提示し、完了検査申請時には維持保全計画を作成するよう指導を行っている。ただし、維持保全計画書は、遊戯施設管理者等が特定行政庁へ提出することになっていないことや遊戯施設管理者等が自ら作成し活用するものであると認識していることから、管内の維持保全計画書の作成状況は把握しておらず、同計画の作成についての周知指導も行っていない。 (特定行政庁：熊本県)
5		遊戯施設の安全確保上、維持保全計画書の作成は重要であるが、現行制度では法定事項でないことから、計画作成の有無等の確認は特に行っていない。 (特定行政庁：福井県、香川県)
6		維持保全計画の作成については、法で規定されておらず、その作成状況については特に把握していない。「維持保全計画書の作成手引き」を示した安全対策依頼通知は、特定行政庁あてに送付されていないことから、特に事業者に対する周知は行っていない。 なお、今回、緊急点検を指示した遊戯施設の所有者等に対して、作成について文書で依頼を行っている。 (特定行政庁：鹿児島県)
7		作成手引が策定された平成12年12月以降に設置された遊戯施設については、施設管理者等に対し、建築確認申請時に維持保全計画書の作成を指導している。ただし、特段の根拠規定がないことから、同計画書の作成状況までは確認していない。 (特定行政庁：姫路市)
8	国土交通省から作成状況等を把握するよう指導を受けておらず、特定行政庁として、維持保全計画書の是正が必要な施設に対しどこまで関与すべきか不明なため。 (特定行政庁：山形県)	
9	法律上維持保全計画書の作成状況を把握及び指導することにはなっていないためであり、作成は個々の施設の判断に任せるべきであると考えてきたため (特定行政庁：郡山市、いわき市)	
10	遊戯施設の所有者等において維持保全計画書を作成する必要があることの認識がなかった(承知していなかった)ため (特定行政庁：佐賀県)	

(注) 当省の調査結果による。

表3-1)-⑫ 定期検査において指摘事項があり、維持保全計画書が作成されていないもの

番号	遊戯施設 一般名称 (所在都 道府県)	維持保全計画 書の作成状況	定期検査における指摘等の状況
1	コースター (福島県)	未作成 (作成することを不承知)	平成19年3月の定期検査において、軌条に亀裂が生じている(C判定)、支柱等にさびがある(B判定)旨指摘を受けている(4月に新規のものと交換済)。 なお、定期検査以外の点検・整備は、毎月、保守点検業務を定期検査担当者とは異なる外部業者に委託し実施されている。
2	観覧車 (福島県)		平成19年3月の定期検査において、客席の窓の割れや傷(C判定)、客席部外装のさびや油圧装置の作動油の劣化の指摘(B判定)を受けている(その後、窓の割れは、該当箇所にシールを張り、割れの拡大を防止するとともに、当該乗物については乗車を禁止。今後当該乗物を新規のものと交換の方向で検討中)。 なお、定期検査以外の点検・整備は、上記「1」と同じ。
3	ローター (福島県)		平成19年3月の定期検査において、①支柱等のさび、②客席部外装の若干のさび、③客席取付部の若干の劣化の指摘(いずれもB判定)を受けている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、上記「1」と同じ。
4	メリーゴーラウンド (佐賀県)	未作成 (作成することを不承知)	平成18年11月の定期検査において、ゴム車輪の亀裂(要交換)の指摘(B判定)を受けている(今後、改善予定)。 当該遊戯施設については、毎年11月に製造者による定期検査が行われているが、定期検査以外の点検・整備は行われていない。始業点検等において不具合があれば、その都度、製造者等に連絡し、部品交換等を行うことで対応しているとしている。なお、当該遊園地等事業者では、老朽化に伴う遊戯施設改装に多額の費用がかかることや遊びの多様化から、運営を専門業者に委託したほうがよいと判断し、平成19年4月より外部業者に業務を委託しており、同月、当該業者が点検・整備を行っている。
5	子供汽車 (熊本県)	未作成 (作成することを不承知)	平成18年7月の定期検査において、カーブレールの変曲(要修正)の指摘(B判定)を受けている。 当該遊戯施設については、①毎年、検査資格者による定期検査を行っていること、②毎日、遊戯施設の運転を開始する前に始業時点検を行っていること、③遊戯施設担当職員による監視により、遊戯施設の運行中に異常音、異常振動等の不具合が発生した場合は、速やかに運行を中止し、修理や部品交換等を行うこととしていることから、安全性は確保されているとして、定期検査以外の点検・整備は行われていない。
6	コースター (静岡県)	未作成 (必要性を感じていない)	平成19年1月の定期検査において、①カートのドアとシートベルト破損、②カートのガイドローラーのがたつき進行(交換要検討)、③支柱、レール、踊り場の安全柵の一部にさび(塗装要)、④カートのワイヤーカバーパイプの交換要検討等計13事項の指摘(いずれもB判定)を受けている(その後、ガイドローラー交換等改善済)。 当該遊戯施設については、毎年、1月に製造者が委託した業者による定期検査が行われ、定期検査以外の点検・整備は、年1回(4月)の製造者による点検・整備となっている。

番号	遊戯施設 一般名称 (所在都 道府県)	維持保全計画 書の作成状況	定期検査における指摘等の状況
7	オクトパス (京都府)	作成中 (部品交換等は メーカーが実施 のため必要性を 感じていなかった)	平成19年2月の製造者による定期検査において、油圧装置の回転継手からの油にじみの指摘(B判定)を受けている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、内部従業員による月次点検が行われている。部品交換・修繕は、製造者による定期検査の際に一括して行ってもらっているとしている。
8	ウォーターシュート (静岡県)	新規作成 (類似の既存計画等がある、ノウハウがなかった)	平成18年7月の定期検査において、①駆動モーターの電磁ブレーキ制動不良、②キャリアローラー軸の摩耗、③コンベアチェーンの一部ローラーの破損、④駆動モーター用ブレーキ不調、⑤電気設備配線中継ボックスのさび、腐食の指摘(いずれもB判定)を受けている。 当該遊戯施設については、定期検査以外の点検・整備は行われていない。なお、平成19年6月に、維持保全計画書を新たに作成したが、点検は必要に応じて実施していることから、点検周期や部品の交換時期、交換基準は作成困難として、規定されていない。
9	コースター (愛媛県)	新規作成 (類似の既存計画等があった)	平成19年4月の定期検査において、①走路の一部さび、②支持部材・枕木の一部さび、③電動機及び制動機の一部さび、④点検用歩廊の一部さびの指摘(いずれもB判定)を受けている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、内部従業員により、毎月1か月点検を行い、構造部関係、巻上装置、制動装置、車両関係、電気設備、空圧関係等を視覚・打検等で点検している。
10	オクトパス (愛媛県)		平成19年4月の定期検査において、舞台床の一部さびの指摘(B判定)を受けている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、内部従業員により、毎月1か月点検を行い、コンプレ駆動装置、アーム、乗り物、運転室等を視覚等で点検している。
11	オクトパス (愛媛県)		平成19年4月の定期検査において、舞台床の一部さびの指摘(B判定)を受けている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、内部従業員により、毎月1か月点検を行い、本体、駆動装置、乗り物、アーム関係、コンプレッサー、運転室、舞台等を視覚等で点検している。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 番号「1」から「3」まで、「9」から「11」までは、それぞれ同一の遊園地等である。
3 「定期検査における指摘等の状況」欄の定期検査以外の点検・整備の状況については、日常の始業点検や終業点検は除いている。
4 指摘事項の「B判定」は要注意、「C判定」は「法不適合の指摘あり」若しくは「要修理」を示す。

表3-1-13 同一製造者の類似の遊戯施設で点検内容が相違している例

番号	遊戯施設 一般名称 (所在都道府県)	仕 様					定期検査以外の点検・整備の実施状況
		定 員	最高部 高 さ	回転直径 または 走路全長	速 度	電動機 容 量	
1	ローター (北海道)	4名× 8台	5.0 m	14.54m	379.1 m/min	31.7 kw	○ 維持保全計画書未作成（作成することを不承知） ○ 運行補助者による始業点検のほかは実施していない。製造者による定期検査の際、部品交換や補修等を行っており、その必要性等は製造者の説明に従っている。
	(福岡県)	4名× 12台	6.128m	12.0 m	308 m/min	33.8 kw	○ 維持保全計画書作成済み ○ 製造者が本遊戯施設の管理者であり、1か月点検及び3か月点検を実施
2	海賊船 (熊本県)	24名× 1台	9.23m	6.6m	618 m/min	60.2 kw	○ 維持保全計画書未作成（作成することを不承知） ○ ①毎年、検査資格者による定期点検を行っていること、②毎日、遊戯施設の運転を開始する前に始業時点検を行っていること、③遊戯施設担当職員による監視により、運行中に異常音、異常振動等の不具合が発生した場合は、速やかに運行を中止し、修理や部品交換等を行うこととしていることから、安全性は確保されているとして、特に定期検査以外の点検・整備は行っていない。
	(東京都)	24名× 1台	12.8 m	6.6m	618 m/min	72.7 kw	○ 維持保全計画書作成済み ○ 当該遊戯施設の運転開始は、平成19年3月であり、日常の始業点検等以外の点検・整備の実績はないものの、他の遊戯施設については、おおむね3か月周期で点検・整備を行っており、当該遊戯施設についても、維持保全計画書において同様に規定
3	コースター (岩手県)	2名× 7台	14.5m	500 m	55.6 km/h	27.5 kw	○ 維持保全計画書未作成（ノウハウがない。） ○ 始業点検のほかは実施していない。点検の結果、不具合があれば、その都度、補修・部品交換等を実施
	(山形県)	16名× 1台	13.5m	410.4m	55.8 km/h	27.5 kw	○ 維持保全計画書作成済み（定期点検の計画等点検・検査に関する事項及び保守・部品交換に関する事項は未記載） ○ 始業点検のほか毎月1回の定期点検を実施。記録簿に、この結果や部品交換等の状況を記載

番号	遊戯施設 一般名称 (所在都道府県)	仕 様					定期検査以外の点検・整備の実施状況
		定 員	最高部 高 さ	回転直径 または 走路全長	速 度	電動機 容 量	
4	コースター (岩手県)	4名× 5台	3.37m	63.34m	29.3 km/h	8.2 kw	○ 維持保全計画書未作成（ノウハウがない。） ○ 始業点検のほかは実施していない。点検の結果、不具合があれば、その都度、補修・部品交換等を実施（前記「3」上段と同一の遊園地等事業者）
	(宮城県)	4名× 5台	3.37m	63.34m	29.3 km/h	8.2 kw	
5	コースター (岡山県)	6名× 5台	30.34m	389.92m	68.5 km/h	184.65 kw	○ 維持保全計画書作成中（類似の既存計画等があった。） ○ 始業点検のほかは実施していない。
	(熊本県)	6名× 5台	30.34m	389.92m	68.5 km/h	184.65 kw	

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-⑭ 維持保全計画書が作成されておらず、過去の部品交換の実施状況等が把握できないもの

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター (石川県)	○ ノウハウがないとして、維持保全計画書は作成していない。今後、製造者に照会し作成する予定としている。 ○ 運行管理規程は作成しており、同規程において、定期検査以外に年1回の定期点検を規定している。なお、実際は、年1回の定期検査及び年2回の点検・整備を製造者に委託し、実施している。 ○ しかし、保守・部品交換等については、記録しておらず、不明としている。
コースター、ローター、オクトパス、パラシュートタワー等 5施設 (奈良県)	○ 現在11施設を所有・管理しているが、このうち9施設は他遊園地等事業者が所有・管理していたものを当該事業者の倒産等から譲り受けたものである。しかし、倒産等した遊園地等事業者において、各遊戯施設の維持保全計画書を策定していなかったこと、譲渡の際の関係書類の引継ぎも万全ではなかったことなどから、当該9施設については、維持保全計画書の作成に着手できない状況となっている。 ○ このような状況から、当該9施設のうち調査対象とした5施設についてみると、過去からの保守・部品交換や補修・改造等の履歴、定期点検の履歴などの確認が困難となっている。 なお、定期検査以外の点検・整備は、内部従業員により毎月の月次点検等が行われている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-1-15 維持保全計画書が作成されているが、点検・検査に関する事項、保守・部品交換に関する事項等が記載されていないもの

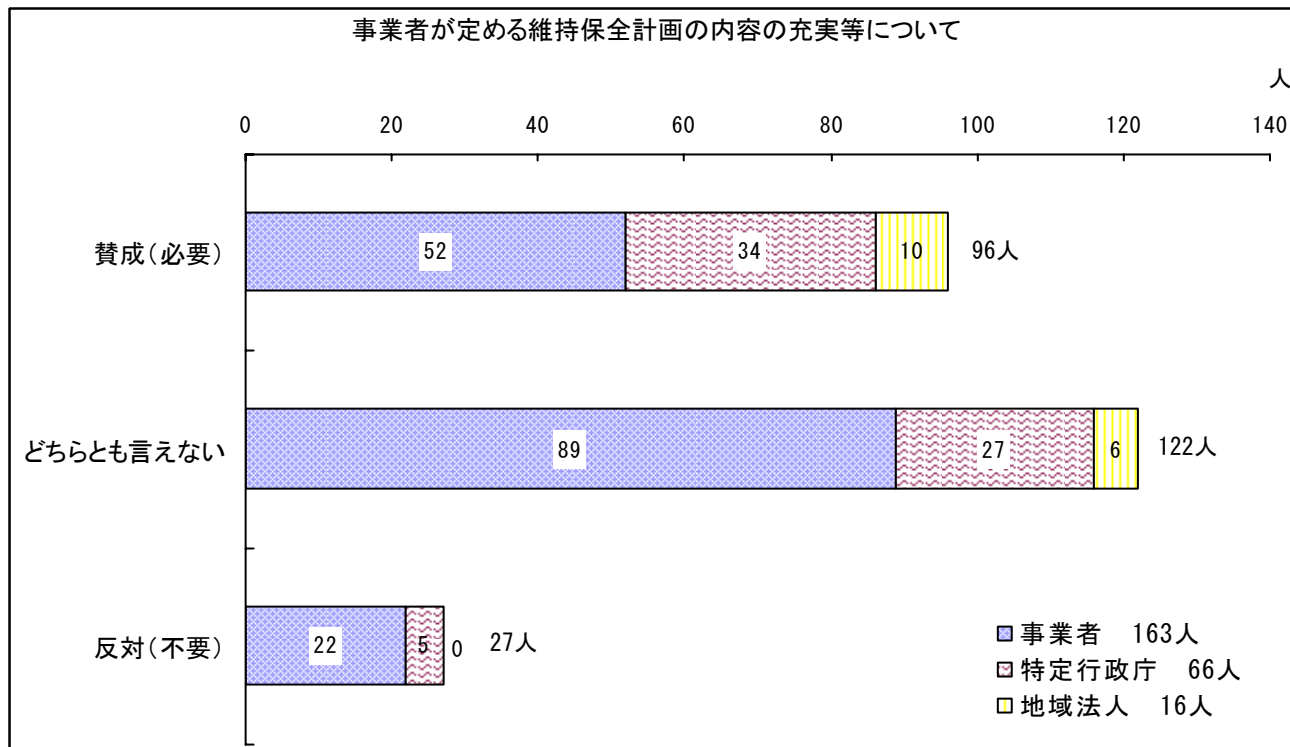
区分	遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
1	コースター (熊本県)	<p>緊急点検を契機として平成19年6月に新たに作成しているが、維持保全計画書を作成する必要があるとの認識がなく、特定行政庁から指導があったため作成したこともあり、作成手引きで示されている様式に部分的に書き込むことで作成されている。このため、次のような状況がみられる。</p> <p>① <u>点検・検査に関する事項</u>は、点検項目ではなく、車両、電磁ブレーキ等点検部位・箇所が記載されており、また、点検周期も「イベント終了時」とされ、具体的な期間は記載されていない。点検・検査履歴も、作成日以前のもは記載されていない。なお、実際には、定期検査以外の点検・整備は、毎月及び毎週実施しているとしている。</p> <p>② <u>保守・部品交換に関する事項</u>は、部品交換リストとして、車両、ブレーキ、センサーについて、交換基準(目視で剥離等が確認された場合等)が記載されているのみ。製造者による本遊戯施設の取扱説明書では、「ベアリング」を1年ごとに交換することとされているが、本リストには記載されていない。また、同取扱説明書では、車両について、1年間隔でオーバーホールを行うこととされているが、「保守等に関する特記事項」等へも記載されていない。</p> <p>③ 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は、故障や毎日点検等で磨耗等がみられた都度、部品交換等修理しているとして、記載されていない。</p> <p>④ このほか、図書の作成及び保管に関する事項において、作成手引に例として書かれている図書をそのまま使用しているため、存在しない図書まで事務所に保管していることとなっている。</p>
	コースター (熊本県)	<p>本社から再三の指導を受け作成したとしているが、記載は、当該遊戯施設の所有者、維持保全管理者等関係者の氏名、遊戯施設の概要の一部、関連公共機関等の連絡先となっている。このほか、日々の始業点検及び終業点検の結果を運行日誌に記載、また、平成18年に部品交換履歴表を作成しており、部品交換を行った場合は、同履歴表(日時、部品の名称、実施者等)に記載している。</p> <p>しかし、定期検査以外の点検・整備を毎月実施しているとしているが、<u>点検・検査に関する事項</u>の点検の計画に関する事項(点検項目、周期等)や<u>保守・部品交換に関する事項</u>の部品交換リスト等は記載されていない。</p>
	コースター (熊本県)	<p>記載は、当該遊戯施設の所有者、維持保全管理者等関係者の氏名、遊戯施設の概要の一部、維持保全の実施体制と責任範囲となっている。定期検査以外の点検・整備を毎月実施しているとしているが、<u>点検・検査に関する事項</u>、<u>保守・部品交換に関する事項</u>及び維持保全に要する費用の年次計画に関する事項等は記載されていない。</p>
2	コースター、オクトパス、ローター (大分県)	<p>「作成手引き」をそのまま維持保全計画としている。このため、具体的に規定するものが何もない状況となっている。このことについて、事業者は、維持保全計画書は特に活用しておらず、実質的には遊戯施設の維持保全は適切に実施しており支障はない、内容を見直す予定もないとしている。</p> <p>なお、定期検査以外の点検・整備は、1月中旬から2月末までの閉園時に実施している。</p>
3	コースター、回転ブランコ、メリーゴー	<p>関係団体から作成の指導を受け形式的に作成したもので、実際に活用する考えで作成していないとして、<u>点検・検査に関する事項</u>は、定期検査の</p>

区分	遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
	ラウンド、観覧車、 海賊船 (高知県)	<p>実施時期及び実施者、平成13年度の履歴のみの記載となっている。なお、定期検査以外の点検・整備は、適宜実施しているとしている。</p> <p>また、<u>保守・部品交換に関する事項</u>は、定期的な交換を要する部品・消耗品の名称のみの記載となっている。なお、履歴については、別途、年月日、不具合の内容、修理内容等のメンテナンス記録を作成している。</p> <p>一方、維持保全の費用の年次計画に関する事項は、定期的に交換する部品がなく、突発的に対応することとなることを理由に計画の作成は困難として、記載していない。</p>
4	オクトパス、モノレール、コースター (北海道)	<p>平成17年の遊戯施設新設に伴い、施設設置業者のアドバイスを受けて、運行管理規程とともに全施設について作成しており、定期検査以外の点検・整備は、毎月実施しているものの、<u>保守・部品交換に関する事項</u>及び維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は記載していない。</p> <p>また、人事異動により、維持保全技術者が交替しており、事故処理等の際の連絡組織表が一部現状と不適合となっているが、基本的事項に変更はないとして修正は行っていない。</p>
5	コースター、ウォーターシュート、ローター、オクトパス、海賊船等6施設 (山形県)	<p>定期検査以外の点検・整備は、毎月実施しているものの、業務多忙として、個々の施設ごとに記載する<u>点検・検査に関する事項</u>及び<u>保守・部品交換に関する事項</u>は記載していない。</p> <p>また、維持保全に要する費用の年次計画に関する事項も同様に記載していない。</p>
6	コースター、オクトパス等4施設 (岐阜県)	<p>①実際の維持保全業務において、当該計画書を活用していなかった、②部品交換、事故・リコール情報等は本社において一括管理しているため、当該施設では交換履歴、事故情報等を管理してこなかった、③平成16年に特定行政庁の指導により急遽作成したため、必要最小限の事項のみ記載し、その範囲内で見直しをしてきたことを理由に、<u>点検・検査に関する事項</u>及び<u>保守・部品交換に関する事項</u>、維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は記載していない。</p>
7	コースター (静岡県)	<p>当該遊戯施設においては、定期検査以外の点検・整備は行われておらず、<u>保守・部品交換に関する事項</u>についても、定期的な交換を要する部品・消耗品の交換時期及び交換基準の判断が困難として、記載していない。</p> <p>また、維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は、予測が困難であるとして、記載していない。</p>
8	コースター、ウォーターシュート、ローター等4施設 (静岡県)	<p>緊急点検を契機として、平成19年6月に新たに作成したが、<u>点検</u>については、必要に応じて実施していることから、手引にあるような周期の記載は困難であるとして、また、<u>部品の交換時期や交換基準</u>も作成が困難であるとして、記載していない。</p> <p>維持保全に関する費用の年次計画に関する事項についても、次年度予算の算出はしているが、手引にあるような10年単位の計画の作成は困難であるとして記載していない。</p>
9	コースター、ウォーターシュート、オクトパス (山口県)	<p><u>点検・検査に関する事項</u>は、遊戯施設ごとに定期検査等の検査結果台帳を整備しているとして、点検の周期(月次点検実施月)は記載していない。定期検査以外の点検・整備は年5～6回実施しており、その履歴は、当該台帳により把握できるが、点検項目の計画は把握できない。なお、点検周期は、遊戯施設ごとの月次点検実施月として示されている。</p> <p>また、<u>保守・部品交換に関する事項</u>は、部品交換等の記録を運行日誌に記載しているとして、記載していない。部品交換の履歴は当該日誌により把握できるが、部品交換リスト(定期的な交換を要する部品・消耗品の有</p>

区分	遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
		<p>無、交換時期、交換基準等)は把握できないものとなっている。</p> <p>維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は、費用等経理関係については本社事項であり、現地(営業所)で未把握でも支障等はないとして、記載していない。</p>
10	コースター、モノレール (愛媛県)	<p>維持保全計画書は作成し、毎月、定期検査以外の点検・整備を実施しているとしているものの、作成手引の内容を承知しておらず、認識がなかったとして、<u>点検・検査に関する事項</u>は記載していない。</p> <p>また、保守・部品交換の状況は点検業者が把握しているとして、<u>保守・部品交換に関する事項</u>は記載していない。</p> <p>なお、維持保全に要する費用の年次計画に関する事項は、10年単位といった長期の費用年次計画は立てていないが、年次計画に関する規定を記載している。</p>
11	コースター、ローター、オクトパス等4施設 (福岡県)	<p><u>保守・部品交換に関する事項</u>については、部品交換・補修・改造等履歴書は作成しているが、部品交換リストは記載していない。</p> <p>なお、定期検査以外の点検・整備は、毎月実施している。</p>
12	コースター (長崎県)	<p><u>保守・部品交換に関する事項</u>については、部品交換・補修・改造等履歴書は作成しているが、部品交換リストは記載していない。</p> <p>また、維持保全に要する費用の年次計画に関する事項も記載していない。</p> <p>なお、定期検査以外の点検・整備は、毎月実施している。</p>

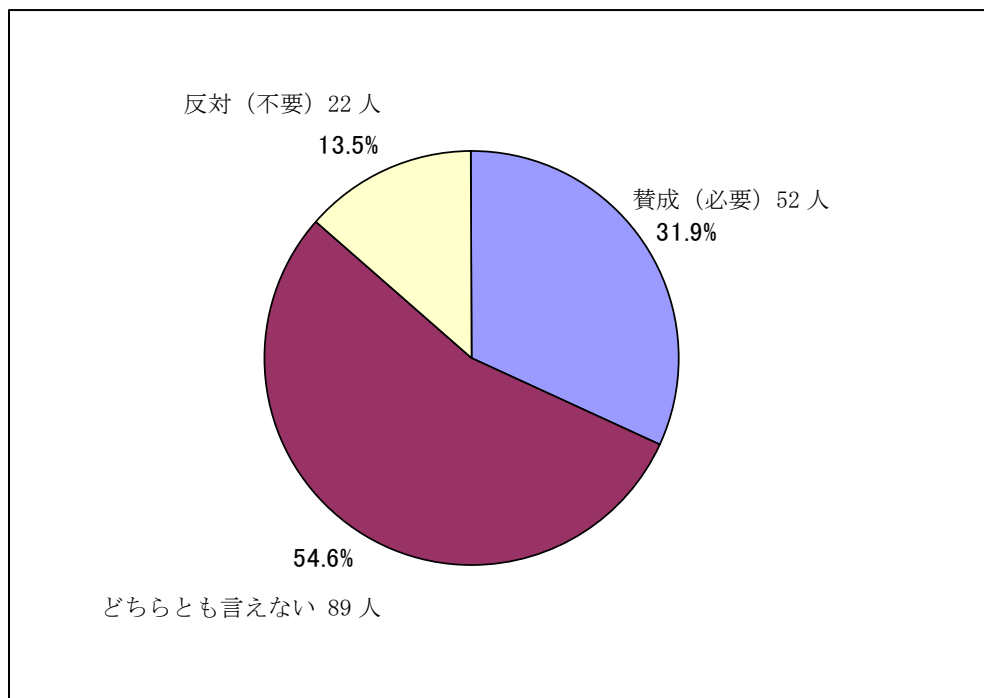
- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 番号「1」から「3」の遊戯施設は、同一の遊園地等に設置されているものである。
- 3 「区分」は、調査対象遊園地等事業者の区分を示す。なお、「1」は同一の遊園地等事業者であるが、記載した遊戯施設ごとに管理者等が異なり、維持保全計画書の作成への対応等もそれぞれで相違している。
- 4 定期検査以外の点検・整備は、日常の始業点検等は除く。

図3-(1)-① 維持保全計画書の内容の充実等に対する評価（調査対象関係者全体）



(注) 当省の調査結果による。

図3-(1)-② 維持保全計画書の内容の充実等に対する評価（調査対象遊園地等関係者）



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 本図及び表3-(1)-⑯の対象とした「調査対象遊園地等関係者」とは、調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の所有者又は管理者、保守管理責任者、運行責任者、法定定期検査担当者である。なお、遊園地等事業者ごとにその対象者及び対象数は異なる。

表3-1-16 維持保全計画書の内容の充実等に対する意見等（調査対象遊園地等関係者）

意見等区分	賛成（必要）と回答した者	どちらとも言えないと回答した者	反対（不要）と回答した者
維持保全計画書作成の意義・必要性に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊戯施設の安全確保・確立継続の面から必要（7人） ○ 安全確保に対する事業者の意識向上、レベル向上に寄与するため必要（4人） ○ 事業者が施設の状態をより把握しやすくなると思われる。（2人） ○ より事故を未然に防ぐことができ、予算も組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な遊園地での必要性は理解できるが、小規模遊園地では疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状でもかなりのボリュームであり、作成しても継続的に維持することが困難。点検や資料整理に多くの人手を要する割には、重要とは思えないものも多分にある。（2人）
作成の義務付けを求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊戯施設にも使用できる期限があることを前提にして、保守管理、部品交換等の中長期計画の作成を義務付けて、近い将来に必要な整備費用を認識する必要がある。 ○ 維持保全計画書の作成を現在の手引ではなく法令等により義務化すべき。 ○ 法令で一定のレベルと基準を作り統一すべき。安全の質を一定に保つ必要あり。 		
作成手引の位置付けの明確化を求めるもの			<ul style="list-style-type: none"> ○ 今の内容で一般的には十分。内容の充実より、むしろ、維持保全計画書の法的な位置付けの明確化が必要（3人）
作成に当たって製造者の関与等を求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊園地等事業者と製造者、保守管理業者等関係者で作成を分担すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部品交換のスパンなど、製造者の積極的な情報公開がないと作成しにくい点がある。同計画の内容充実のためには製造者の協力が不可欠 ○ 維持保全計画書の作成等は、製造者に委ねる部分が多いため、内容の充実について、どちらとも言えない。 ○ 最新のアトラクションは製造者の維持保全計画書を参考に行っている。遊戯施設の購入者が適正な範囲での維持保全計画書を作成するのは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊戯施設の所有者等ではなく、製造者にランニングコスト等を明記させるべき。

意見等区分	賛成（必要）と回答した者	どちらとも言えないと回答した者	反対（不要）と回答した者
簡素化が必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の書式は、机上で作成したものであり、現場の意見が反映されていないことから、内容が複雑で、十分に活用することが困難であり実効性のないものとなっている。現場の意見を取り入れ簡素化し、実用可能なものとすべきである。（4人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての施設において作成した方がよいと思うが、現状でも負担は大きい。必要最小限にして確実に実施した方がよい。（9人） ○ 維持保全計画書は形式的であり、実用性に問題がある。計画書のメンテナンスが追い付かない。 	
内容の見直し等を求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成方法が分からない小規模事業者も多いため、作成例を含めて具体的に作成する内容を明示すべき。（2人） ○ 遊戯施設の特性を考慮したものを、基準化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容の充実より、現在の項目内容を見直した方がよい。 	
現行で十分とするもの		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の維持保全計画書の内容を確実に行うことの方が重要と思う。（3人） ○ 現行の内容で十分。要はそれを守るかどうかの問題。守られなければ、実効性は確保されない。（2人） ○ 内容の充実を図ったとしても、実態として結果を伴うものとは考えにくい。立派な計画があるに越したことはないが、事業者がその実行や管理を徹底しなければ有効とはなり得ず、よって、賛成も反対もしかねる。（2人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等で定める点検項目が具体的かつ実効性のあるものになれば、事業者ごとの維持保全計画書を充実させる必要は低くなる（事業者個々の裁量で決めていく部分を減らすべき。）。 ○ 現状のものをベースに精度を上げていくことで十分と考える。 ○ 現行の内容で十分と考える。どちらかと言えば、維持保全計画書の内容を如何に、誠実に実行するかが問題

(注) 1 当省の調査結果による。なお、「意見等区分」は、その内容に基づき、当省で作成・区分したものである。

2 意見等の末尾の（ ）内は、当該意見と同様の意見とみられるものの該当人数を示す。なお、記載のないものは、該当者が1人である。

(2) 定期検査報告の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>遊戯施設の所有者等は、法第 12 条第 3 項において、当該遊戯施設について、定期に、検査資格者に検査をさせ、定期検査報告を行わなければならないとされている。国土交通省は、当該検査の基準として、昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2004 年版（平成 16 年 1 月作成）」における J I S 検査標準を周知し、これにより検査を実施するよう指導している。この J I S 検査標準においては、遊戯施設の所有者等は、施設の車輪軸について年 1 回、探傷試験を実施しなければならないとされている。</p> <p>また、定期検査報告は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条第 1 項により、おおむね 6 月から 1 年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期ごとに、特定行政庁に提出することとされており、同条第 3 項において、特定行政庁が条例・規則で定める書類を添えて報告しなければならないとされている。実際には、全国のほとんどの特定行政庁では、昇降機センターが標準様式として定めた「遊戯施設定期検査成績表」及び「遊戯施設検査表」（ウォータースライドの定期検査報告に当たっては、「ウォータースライド定期検査成績表」及び「ウォータースライド検査表」）を添付するよう指導している。当該様式によると、検査の結果、問題がみられない検査項目については「A（指摘なし）」に○印を付し、建築基準法で定める基準又は J I S 検査標準に適合しない箇所がみられる場合には、該当する検査項目について「C（法不適合又は要修理）」に○印を付すとともに、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。また、今後、「C（法不適合又は要修理）」へ移行する可能性がある箇所については、該当する検査項目について「B（指摘なし（要注意）」に○印を付すとともに、「C」判定時と同様、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。</p> <p>なお、法第 101 条第 1 項第 2 号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 100 万円以下の罰金に処することとされている。</p> <p>遊戯施設の所有者等から提出される定期検査報告の大半は、地域法人により受け付けられた後、地域法人から特定行政庁に提出されている。</p> <p>この地域法人とは、昭和 45 年の建築基準法の改正によって、現在の定期検査報告制度が導入された際、建設省通達「建築基準法第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する特殊建築物の定期調査報告及び昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について」（昭和 46 年 12 月 28 日付け住指発第 917 号及び第 918 号。以下「定期報告推進通知」という。）により、特定行政庁の指導監督の下に設立を促された団体であり、i) 遊戯施設に関する台帳の整備、ii) 遊戯施設の所有者等に対する定期検査報告提出通知（又は特定行政庁の委託を受けて指示）、iii) 管内検査資格者の把握・指導、iv) 定期検査報告業務の受託、v) 関係方面への P R 及びvi) その他定期検査報告制度の周知徹底のために必要な措置を行うことなどとされていた。</p> <p>当該通達は、「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 31 日付け建設省住指発第 192 号。以下「定期報告運用通知」という。）において「現行制度の初動期における準備として既に目的を達したことから、明確化のため」に廃止することとされているが、地域法人は、通達の廃止後においても、定期検査報告の受付、遊戯施設に関する台帳の整理、定期検査報告の提出を証明する定期検査報告済証の発行等を実施しており、現在</p>	<p>表 3-(2)-①</p> <p>表 1-②</p> <p>表 3-(2)-②</p> <p>表 3-(2)-③</p> <p>表 3-(2)-④</p> <p>表 3-(2)-⑤</p> <p>表 3-(2)-⑥</p> <p>表 3-(2)-⑦</p> <p>表 3-(2)-⑧</p> <p>表 3-(2)-⑨</p> <p>表 3-(2)-⑩</p>

<p>では、地域法人ごとに業務の内容や実施方法は異なっている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>ア 定期検査報告の励行確保</p> <p>今回、調査対象とした 64 特定行政庁における定期検査報告の受付件数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件、未報告の件数は、平成 16 年度 43 件、17 年度 47 件、18 年度 96 件となっている。未報告のものの中には、次のとおり、特定行政庁において、報告の対象となる遊戯施設を的確に把握していないものや、報告の督促が行われていないものなどの不適切な状況がみられる。</p> <p>① 調査対象 64 特定行政庁にウォータースライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した 1 特定行政庁を加えた 65 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの定期検査報告の提出状況について調査したところ、遊戯施設の設置後 1 年以上を経過しているにもかかわらず、特定行政庁が適切に把握していなかったため、一度も定期検査報告が提出されていない遊戯施設が次のとおりみられる。</p> <p>i) 7 特定行政庁に設置されているウォータースライド 11 施設について、一度も定期検査報告が提出されていない。</p> <p>このうち、8 施設は、国土交通省が平成 19 年 5 月 23 日付けで実施を要請した緊急点検によって発覚したものであり、残る 3 施設は当省の調査の際に発覚したものである。</p> <p>このように、ウォータースライドに係る定期検査報告が長期間にわたり提出されなかった理由としては、a) 平成 12 年構造告示において、ウォータースライドが遊戯施設として位置付けられたが、それ以前に設置されたものについては建築確認が不要であったことから、特定行政庁がその存在を設置当初から把握していなかったこと、b) 平成 12 年構造告示が定められた以降において、特定行政庁が管内のウォータースライドについて積極的な把握を行っていないこと、c) ウォータースライドの所有者等に対して、定期検査報告の提出が義務付けられたことが十分に周知されていないことが挙げられる。</p> <p>なお、国土交通省は、平成 19 年 8 月 28 日に「ウォータースライドの事故防止について」(平成 19 年 8 月 28 日付け国住指第 2040 号国土交通省住宅局建築指導課長通知) を都道府県に通知し、この中で、ウォータースライドについて、同年 5 月 23 日付け緊急点検において要請した報告がされていない遊戯施設がないか調査し、その結果を速やかに報告するよう求めている。</p> <p>ii) 遊戯施設の所有者等に対して定期検査報告を提出するよう督促が行われていないため、設置(平成 16 年 7 月)以来一度も同報告が提出されていない遊戯施設がみられる(1 特定行政庁、1 施設)。</p> <p>② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの間の定期検査報告の提出を求める旨の督促(以下「督促」という。)の実施状況を調査したところ、次のとおり、督促が適切に行われていない状況がみられる。</p> <p>i) 督促を行っていないとしているものが 2 特定行政庁みられるが、これらの管内では、平成 16 年度に 8 施設、17 年度に 8 施設、18 年度に 36 施設の定期検査報告が提出されていない。</p>	<p>表 3-(2)-⑪</p> <p>表 3-(2)-⑫</p> <p>表 3-(2)-⑬</p> <p>表 3-(2)-⑭</p>
---	---

ii) 特定行政庁が督促したにもかかわらず未報告のままとなっており、その後の指導が行われていない遊戯施設が、平成 16 年度に 2 特定行政庁で 7 施設、17 年度に 3 特定行政庁で 10 施設、18 年度に 3 特定行政庁で 16 施設ある。

この中には、毎年 11 月に督促を行うこととしていることから、夏季のみ稼働するウォータースライド等については休止中に督促が行われているものがある。また、報告期限が 5 月末までとされている遊戯施設についても督促が 11 月に行われ、5 か月間放置されている。

iii) 地域法人の督促に応じない遊戯施設の所有者等について、地域法人から特定行政庁に連絡しているにもかかわらず、特定行政庁が当該所有者等に対して指導していないため、未報告となっている遊戯施設が、平成 16 年度に 3 特定行政庁で 8 施設、17 年度に 3 特定行政庁で 8 施設、18 年度に 2 特定行政庁で 6 施設ある。

iv) 特定行政庁が遊戯施設の所有者等に対して督促を行ったとしているが、当該所有者等が承知していなかったため、当該遊園地内のすべての遊戯施設について、報告が 1 年分提出されていないものがある（1 特定行政庁、12 施設）。

イ 定期検査報告に係る業務における地域法人の関与の明確化

① 全国 29 地域法人のうち、調査対象 19 地域法人における特定行政庁からの業務の受託状況を調査したところ、次のとおり、地域により、その役割や位置付けが区々となっている状況がみられる。

表 3-(2)-⑮

i) 地域法人の業務を定めた定期報告推進通知が廃止された後、地域法人の位置付けや役割が不明確なものとなっていることから、管内の特定行政庁との間で業務委託契約を締結している例がみられる（5 地域法人）。

ii) 特定行政庁が、昇降機及び遊戯施設の定期検査報告に係る業務の一部について代行を依頼する旨、地域法人に通知するとともに、事務処理要領を示し、両者の関係を明確化している例がみられる（1 地域法人）。

iii) 地域法人と特定行政庁との間で、役割や業務の手順を示さないまま地域法人が定期検査報告業務の一部を行っており、役割や責任の所在が不明確となっているものがみられる（11 地域法人）。

この中には、定期検査報告を地域法人が受け付けることとなっているが、実際には、県建築士会が受け付けているものがみられる。当該県では、特定行政庁、地域法人及び県建築士会のそれぞれの役割を示す書類はないなど、責任の所在が不明確な状況となっている。

表 3-(2)-⑯

iv) 中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会は、特定行政庁との間で契約を締結していないものの、特定行政庁との間で業務委託契約を締結している各府県単位の地域法人から再委託を受けて業務を実施している。その概要は次のとおりである。

a) 中部ブロック昇降機等検査協議会は、中部地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁は、それぞれ、各県内にある地域法人との間で法第 12 条に基づく定期検査報告に関する業務（報告対象物件の把握・整

図 3-(2)-①

理、定期検査の通知、定期検査報告済証の発行、督促通知書の印刷及び配布、定期検査報告をしない者に対する督促・指導等)について委託契約を締結しており、各県内の地域法人は、特定行政庁の承認を得た上で、同検査協議会に再委託している。一方、富山県、岐阜県及び三重県内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、石川県等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会(注)に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、中部ブロック昇降機等検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、さらに、石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁に対する報告については、それぞれの県内にある地域法人を経由して提出されている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね2週間から1か月を要し、中には2か月程度を要しているものもみられる。

これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料等として、全日本遊園施設協会に対して、1遊戯施設当たり2,500円(同協会の会員は1,500円)を支払い、中部ブロック昇降機等検査協議会に対しては、1遊戯施設当たり1,500円を支払っている。

なお、静岡県では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の施行を受けて、個人情報の取扱を契約書において明確にする観点から、中部ブロック昇降機等検査協議会と委託契約を締結し、同検査協議会から直接特定行政庁に報告が届くようにする予定であるとしている。

(注)全日本遊園施設協会とは、主に遊園施設等の設計、製造及び販売業者又は遊園施設等を所有し、あるいは運営管理をする企業を会員として組織された団体で、平成19年7月現在、正会員28社、賛助会員5社で構成されている。

全日本遊園施設協会は、遊戯施設の所有者等から定期検査報告を受け付け、技術的な指導を行った後に地域法人に提出するという業務を実施しており、平成18年度は全国で1,433件の定期検査報告を受け付けているとしている。なお、中部ブロック昇降機等検査協議会の管内に所在する遊戯施設に係る定期検査報告は、必ず同協会を経由した後に同検査協議会に提出されることとなっているが、同検査協議会は、この理由について、遊戯施設を専門に審査できる職員がいないためとしている。このような状況は、北関東ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会にもみられる。

また、東北地域(青森県、岩手県、宮城県(仙台市を除く。))、秋田県、山形県及び福島県)に所在する遊戯施設から定期検査報告が提出された場合には、全日本遊園施設協会が地域法人と同様に、同報告の形式審査(記載漏れ等の確認)や技術的な指導を行った後に関係する特定行政庁に提出するとしている。

b)近畿ブロック昇降機等検査協議会は、近畿地域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の各特定行政庁は、それぞれ各府県内にある地域法人との間で法第12条に基づく定期検査報告に関する業務(定期検査報告の対象となる遊戯施設の把握及び台帳の整備、事前通知の実施及び啓発、定期検査報告の形式

表3-(2)-⑰

図3-(2)-⑳

審査、特定行政庁への提出等) について委託契約を締結しており、各府県内の地域法人は、同検査協議会との間で覚書を交わすことで、遊戯施設、昇降機等に係る業務を同検査協議会に再委託している。一方、滋賀県及び京都府内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、大阪府等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

近畿ブロック昇降機等検査協議会の管内における遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会関西支部に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、同検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、特定行政庁に報告されることとなっている。ただし、奈良県内の特定行政庁及び兵庫県への定期検査報告にあつては、同検査協議会の書面審査の後に、更に各県内の地域法人を経由して特定行政庁に報告されることとなっている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会関西支部への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね2週間から1か月を要し、中には2か月程度を要しているものもみられる。これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料として、全日本遊園施設協会に対して、1遊戯施設当たり2,500円(同協会の会員は1,500円)を支払い、近畿ブロック昇降機等検査協議会には、1遊戯施設当たり1,600円を支払っている。また、同検査協議会は、遊戯施設の所有者等から支払われた指導料のうち、1遊戯施設当たり360円を、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各府県内にある地域法人に毎月支払っている。

なお、近畿ブロック昇降機等検査協議会では、平成19年12月頃までに法人格(有限責任中間法人)を取得し、直接、特定行政庁との間で委託契約を締結する予定であるとしている。

② 調査対象19地域法人における遊戯施設の定期検査報告業務の実施状況について調査した結果、次のとおり、地域法人の業務の実施状況は地域によって異なるものとなっており、中には不適切なものがみられる。

i) 定期検査報告の提出状況等に係る台帳を整備しているものが16地域法人みられる。このうち14地域法人は、特定行政庁から新たに完了検査を終えた遊戯施設に係る情報の提供を受けて台帳を更新することで、新たに定期検査報告を提出すべき遊戯施設について把握漏れが生じないよう工夫している。

また、特定行政庁は、地域法人が整備した台帳の提供を受けて、法第12条第7項において整備することとされている台帳の整備に活用している。

しかし、当省の調査の結果、地域法人が整備している台帳に、記載の誤りや記載漏れの事項があり、十分な管理が行われていないもの(2地域法人)がみられる。

ii) 調査対象地域法人のうち、12地域法人では、特定行政庁と連携して、定期検査報告の報告期限を遊戯施設の所有者等に事前に通知している。

一方、残る7地域法人においては、当該通知を行っていないが、これらの地域法人が業務の対象とする区域の14特定行政庁を調査したところ、このうち11特定行政庁において通知が行われていない。平成16年度から18年度までの間について、事前通知が行われていないこれらの11特定行政庁における定期検査報告の

表3-(2)-⑰

表3-(2)-⑱

提出状況をみると、5 特定行政庁では、毎年数件程度、定期報告が提出されていない遊戯施設がみられる。

iii) 定期検査報告を受け付けた後、記載漏れや押印漏れ等の確認などの形式審査を実施した後、特定行政庁に定期検査報告を転送しているものが 17 地域法人みられる。

これらの 17 地域法人について、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでの所要日数を確認したところ、東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）の定期検査報告の中に、「C（要修理）」の判定を受けた検査項目がある報告であるにもかかわらず、定期検査の実施から特定行政庁に到達するまでに 47 日間を要しているものがみられる。また、調査対象 267 施設のうち、定期検査報告の義務がある 227 施設について、その定期検査の結果を確認したところ、25 施設に「B（指摘なし（要注意）」判定がみられるが、このうち 9 施設については地域法人に提出されてから特定行政庁に報告が到達するまでに 1 か月以上を要している。

iv) 定期検査報告を提出した遊戯施設の所有者等に対して、定期検査報告済証を交付しているものが 17 地域法人みられる。当該報告済証は、昇降機センターが全国統一の標準様式として作成したもので、遊戯施設に貼り付けることで定期検査が実施されていることを示すためのものであるが、次のとおり、地域法人によって交付の方法が異なる状況がみられる。

a) 「C（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出し、特定行政庁から副本等が返送されるのを待って、副本と併せて報告済証を検査資格者又は所有者等に送付しているものが 6 地域法人ある。なお、「C」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

b) 「C（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出した後、特定行政庁から副本が返送されるのを待たずに、報告済証を検査資格者又は所有者等あてに送付しているものが 8 地域法人ある。なお、「C」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

c) 「C（法不適合又は要修理）」判定の有無にかかわらず、地域法人において定期検査報告の提出を受けた際、報告に記載漏れがなければ、速やかに報告済証を発行し、検査資格者又は所有者等に送付するとしているものが 3 地域法人ある。

v) 定期検査報告が未報告となっている遊戯施設の一覧を整理するなど、特定行政庁が行う督促に何らかの協力をしているものが 16 地域法人みられ、これらの地域法人における協力の内容をみると、次のとおり、地域によって役割が異なっている状況がみられる。

a) 未報告者に対して、地域法人が督促（通知）を実施し、その結果、依然として報告されない遊戯施設について、特定行政庁に連絡するとしているものが 7 地域法人ある。

b) 自ら督促（通知）は行わないが、未報告となっている遊戯施設のリストや通知文等を作成し、特定行政庁に送付することで、特定行政庁が行う督促に協力しているものが 5 地域法人ある。

c) 特定行政庁が作成した督促状等を地域法人が発送することとしているものが 3 地域法人ある。

表 3-(2)-⑱

表 3-(2)-⑳

表 3-(2)-㉑

d) 特定行政庁ごとに、上記 a) の方法による場合と上記 b) の方法による場合があるものが 1 地域法人ある。

なお、これらの取組によっても報告が励行されていない場合がある（前述アの②参照）。

③ 調査対象 267 施設のうち、定期検査報告の義務がある 227 施設について、地域法人を経由して報告していることが確認できた遊戯施設は 204 施設に上り、多くの報告が地域法人を経由して特定行政庁に提出されている。

これは、前述イの①のとおり、特定行政庁が契約により地域法人に対して定期検査報告業務を委託しているものがあること、定期報告推進通知以降の慣習として行われているものがあることのほか、次のとおり、特定行政庁のホームページや通知文書において、遊戯施設の所有者等に定期検査報告が地域法人を経由して提出しなければならないと誤認されるおそれがある表現がみられることによるものと考えられる。

i) 特定行政庁のホームページにおいて、定期検査報告の提出先として、地域法人のみを記載しているもの（12 特定行政庁）

ii) 定期検査報告の提出を求める事前通知又は督促文書に「提出窓口」として地域法人のみが記載されているもの（7 特定行政庁）

定期検査報告は、法第 12 条において、遊戯施設の所有者等が特定行政庁に提出することとされており、また、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 37 条では、届出が、法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、法令により当該届出の提出先とされている機関に到達したときに、手続上の義務が履行されたものとするとしている。このため、遊戯施設の所有者等は、特定行政庁に定期検査報告を提出することで、届出の義務を果たすことになる。しかし、前述 i) 及び ii) のように、特定行政庁が文書やホームページにおいて、定期検査報告の提出先として地域法人のみを記載することにより、直接特定行政庁に提出することができないものと遊戯施設の所有者等に誤解させている可能性がある。すなわち、法律上義務のないこと又は法律上の根拠のないことについて、それがあつかうような外観を呈しており、このことは、行政手続法の適正な手続の確保という趣旨から適当ではないと考えられる。

④ 国土交通省は、定期報告推進通知以降、地域法人の取扱いについて特段の指示等を行っていないが、定期報告運用通知及び「定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）」（平成 15 年 7 月 9 日国住指第 1184 号）において、地域法人の行う定期検査報告の受付代行業務の性格について、「地域法人が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではない」との見解を通知している。

以上のように、定期検査報告における地域法人の役割や特定行政庁との関係が地域により区々となっており、また、地域法人の中には、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでに 1 か月以上を要しているなど、業務の実施状況に不適切なものがみられる。

現在、地域法人は、建築基準法令上に位置付けられた団体ではなく、特定行政庁の条例等においても地域法人の位置付け等について規定するものはない。一方で、特定行政庁のホームページや公文書において、地域法人への定期検査報告の提出を求めるなど、地域法人を経由して提出しなければ特定行政庁は受け取らないと誤解されるおそれが

表 3-(2)-⑳

表 3-(2)-㉑

あるものがみられる。法令上、定期検査報告は、特定行政庁に提出することとされており、特定行政庁に報告が到達したときに遊戯施設の所有者等の届出の義務が履行されたことになる。仮に、地域法人が定期検査報告の審査に長期間を費やし、定期検査報告の期限を徒過した場合には、その責任の所在が不明確となり、遊戯施設の所有者等の不利益になるおそれがある。また、本来、特定行政庁に直接提出すれば、特段の費用が必要ないにもかかわらず、地域法人を経由することで、遊戯施設の所有者等はその施設数に応じて指導料を支払わねばならなくなっている例がみられ、経済的な負担となっている。

ウ 定期検査報告の審査等の適正化

調査対象 64 特定行政庁における定期検査報告の審査及び報告内容に基づく対応状況を調査した結果、次のような状況がみられる。

① 調査対象 64 特定行政庁において、検査資格者が実施している定期検査の内容の積極的な把握の有無について聴取したところ、63 特定行政庁において、検査の内容は定期検査報告書により確認する程度であり、積極的に確認していないとしており、同報告書に「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられない限り、現地において確認することはないとする特定行政庁が多くみられた。

一方で、多くの特定行政庁では、現在の定期検査報告の様式は簡略化されているため、探傷試験を実施したかどうかを含めて、J I S 検査標準に基づいて検査が行われていることを確認することが困難であるとしており、一部の特定行政庁からは、検査資格者から問題なしとして報告されたものについては、それ以上追求することが難しい現状であるという意見も聞かれた。

さらに、「特定行政庁は遊戯施設に対して指導を行う能力に欠ける」といった新聞報道等が見受けられることに関連して、今後の遊戯施設の規制の枠組みについてどうあるべきかについて、特定行政庁の職員に意見を求めたところ、回答者 72 人のうち 46 人が、「国に遊戯施設を専門に扱う部局を設置し、その部局に管理等の機能を集約させるべき」としており、特定行政庁では、通常の工作物と異なる遊戯施設の特殊性・専門性に苦慮している状況がうかがわれる。

② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までに提出された遊戯施設に係る定期検査報告の内容について調査したところ、次のとおり、「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられる報告書は、少ないものとなっている。

i) 各特定行政庁に提出された遊戯施設の定期検査報告の総数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件であり、このうち「C」の判定がある報告は、平成 16 年度 7 件（総数の 0.49%）、17 年度 12 件（同 0.84%）、18 年度 14 件（同 0.99%）となっている。

ii) 平成 16 年度から 18 年度までの間に、遊戯施設の所有者等から「C」の判定の記述がみられる定期検査報告を受け取った特定行政庁は、10 特定行政庁となっている。

③ これらの状況を踏まえ、特定行政庁における定期検査報告に係る指導等の状況について調査したところ、遊戯施設の所有者等に対して毎年 1 回、遊戯施設の構造面、運行管理面、事故発生時の対応等について立入検査を実施し、後日、所有者等から改善

表 3-(2)-22

表 3-(2)-11

表 3-(2)-23

報告を徴収するなど、定期検査の内容等を自ら積極的に確認しているものが1特定行政庁においてみられるが、一方で、次のとおり、特定行政庁から遊戯施設の所有者等に対して指導が十分行われていないことなどにより、不適切な状況がみられる。

- i) 定期検査の結果、検査資格者に遊戯施設の不具合を指摘されているにもかかわらず、「A（指摘なし）」判定と記載して特定行政庁に報告している事業者に対して、特定行政庁からの指導がなかったもの（1件）
- ii) 検査資格者から「A（指摘なし）」判定の報告を受け、特定行政庁に報告しているにもかかわらず、定期検査の4、5か月後、車輪の脱落や客席固定部分の腐食が原因で事故が発生しているものがあるが、事故に至るまでに特定行政庁からの指導がなかったもの（2件）
- iii) 検査項目に「C（要修理）」判定の記載がみられる報告書を受け取っているにもかかわらず、所有者等に対して運行を中止するよう指導を行っていない特定行政庁がある。一方、「B（指摘なし（要注意）」判定の遊戯施設に対しても改善を通知する特定行政庁があるなど、特定行政庁によって対応に差異がみられる（4件）。

④ 調査対象267施設のうち、車輪軸を有する遊戯施設について、探傷試験の実施状況等を調査したところ、次のとおり、区々となっている状況がみられる。

- i) サイクルモノレール等の低速で走行する遊戯施設の所有者等において、高速で走行するジェットコースターとは異なり、自らの施設に探傷試験は必要ないと考えており、また、特定行政庁から指導がなかったため、これまで車輪軸の探傷試験を実施しておらず、コースターに関する緊急点検において、初めて実施しているものがある。
- ii) 特定行政庁の中には、仮に車輪軸に損傷が生じても大きな事故につながるおそれのない遊戯施設について、探傷試験を義務付けまでする必要はないと判断して、サイクルモノレール等の低速な施設については、探傷試験の実施を義務付けていないものがある。
- iii) J I S検査標準の中で実施することとされている「車輪軸」の探傷試験について、「車輪軸」の定義や範囲が明確にされていないために、遊戯施設の所有者等に対する同試験の実施の指示内容が特定行政庁ごとに区々となっている。

また、「コースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌条を走行するもので勾配が5度以上のもの）」という条件に当てはまれば、すべて探傷試験を実施することとされていることについては、遊園地等に従事する職員及び特定行政庁の職員から多くの反対意見が聞かれた（前述1のオ参照）。

（所見）

したがって、国土交通省は、定期検査報告の的確な実施及び実効性の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 特定行政庁に対し、定期検査報告の提出が励行されるよう遊戯施設の所有者等への指導を徹底することを要請すること。
- ② 定期検査報告は直接特定行政庁に提出することができることを、遊戯施設の所有者等に対して明らかにするよう特定行政庁に要請すること。

また、地域法人において受け付ける場合であっても、「C（法不適合又は要修理）」判

表3-(2)-24

定の検査内容を含む報告については直ちに特定行政庁に情報提供し、形式上の要件に適合している報告については速やかに特定行政庁に送付することを地域法人に指導するよう特定行政庁に要請すること。

さらに、特定行政庁に対し、地域法人が行う定期検査報告に係る業務の範囲、処理期間、個人情報や企業秘密などの情報に係る取扱いなどについて契約等により具体的に定めた上で、その内容を遊戯施設の所有者等に周知・徹底するよう要請すること。

③ 遊戯施設の所有者等が J I S 検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すとともに、定期検査報告の内容に応じて適切な措置を講ずるよう特定行政庁に要請すること。

④ J I S 検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の製造者や所有者等の意見等も勘案して、施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けるとともに、管内の遊戯施設の所有者等に J I S 検査標準に即した検査の実施を遵守させるよう特定行政庁に要請すること。

表 3 - (2) - ① 定期検査制度に係る法令の概要(抜粋)

○ 建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)

(報告、検査等)

第 12 条

1 (略)

2 (略)

3 昇降機及び第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他第 1 項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備 (国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。) で特定行政庁が指定するものの所有者 (所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。) は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査 (当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。) をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物 (第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他第 1 項の政令で定める建築物に限る。) の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第 1 項及び第 3 項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳 (当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。) を保存しなければならない。

8 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳 (同項の国土交通省令で定める書類を含む。) の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第 88 条

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの (以下この項において「昇降機等」という。) については、・・・(略)・・・昇降機等については、第 7 条の 6、第 12 条第 1 項から第 4 項まで及び第 18 条第 22 項の規定を準用する。 (略)

第 101 条

次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

一(略)

二 第 12 条第 1 項又は第 3 項 (これらの規定を第 88 条第 1 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(略)

○ 建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)

(工作物の指定)

第 138 条

1 (略)

- 2 昇降機、ウォーターシユート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第 88 条第 1 項 の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

○ 建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号）

（建築設備等の定期報告）

第 6 条

法第 12 条第 3 項（法第 88 条第 1 項 又は第 3 項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第 66 条 に規定する工作物（高さ 4 メートルを超えるものに限る。）又は法第 88 条第 1 項 に規定する昇降機等（以下この条において「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね 6 月から 1 年までの間隔において特定行政庁が定める時期（略）とする。

- 2 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第 36 号の 3 様式による報告書及び別記第 36 号の 3 の 2 様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機を除く。）にあつては別記第 36 号の 4 様式による報告書及び別記第 36 号の 4 の 2 様式による定期検査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第 36 の 3 様式又は別記第 36 号の 4 様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。
- 3 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第 6 条の 2

法第 12 条第 4 項（法第 88 条第 1 項 又は第 3 項 において準用する場合を含む。）の点検は、1 年以内ごとに行うものとする。

（略）

（台帳の記載事項等）

第 6 条の 3

法第 12 条第 7 項 に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一（略）

二（略）

三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 88 条第 1 項に規定する工作物にあつては、別記第 10 号様式による申請書の第二面及び別記第 42 号の 9 様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ 法第 88 条第 2 項に規定する工作物にあつては、別記第 11 号様式による申請書の第二面及び別記第 42 号の 11 様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ハ 別記第 36 号の 3 の 2 様式による定期検査報告概要書（法第 88 条第 1 項 に規定する昇降機等

に係るものに限る。) 及び処分等概要書に記載すべき事項

- ニ 第3条の申請書及び第8条の2第7項において準用する第3条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項
- 2 法第12条第7項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 第1条の3に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書を除く。）
 - 二 第2条の2に規定する図書及び書類
 - 三 第3条に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書及び別記第12号様式による築造計画概要書を除く。）
 - 四 第4条第1項に規定する図書及び書類
 - 五 第4条の2第1項に規定する書類
 - 六 第4条の8第1項に規定する図書及び書類
 - 七 第5条第2項に規定する書類
 - 八 第6条第2項に規定する書類
- 3 第1項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第12条第7項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。
- 4 法第12条第7項に規定する台帳（第2項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 第2項に規定する書類（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
 - 一 第2項第1号から第6号までの図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して15年間
 - 二 第2項第7号及び第8号の書類 特定行政庁が定める期間
- 6 指定確認検査機関から台帳に記載すべき事項に係る報告を受けた場合においては、速やかに台帳を作成し、又は更新しなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-② 定期検査報告書(様式)

第三十六号の三様式(第六条関係)

定期検査報告書(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁様
平成 年 月 日
報告者氏名 印
検査者氏名 印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 検査者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
建築基準適合判定資格 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【5. 報告対象昇降機(建築基準法第88条1項に規定する昇降機等を含む。)】

- 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)うち不適合の指摘があるもの (台)
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

昇降機(建築基準法第88条1項に規定する昇降機等を含む。)の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日】

- 【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施

【3. 検査者】

- 【イ. 資格】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【4. 保守業者】

- 【イ. 名称】
【ロ. 郵便番号】
【ハ. 所在地】
【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

- 【イ. 種類】 建築設備 工作物
【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
【ハ. 用途】 乗用 人荷 用 寝台用 自動車運搬用 荷物用
【ニ. 常用非常用の別】 常用 非常用
【ホ. 機械室の有無】 有 無
【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量)(定格速度)(積載量)(定員)(踏段の幅)(勾配)
(Kw) (m/min) (Kg) (人) (m) (度)
【ト. 製造者名】

【6. 遊戯施設の概要】 (番号)

- 【イ. 固有名称】
【ロ. 一般名称】
【ハ. 仕様】 (定員) (定常走行速度又は定常円周速度)
(人) (km/h又はm/min)
【ニ. 製造者名】

【7. 検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり (既存不適合) 指摘なし
【ロ. 改善の予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【8. 備考】

表 3 - (2) - ③ 定期検査報告概要書(様式)

第三十六号の三の二様式(第六条、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書
(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機)

(第一面)

検査等の概要

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【3. 検査者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 建築基準適合判定資格 第 号
 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
-

【4. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
-

【5. 報告対象昇降機(建築基準法第88条1項に規定する昇降機等を含む。)]

- 【イ. 検査対象昇降機の台数】() 台 うち不適合の指摘があるもの () 台
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月 に改善予定) 無

(第二面)

昇降機(建築基準法第88条1項に規定する昇降機等を含む。)の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日】

- 【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施(平成 年 月 日報告) 未実施

【3. 検査者】

- 【イ. 資格】 ()建築士 ()登録 第 号
建築基準適合判定資格 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 勤務先】 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【4. 保守業者】

- 【イ. 名称】
【ロ. 郵便番号】
【ハ. 所在地】
【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】

- 【イ. 種類】 建築設備 工作物
【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
【ハ. 用途】 乗用 (人荷共用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
【ニ. 常用非常用の別】 常用 非常用
【ホ. 機械室の有無】 有 無
【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量)(定格速度)(積載量)(定員)(踏段の幅)(勾配)
(Kw) (m/min) (Kg) (人) (m) (度)
【ト. 製造者名】

【6. 遊戯施設の概要】(番号)

- 【イ. 固有名称】
【ロ. 一般名称】
【ハ. 仕様】 (定員) (定常走行速度又は定常円周速度)
(人) (km/h又はm/mir)
【ニ. 製造者名】

【7. 検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 改善の予定の有無】 有 (平成 年 月 に改善予定) 無

【8. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の三様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、第三十六号の三様式第二面において指摘があった昇降機についてのみ作成し、第一面に添えて下さい。

表 3 - (2) - ④ 遊戯施設定期検査成績表 (標準様式)

遊戯施設定期検査成績表						様式 (A4)		
(標準様式)								
整理番号					検査 年月日			
遊園地名称								
遊戯施設 名称		固有名称						
		一般名称	【H12 告示 1419号別表第 ()】					
定員		名 × 台 編成			計 名			
最高部高さ		m	電動機 容量	V × kW × 台計				
回転直径		m		定格電流値 A		kW		
走路全長		m		測定電流値 A		良・否		
速度測定 (最高)		上昇	m/min	絶縁 接地 抵抗 測定	抵抗値			
		下降	m/min		電動機主回路	使用電圧 V	良・否	
		大回転	rpm		制御回路	使用電圧 V	良・否	
		小回転	rpm		信号回路	使用電圧 V	良・否	
		走行速度	km/h		照明回路	使用電圧 V	良・否	
		円周速度	m/min		接地抵抗	Ω	良・否	
勾配・傾斜角度		度		避雷設備接地抵抗		Ω 良・否		
主索直径		検査時直径寸法		mm		良・否		
		使用时(限界)直径寸法		mm		(公称直径寸法 × 0.9)		
特 記 事 項		No.	内 容					
昇降機 検査資格者		認定番号 (第 号)		氏 名				

表 3 - (2) - ⑤ 遊戯施設検査表(標準様式)

遊 戯 施 設 検 査 表
(標 準 様 式)

様式 (A4)

検査の結果、No.欄に●印のあるものは、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは法不適合の指摘ありの状態を、No.欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B、Cの場合は、特記事項欄に注記すること。No.欄●印は、建築基準法令に規定された検査項目・装置を表す。なお、不要事項(当該遊戯施設にない検査項目・装置)は抹消すること。

No.	検査項目・装置	指摘	既 存 不 適 格	No.	検査項目・装置	指摘	既 存 不 適 格
1	構造部関係			6	乗物関係		
● 1.1	地盤	A. B. C	-	● 6.1	客席部の外装	A. B. C	-
● 1.2	基礎	A. B. C	-	● 6.2	客席部の構造部材	A. B. C	-
● 1.3	道床	A. B. C	-	● 6.3	客席部の囲い・窓・手すり	A. B. C	-
● 1.4	構造体の定着	A. B. C	-	● 6.4	客席部の扉・仕切棒・掛金	A. B. C	-
● 1.5	構造物・支柱及び梁	A. B. C	-	● 6.5	客席・もたれ・床	A. B. C	-
1.6	舞台の床及び天井	A. B. C	-	● 6.6	身体保持装置及び安全ベルト	A. B. C	-
1.7	その他			● 6.7	客席部取付装置	A. B. C	-
				● 6.8	台車・車輪装置	A. B. C	-
2	軌道関係			6.9	乗物引上金具・車両連結器等	A. B. C	-
● 2.1	軌条・走路及び水路	A. B. C	-	6.10	その他		
● 2.2	支持部材・枕木	A. B. C	-				
2.3	その他			7	油圧装置・空圧装置・揚水装置		
3	駆動装置及び伝動装置			● 7.1	油圧装置(ユニット、安全弁、作動油等)	A. B. C	-
3.1	電動機及び制動機	A. B. C	-	7.2	空圧装置(コンプレッサ、安全弁等)	A. B. C	-
3.2	軸継手	A. B. C	-	7.3	揚水装置(ポンプ等)	A. B. C	-
3.3	減速機	A. B. C	-	● 7.4	アクチュエーター(離脱防止装置)	A. B. C	-
3.4	伝動装置	A. B. C	-	● 7.5	機器及び計器類	A. B. C	-
3.5	軸及び軸受装置	A. B. C	-	● 7.6	配管(ゴムホース、圧力計)	A. B. C	-
3.6	駆動用歯車装置	A. B. C	-	7.7	その他		
3.7	駆動車輪装置	A. B. C	-	8	電気設備		
3.8	その他			8.1	受電盤・制御器・操作盤	A. B. C	-
4	巻上装置			8.2	電圧計・電流計・表示灯	A. B. C	-
4.1	チェーンコンベア巻上装置	A. B. C	-	8.3	配電線・配管	A. B. C	-
4.2	ベルトコンベア巻上装置	A. B. C	-	● 8.4	避雷設備	A. B. C	-
● 4.3	ワイヤーロープ巻上装置	A. B. C	-	8.5	照明電飾	A. B. C	-
4.4	緊張装置	A. B. C	-	8.6	給電線・集電装置	A. B. C	-
● 4.5	主索(鎖)及び端部	A. B. C	-	8.7	各リミットスイッチ・センサー類	A. C	-
4.6	その他			8.8	その他		
5	安全装置			9	その他の設備		
● 5.1	非常止め装置	A. C	-	● 9.1	乗降場・点検用歩廊	A. B. C	-
5.2	緩衝装置	A. B. C	-	● 9.2	安全柵・整理柵	A. B. C	-
● 5.3	乗物逆行防止装置	A. B. C	-	● 9.3	運転室・機械室	A. B. C	-
● 5.4	乗物急激降下防止装置	A. C	-	● 9.4	放送設備・信号装置	A. B. C	-
● 5.5	制動装置	A. B. C	-	● 9.5	定員・注意事項の標示	A. B. C	-
● 5.6	速度制御装置	A. B. C	-	9.6	風速計	A. C	-
● 5.7	追突防止装置	A. B. C	-	● 9.7	非常救出装置	A. B. C	-
5.8	水位検出装置	A. B. C	-	9.8	装飾物	A. B. C	-
5.9	その他	A. B. C	-	9.9	その他		

表 3-(2)-⑥ ウォータースライド定期検査成績表(標準様式)

ウォータースライド定期検査成績表 (標準様式)										様式(A4)	
整理番号										検査 年月日	
設置場所											
施設名称											
全滑走路数		本			揚水装置合計台数			台			
ウォータースライド本体	滑走路番号	高低差	滑走路全長	平均勾配	揚水装置	電動機容量	V × kW × 台				
		m	m	度			(計 kW)				
		m	m	度			吐出量	m ³ /min			
		m	m	度		揚程	m				
		m	m	度		絶縁抵抗測定	絶縁抵抗値				
		m	m	度			電動機主回路	MΩ	良・否		
		m	m	度			制御回路	MΩ	良・否		
		m	m	度			信号回路	MΩ	良・否		
		m	m	度			接地抵抗	Ω	良・否		
		m	m	度		避雷設備接地抵抗		Ω	良・否		
特記事項	No.	内 容									
昇降機 検査資格者		認定番号 (第 号)			氏 名						

表 3-(2)-⑦ ウォータースライド検査表(標準様式)

様式(A4)

ウォータースライド検査表
(標準様式)

検査の結果、No. 欄に●印のあるものは、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは指摘ありの状態を、No. 欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B、Cの場合は、特記事項欄に注記すること。No. 欄●印は、建築基準法令に規定された検査項目・装置を表す。なお、不要事項(当該施設にない検査項目・装置)は抹消すること。

No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適格	No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適格
1	構造部関係			5	揚水装置関係		
● 1.1	地盤	A . B . C	-	5.1	揚水ポンプ	A . B . C	-
● 1.2	基礎	A . B . C	-	5.2	配管及び防振継手	A . B . C	-
● 1.3	構造体の定着	A . B . C	-	5.3	電動機	A . B . C	-
● 1.4	構造物・支柱及び梁	A . B . C	-	5.4	計器	A . B . C	-
1.5	補助部材	A . B . C	-	5.5	集毛器	A . B . C	-
1.6	その他			5.6	弁類	A . B . C	-
				5.7	その他		
2	滑走路関係						
● 2.1	滑走路本体	A . B . C	-	6	電気装置関係	-	
● 2.2	滑走路取付部分	A . B . C	-	6.1	受電盤・制御盤・操作盤	A . B . C	-
● 2.3	張出し部分(手すり)・飛出防止壁	A . B . C	-	6.2	電圧計・電流計・表示灯	A . B . C	-
2.4	その他			6.3	配電線・配管	A . B . C	-
				● 6.4	避雷設備	A . B . C	-
3	スタート台及び階段関係			6.5	その他		
● 3.1	スタート台及び階段の構造材	A . B . C	-				
● 3.2	スタート台及び階段の床	A . B . C	-	7	保安関係		
3.3	その他			● 7.1	安全柵・誘導柵	A . B . C	-
				● 7.2	注意事項の標示	A . B . C	-
4	着水部分関係			7.3	安全装置等	A . B . C	-
● 4.1	着水部本体	A . B . C	-	7.4	その他		
● 4.2	水深	A . B . C	-				
4.3	その他						

表 3 - (2) - ⑧ 建設省住宅局長通達 昭和 46 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 917 号

建設省住指発第 917 号
昭和 46 年 12 月 28 日
(平成 12 年 3 月 31 日廃止)

都道府県知事殿

建設省住宅局長

建築基準法第 12 条第 1 項および第 2 項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について

標記については、本年 1 月 1 日、昭和 45 年法律第 109 号が施行されて以来、建築主務課長会議その他において、その趣旨、運営方法等について指示してきたところであるが、標記定期調査および検査を行うべきものを養成するため建設大臣指定講習も逐次行われ、昭和 47 年度以降その実施能力も整備される見込みとなったことについては、貴職はじめ関係者の格別のご配意によるものと深謝している。

建築物の敷地、構造および建築設備の安全上、防火上および衛生上の要件の確保における維持管理の重要性にかんがみ、今後、下記参照のうゑ標記調査報告および検査報告の推進に、一層のご尽力をお願いする。

なお、本件に関し、運営方法の細目その他を別途建築指導課長から通知するので、念のため申し添える。

記

- 1 定期調査報告および定期検査報告の対象となる特殊建築物および昇降機その他の建築設備の指定の範囲の拡大および定期報告期間の短縮を行うものとする。
- 2 建設省、各特定行政庁、建設大臣特定講習実施機関とともに、定期調査報告制度および定期検査報告制度の運営の根幹となることが期待される各都道府県ごとの公益法人の設立の推進およびその健全な運営の確保を図るものとする。
- 3 前項の公益法人設立までの間の定期調査報告および定期検査報告の励行の推進についても、適切かつ円滑な経過措置を講ずるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3 - (2) - ⑨ 建設省住宅局建築指導課長通達 昭和 46 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 918 号(抜粋)

建設省住指発第 918 号
昭和 46 年 12 月 28 日
(平成 12 年 3 月 31 日廃止)

建築主務部長殿

建設省住宅局建築指導課長

建築基準法第 12 条第 1 項および第 2 項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について

標記について昭和 46 年 12 月 28 日、建設省住指発第 917 号により住宅局長から、貴知事(市長)あて通知したとおり、今般その運営の要綱を別紙のとおり定めたので、通知する。

ついては、貴職におかれましては、今後この要綱に基づいて諸般の準備を進められたく願います。

定期報告制度運営要綱

- 1 建築基準法第 12 条第 1 項および第 2 項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の運営方法については、この要綱の定めるところにより、早急に整備するものとする。
- 2 定期検査報告の対象となる特殊建築物および昇降機その他の建築設備の指定現況は、必ずしも十分でないので、昭和 46 年 7 月 1 日付建設省住指発第 436 号(今般、その一部を改正した。別添 1 のとおり。)を参照のうえ、早急に指定対象の拡大整備を行うものとする。
とくに、特殊建築物調査資格者講習、昇降機検査資格者講習および建築設備検査資格者講習も、別添 2 のとおり、逐次実施され、昭和 47 年以降その実施能力も整備される見込みであるので、建築基準行政における維持管理の重要性にかんがみ、指定対象の拡大、実施体制の整備を急ぐものとする。
- 3 定期検査報告および定期検査報告制度の運営は、基本的に建設省、各都道府県および建築主事を置く市(以下、これらの地方公共団体を「関係行政庁」と総称する。)ならびに(1)および(2)に掲げる公益法人の緊密な連繋のうえに、行うものとする。

(1) 中央組織

建設省の指導のもとに次の業務を行うものとする。

イ 建設大臣指定講習の実施

ロ 資格者業務登録の実施

ハ 登録簿の配布

ニ 業務基準、業務報酬基準等の制定・保全

ホ (2)の地方組織の指導・援助

ヘ その他

a 特殊建築物調査資格者関係 (社)日本科学防火協会

近い将来、(財)日本建築安全協会(仮称)を設置し、これに業務を引き継ぐものとする。

- b 昇降機検査資格者関係 (財)日本建築センター
近い将来、(財)日本昇降機等検査協会(仮称)を設置し、これに引き継ぐものとする。
- c 建築設備検査資格者関係 (財)日本建築センター
近い将来、(財)日本建築設備検査協会(仮称)を設置し、これに引き継ぐものとする。

(2) 地方組織

各都道府県の区域ごとに、(1)の a～c 業務を総括する(財)都道府県建築安全協会(仮称)を設立するものとし、当該都道府県内の関係行政庁の指導のもとに次の業務を行うものとする。

この場合、新たに設立することに代えて既存の公益法人を活用することを妨げない。

- イ 指定対象台帳の整備
- ロ 定期報告案内(所有者・管理者に対して)(又は、関係行政庁の委託を受けて定期報告提出指示)
- ハ 管内業務登録者の掌握・指導
- ニ 定期報告代行業務の受託
- ホ その他

なお、当面、この法人の設立が行えない都道府県の区域については、当該区域又はブロックごとの関係行政庁等の協議会を設置し、これに関係の業務の一部又は全部を代行させるものとする。

とくに、昇降機の定期検査報告に関しては、経過措置を早急に講ずるものとする。

図(略)

4 定常化した段階における定期報告制度に関する建設省、関係行政庁、中央法人および地域法人のそれぞれの業務の流れおよびその分担を示すと、おおむね、次の(1)および(2)のとおりである。

(1) 業務の流れと分担の概要

(注：◎印は主たるもの、○印は従的なものを、それぞれ示す。)

業務等	組織区分	建設省	中央法人	関係行政庁	地域法人
イ 建設大臣指定講習の実施		○(援助)	◎	○(援助)	
ロ 中央法人の指導監督		◎			
ハ 地域法人の指導・監督・援助			○	◎	
ニ 関係官公庁・団体等の調整		◎	○	◎	○
ホ 関係方面へのPR		○	◎	○	◎
へ 指定対象への通知(指示)				○	◎
ト 資格者の業務登録その他の一元的管理 および業務基準等の制定・保全			◎		○(協力)
チ 業務基準等の運用指導			○		◎
リ 資格者の指導監督			○		◎
ヌ 定期報告業務の受託・実施					◎

(1) 各組織の具体的業務

- イ 建設省

- a 中央法人の指導・監督(援助)
- b 関係官公庁・団体等との連絡調整
- c その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ロ 中央法人

- a 建設大臣指定講習の実施
- b 資格者の業務登録の実施(業とする者のみを対象。聴講建築士等を含む。)
- c 資格者業務登録名簿(写)の関係先配布・周知徹底措置
- d 業務基準・業務報酬基準等の制定・保全
- e 地域法人の指導・援助
- f その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ハ 関係行政庁

- a 地域法人の指導・監督・援助
- b 指定対象の拡充・整備
- c 指定対象台帳(写)の交付(対地域法人)
- d 指定対象の所有者・管理者に対する定期報告提出指示(地域法人に代行させる方向を考慮する。)
- e 定期報告のないものに対する調査・検査の実施
- f 必要に応じた行政処分および刑事処分手続
- g 関係官庁・団体等との連絡調整
- h その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ニ 地域法人

- a 指定対象台帳の整備(関係行政庁資料および新規資料)
- b 指定対象の所有者・管理者に対する定期報告提出通知(又は関係行政庁の委託を受けて、指示)
- c 管内資格者の掌握・指導
- d 定期報告業務の受託
- e 関係方面へのPR
- f その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

5 当面、とくに緊急に、建設省、関係行政庁および現存の中央法人において、それぞれ、行う必要がある事項は、次の(1)～(3)のとおりである。

(1) 建設省

- イ 中央法人の体制整備(新規設立)作業の推進
- ロ 各関係行政庁の指定対象の範囲および時期の調整
- ハ 定期報告制度運営要領の制定

(2) 関係行政庁

- イ 地域法人の設立作業の推進

(注) a: 団体の性格は、財団法人を原則とする。

b: 建築行政 OB 等の当該地域のベテランを含め、関係業界団体代表及び学識経験者を役員に

あてるとする。

c：専任の職員若干名を置くものとする。

d：運営の財源は、直接受託収入、事業収入(資格証明用紙販布等)、関係行政庁事務委託費、中央法人および関係行政庁の助成金等によるものとする。

ロ 指定対象の範囲および報告時期の拡充、整備

ハ 経過措置としての関係行政庁等の協議会の設立・運営

(3) 中央法人

イ 業務基準・業務報酬基準の制定

ロ 資格者業務登録の実施

ハ 同登録名簿(写)の作成・配布

(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 3 - (2) - ⑩ 定期検査報告に係る業務における地域法人の位置付けを示した通達（抜粋）

建設省住指発第 192 号

平成 12 年 3 月 31 日

(平成 15 年 7 月 9 日廃止)

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

定期報告制度の運用上の留意事項について

定期報告制度は、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づき、特定行政庁において実施されているところであるが、運用上明確化を図るべき点があるとして、政府の「規制緩和推進 3 か年計画」（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定、平成 11 年 3 月 30 日改定）及び総務庁の「規制行政に関する調査結果に基づく勧告」（平成 12 年 3 月 23 日）において改善等の指摘がなされたところである。

については、これらの事項に関する建設省の見解を下記に示すので、これに留意の上、的確な運用を図られたく、通知する。

なお、昭和 46 年 12 月 28 日付建設省建築指導課長通達（建設省住指発第 918 号）で通知した「定期報告制度運営要綱」及び同通達別添 3 「定期報告制度実施体制の経過措置について」は、現行制度の初動期における準備として既に目的を達したことから、明確化のため、この際廃止する。

貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1 から 2 （略）

3 地域法人の行う定期報告代行業務の性格について

地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）が実施している定期報告代理業務については、特定行政庁の行うべき行政行為として報告の受理を代行するものではないこと。

国住指第 1184 号

平成 15 年 7 月 9 日

都道府県建築主務部長

国土交通省住宅局建築指導課長

定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）

（前略）

なお、地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではないことに留意されたい。

（後略）

（注）下線は、当省が付した。

表 3 - (2) - ⑪ 調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況

(単位：件)

区 分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	3 年間計
把握している遊戯施設数	1,355	1,387	1,436	4,178
定期検査報告数	1,439	1,429	1,411	4,279
未報告数	43	47	96	186
督促数	18	14	27	59
現地確認等の実施	0	0	3	3
不適合の指摘あり	7	12	14	33
改善予定あり	7	8	9	24
改善予定なし	0	4	5	9
改善状況の確認	3	1	5	9
(うち現地指導等)	0	0	0	0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 16 年度から 18 年度における不適合の指摘の中には、「既存不適格」に該当するものはない。

表3-②-⑪ 調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況(特定行政庁別)

(単位：基・台)

調査対象特定 行政庁名	平成16年度					平成17年度					平成18年度				
	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
北海道	102	101	1	0	0	101	95	6	0	0	120	87	33	0	0
旭川市	13	13	0	0	0	13	13	0	0	0	14	1	0	0	0
釧路市	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
帯広市	17	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17	0	0	0	0
八戸市	11	6	0	0	0	10	5	0	0	0	10	5	0	0	0
盛岡市	15	15	0	0	0	15	15	0	0	0	16	15	0	0	0
仙台市	29	29	0	0	0	28	28	0	0	0	30	30	0	0	0
秋田市	6	6	0	0	0	6	6	0	0	0	7	7	0	0	0
山形県	24	23	1	1	0	24	24	0	0	0	24	24	0	0	0
郡山市	12	12	0	0	0	12	12	0	0	0	12	12	0	0	0
いわき市	3	不明	不明	不明	不明	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
ひたちなか市	11	11	0	0	0	11	11	0	0	0	12	11	0	0	0
栃木県	49	49	0	0	0	47	47	0	0	0	46	46	0	0	0
群馬県	27	27	0	0	0	28	28	0	0	0	28	28	0	0	0
埼玉県	45	83	1	0	0	44	81	1	0	0	44	82	1	0	0
所沢市	24	43	2	0	0	27	49	2	0	0	25	45	0	0	0
千葉県	57	57	0	0	0	57	57	0	0	0	63	52	11	0	0
台東区	20	40	0	0	0	18	36	0	0	0	19	36	0	0	0
日野市	10	20	0	0	0	9	18	0	0	0	9	18	0	0	0
横浜市	26	21	0	0	0	26	25	0	0	0	25	25	0	0	0
川崎市	18	18	0	0	0	19	19	0	0	0	20	20	0	0	0
新潟県	31	27	4	4	0	30	25	5	5	0	27	24	3	3	0
富山県	12	10	0	0	0	12	10	0	0	0	12	10	0	0	0
石川県	17	17	0	0	0	17	17	0	0	0	17	17	0	0	0
七尾市	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
福井県	26	20	6	6	0	24	18	6	0	0	23	18	5	0	0
山梨県	25	24	0	0	0	26	25	0	0	0	27	26	0	0	0
長野県	27	25	2	2	0	24	24	0	0	0	28	17	11	11	0
岐阜県	37	37	0	0	0	39	39	0	0	0	38	38	1	0	0
静岡県	49	49	1	1	0	46	42	1	1	0	41	36	0	0	0
浜松市	24	24	0	0	0	28	28	0	0	0	29	29	0	0	0
愛知県	60	60	0	0	0	67	67	0	0	0	71	71	0	0	0
名古屋市	21	21	0	0	0	19	20	0	0	0	21	21	0	0	0

調査対象特定 行政庁名	平成16年度					平成17年度					平成18年度				
	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
豊橋市	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
鈴鹿市	14	14	0	0	0	14	14	0	0	0	10	10	0	0	0
桑名市	36	36	0	0	0	40	36	0	0	0	42	37	0	0	0
大津市	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0
京都府	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
大阪市	30	30	0	0	0	18	15	3	0	0	21	20	1	0	0
枚方市	27	27	1	0	0	27	27	1	0	0	27	27	1	0	0
兵庫県	35	35	0	0	0	35	35	0	0	0	36	33	0	0	0
姫路市	不明	72	0	0	0	40	73	3	3	0	40	80	0	0	0
生駒市	19	19	0	0	0	18	18	0	0	0	17	17	0	0	0
和歌山県	14	14	0	0	0	14	14	0	0	0	15	15	0	0	0
倉敷市	25	25	0	0	0	25	25	0	0	0	25	25	0	0	0
広島県	10	10	0	0	0	8	8	0	0	0	9	7	2	0	0
広島市	8	8	0	0	0	11	6	3	不明	不明	10	11	0	0	0
福山市	16	16	0	0	0	16	16	0	0	0	17	17	0	0	0
宇部市	10	10	0	0	0	10	10	0	0	0	12	12	0	0	0
徳島市	11	11	0	0	0	11	11	0	0	0	11	11	0	0	0
香川県	24	22	2	0	0	23	22	1	0	0	24	23	1	0	0
愛媛県	8	8	3	0	0	6	6	3	0	0	6	6	3	0	0
松山市	11	11	0	0	0	11	10	0	0	0	11	10	0	0	0
高知市	5	5	0	0	0	4	4	0	0	0	7	7	0	0	0
北九州市	36	28	0	0	0	36	28	0	0	0	32	24	0	0	0
福岡市	28	26	0	0	0	30	29	0	0	0	31	29	0	0	0
佐賀県	10	9	4	1	0	10	9	4	0	0	10	9	4	0	0
佐賀市	8	8	0	0	0	8	8	0	0	0	8	8	0	0	0
佐世保市	8	5	3	3	0	8	5	3	3	0	8	5	3	3	3
熊本県	39	31	7	0	0	39	37	2	0	0	40	37	3	0	0
熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別府市	29	29	0	0	0	34	34	0	0	0	34	32	2	0	0
宮崎市	18	18	0	0	0	16	16	0	0	0	17	17	0	0	0
鹿児島県	15	11	5	0	0	15	13	3	2	0	25	15	11	10	0
合計	1,355	1,439	43	18	0	1,387	1,429	47	14	0	1,436	1,411	96	27	3

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑬ 報告対象施設を把握していなかったために未報告となっていた事例

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	事例の概要
ウォータースライド (埼玉県)	<p>昭和50年代に設置されたウォータースライド(1基)について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。同ウォータースライドについて、特定行政庁では、定期検査報告の対象施設として把握していなかったが、すべての遊戯施設の緊急点検を機に把握したとしている。</p> <p>なお、当該施設は、緊急点検の結果、問題(さび、穴)がみられたため、現在休止中である。</p> <p>-----</p> <p>(発生原因等)</p> <p>ウォータースライドが、平成12年構造告示によって新たに定期報告の対象とされたが、その後、特定行政庁において対象施設の把握が十分に行われていなかったため。</p>
ウォータースライド (大阪府)	<p>昭和60年4月に設置されたウォータースライド(1基)について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。同ウォータースライドは、建築確認を受けて設置されたものであるが、特定行政庁では、当省が調査を行うまで、当該施設を定期検査報告の対象として把握していなかった。</p> <p>-----</p> <p>(発生原因等)</p> <p>① 当該遊戯施設の所有者は、法改正に伴い、ウォータースライドについて定期報告が必要な遊戯施設に該当することになった事実を認識していなかったこと。</p> <p>② 特定行政庁によって、定期検査報告の対象として把握されていなかったこと。</p>
ウォータースライド (奈良県)	<p>昭和60年に設置されたウォータースライド(1基)について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。同ウォータースライドについて、特定行政庁では、当省が調査を行うまで、定期報告の対象施設として把握していなかった。</p> <p>当省が本施設を実地に調査したところ、i) 着水プールの水深が45～55cmと建設省告示の85cm以上に満たない、ii) 施設の使用の制限に関する事項の表示が不明瞭となっているといった状況がみられた。</p> <p>-----</p> <p>(発生原因等)</p> <p>① 当該施設の所有者は、平成12年からウォータースライドについて、定期検査報告が必要となったことを承知していなかったこと。</p> <p>② 建築当時、建築確認を要しない建築物であったことから、これまで、特定行政庁が当該施設の存在を承知していなかったこと。</p>

<p>ウォータースライド (香川県)</p>	<p>平成 16 年度から 18 年度までの間について、県内の遊戯施設に係る定期検査の報告状況を調査したところ、3 年間に 1 度も定期検査報告を行っていない施設（ウォータースライド）が 1 基みられた。</p> <hr/> <p>(発生原因等)</p> <p>特定行政庁は、地域法人から送付されるリスト（「昇降機等定期検査報告書未提出者届」）に掲載された施設について、重点的に督促を行うこととしているが、本件のウォータースライドについては、当該リストに記載されていなかったため。</p>
<p>ウォータースライド (愛媛県)</p>	<p>昭和 63 年度に設置されたウォータースライド（1 基）について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。同ウォータースライドについて、特定行政庁では、当省が調査を行うまで、定期検査報告の対象として把握していなかった。</p> <hr/> <p>(発生原因等)</p> <p>当該施設は、昭和 63 年度に建築され、当時は建築確認申請が不要となっていた施設であったことから、特定行政庁によって、定期検査報告が必要な施設として把握されていなかったため。</p>
<p>ウォータースライド 2 基 (愛媛県)</p>	<p>昭和 58 年に設置されたウォータースライド（2 基）について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。これらのウォータースライドについて、特定行政庁では、定期報告の対象施設として把握していなかったが、緊急点検の実施を契機として把握し、今後、定期報告を提出するよう指導したとしている。</p> <hr/> <p>(発生原因等)</p> <p>ウォータースライドが定期検査報告の対象施設となった後に、特定行政庁が積極的に対象施設の把握を行っていなかったと思われること。</p>
<p>ウォータースライド 3 基 (佐賀県)</p>	<p>県内において、これまで、定期検査報告書が提出されていないウォータースライドが 3 基みられた。これらのウォータースライドは、建築確認が不要であった平成 12 年以前に設置されたものであるため、特定行政庁では、これまで定期検査報告の対象施設として把握していなかったが、国土交通省の緊急点検を契機として、把握したとしている。</p> <hr/> <p>(発生原因等)</p> <p>これまで、これらの施設を把握していなかった理由として、特定行政庁は、指導体制上(人員不足)の問題から、能動的に遊戯施設の実態把握を行ってこなかったこととしている。</p> <p>なお、特定行政庁は、ウォータースライドが建築基準法に基づく工作物とされていることについて、疑問を有しているとしている。</p>

<p>ウォータースライド (鹿児島県)</p>	<p>昭和 61 年に設置（平成 7 年に移設）されたウォータースライド（1 基）について、これまで、定期検査報告書が提出されていなかった。同ウォータースライドについて、特定行政庁では、定期検査報告の対象施設として把握していなかったが、国土交通省の緊急点検を契機として、把握したとしている。</p> <p>-----</p> <p>（発生原因等）</p> <p>① 施設の管理者は、定期報告を行っていなかった理由について、ウォータースライドが遊戯施設に該当し、定期検査報告が義務付けられていることを知らなかったとしていること。</p> <p>② 特定行政庁では、平成 16 年頃、管内のウォータースライドの実態把握を行っているが、当該ウォータースライドについては把握できなかったこと。</p>
<p>海賊船 (熊本県)</p>	<p>平成 16 年 7 月に設置された遊戯施設（海賊船）について、これまで、定期検査報告書が提出されておらず、また、緊急点検の対象とされていない。</p> <p>特定行政庁では、当省が調査を行うまで、当該施設を定期報告の対象施設として把握していなかった。</p> <p>-----</p> <p>（発生原因等）</p> <p>① 所有者が、当該施設について、定期検査報告を提出する義務があることを承知していなかったこと</p> <p>② 特定行政庁では、建築確認証及び完了検査証を交付する際に、遊戯施設の所有者等に対して定期検査報告等制度を教示しておらず、また、定期検査報告が未提出となっている所有者等に対して、督促等の措置を講じていないこと。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑭ 督促が適切に行われていなかったために未報告となっていた事例

i) 督促を行っていないとする特定行政庁の管内における定期検査報告の提出状況

調査対象 特定行政庁	遊戯施設の定期報告の提出状況(平成16～18年度)					
	年度	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
北海道	平成16年度	102	101	1	0	0
	平成17年度	101	95	6	0	0
	平成18年度	120	87	33	0	0
	未報告への対応状況	道は、定期検査は当然所有者等の責務において実施されているものと判断し、定期検査が未報告の遊戯施設の所有者等に対して督促を行っていない。				
熊本県	平成16年度	39	31	7	0	0
	平成17年度	39	37	2	0	0
	平成18年度	40	37	3	0	0
	未報告への対応状況	県は、遊戯施設管理者等は定期検査報告の必要性を承知しているとして、県から督促を行う必要性はないとしている。				

(注)当省の調査結果による。

ii) 特定行政庁が督促したにもかかわらず、未報告のままになっているもの

調査対象 特定行政庁	遊戯施設の定期報告の提出状況(平成16～18年度)					
	年度	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
新潟県	平成16年度	31	27	4	4	0
	平成17年度	30	25	5	5	0
	平成18年度	27	24	3	3	0
	督促の経過等	督促の通知を送付した後も報告が提出されない施設に対して、特に措置はとられていない。 県は、未報告の遊戯施設は、比較的危険性の低い施設であり、2年以上連続して未報告の施設はないことから、遊戯施設以外の建築物等に係る定期報告の督促を優先しているのが実情としている。				

調査対象 特定行政庁	遊戯施設の定期報告の提出状況(平成16～18年度)					
	年度	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
佐世保市	平成16年度	8	5	3	3	0
	平成17年度	8	5	3	3	0
	平成18年度	8	5	3	3	3
	督促の経過等	市は、毎年度、地域法人から送付されるリストにより未報告施設を把握し、督促文書を通知している。しかし、通知後にも未報告となっている施設について、報告を徹底するよう指導していない。				
鹿児島県	平成16年度	15	11	5	0	0
	平成17年度	15	13	3	2	0
	平成18年度	25	15	11	10	0
	督促の経過等	平成17年度から、定期報告の未提出者に対し、毎年、督促文書を発送しているが、督促に応じない者に対する指導は特段実施していない。 今後は、督促に応じない所有者等に再度電話連絡をする等、定期報告の徹底を図りたいとしている。 なお、各年度の未報告件数のうち1件は、国土交通省の緊急点検において、報告対象施設として新たに判明したウォータースライドである(資料3-(2)-⑬参照)。				

(注)当省の調査結果による。

表 督促の時期が不適切である事例

事例の概要
<p>特定行政庁では、定期検査報告の報告時期を完了検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月にする と定めている。</p> <p>今回、平成18年度における遊戯施設の定期検査報告の提出状況を調査したところ、次のとおり、督促 の実施方法が不適切なため、定期報告が未報告のままとなっている状況がみられた。</p> <p>① 特定行政庁は、平成18年度、5遊戯施設について督促を行っている。そのうち4施設の報告期限 は5月末(1施設)、6月末(2施設)、7月末(1施設)とされているが、督促通知が送付されたの は、いずれの施設についても11月24日であった。このように、報告期限を4か月から6か月経過し た後に通知されているため、通知された時には、すでに、当該年の稼働期間が終了(3施設)、又は</p>

終了前日（1施設）となっている。

- ② 平成18年度に督促を実施した5遊戯施設のうち、3施設については、その後督促が行われていないこともあり、定期報告が未報告のままとなっている。

表 平成18年度における督促の実施状況及びその後の経過

事業者名	施設名 (一般名称)	報告期限	稼働時期	督促通知日	平成18年度の督促 通知後の経過
A	ウォータースライド	6月末	6/1～8/31	11/24	未報告
	ウォータースライド	6月末	6/1～8/31	11/24	未報告
B	メリーゴーラウンド	5月末	4/22～ 11/25	11/24	未報告
C	ウォータースライド	7月末	7/1～8/31	11/24	12/5 検査実施 12/15 報告
D	ウォータースライド	11月末	通年稼働	11/24	11/12 検査実施 12/15 報告

(注) 当省の調査結果による。

(発生原因等)

特定行政庁は、事務の効率化のため、遊戯施設の定期検査報告に係る督促については、昇降機や建築物、建築設備の定期報告に係る督促と一括して、毎年11月頃に実施している。

また、督促の方法をみると、通知を1回送付するのみで、督促に応じない者に対する指導が行われていない。

(注) 当省の調査結果による。

iii) 地域法人の督促に応じない所有者等に対して、特定行政庁からの督促が不十分なもの

調査対象 特定行政庁 (地域法人)	遊戯施設の定期報告の提出状況(平成16～18年度)					
	年度	把握数	提出数	未報告数	督促数	現地確認等
静岡県 (中部ブロック昇 降機等検査協議会) (財)静岡県建築 住宅まちづくりセ ンター)	平成16年度	49	49	1	1	0
	平成17年度	46	42	1	1	0
	平成18年度	41	36	0	0	0
	未報告への 対応状況	当該施設の所有者は、地域法人から督促のはがきを受け取っていたが、報告の必要はないと思いこんでいたため、報告しなかったとしている。				
福井県 (中部ブロック昇 降機等検査協議会) (財)福井県建築 住宅センター)	平成16年度	15	9	6	6	0
	平成17年度	15	9	6	0	0
	平成18年度	15	9	5	0	0
	未報告への 対応状況	地域法人では、平成16年度に未報告施設が所在する遊園地(1遊園地)に対し、報告の提出を督促したところ、同遊園地から「未報告施設はすべて休止中」との連絡を受けたとして、特段の事実確認を行わなかった。また、県からも督促等は行われていない。 (注)未報告施設は、すべて同一の遊園地に所在するもの。平成19年5月から、すべての施設について稼働停止中。				
佐賀県 (財)佐賀県土木 建築技術協会)	平成16年度	10	9	4	1	0
	平成17年度	10	9	4	0	0
	平成18年度	10	9	4	0	0
	未報告への 対応状況	メリーゴーラウンド1件について、平成16年度から定期報告が提出されていない。 地域法人は、平成16年度に当該施設の保守業者に対し、報告を提出するよう連絡したが、同業者は保守業者ではないと回答したため、定期報告の案内通知を平成16年度から出さなくなった。同協会は、県にこの状況を報告したとしているが、県では、何ら対応をとらなかったため、督促状が発行されていなかった。 その他3施設は、国土交通省が要請した緊急点検によって判明したウォータースライドで、これまで特定行政庁において把握されていなかったものである。				

(注)当省の調査結果による。

iv) 特定行政庁が督促を行っていない又は十分でないために報告が1年分提出されていないもの

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	事例の概要
コースター ウォーターシュー ト ローター オクトパス等 12基 (北海道)	<p>① 当該遊戯施設は、平成17年6月に定期検査が実施された後、18年5月10日から19年4月30日までの間、運行を休止しており、同遊戯施設の所有者から特定行政庁に休止届が提出されている。</p> <p>その後、当該遊戯施設については、定期検査が行われないうまま、平成19年5月1日から4日間運行していた。この4日間で、延べ9,845人の入場者があった。</p> <p>② 平成19年6月には、17年6月以来2年ぶりに定期検査を実施しているが、その結果をみると、遊戯施設13基のうち故障中の1施設を除く12施設が対象となり、このうち1施設は指摘事項がなく良好と判定されたが11施設において定員標示がない、ルールがさびている、油圧ゲージが不良、クラッチオイルが漏れている、電圧計が不良等、安全運行に影響を与える可能性があると思われる指摘が21事項みられ、いずれの遊戯施設も要注意と判定された。</p> <p>(発生原因等)</p> <p>特定行政庁では、平成18年6月に当該遊戯施設の所有者から休止届を受理した直後、同遊戯施設の所有者に対し、営業を再開する場合には使用開始届と定期検査報告書を提出するよう電話による指導を行ったとしている。</p> <p>これに対して当該遊園地等の支配人は、特定行政庁からの指導はなかったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) - ⑮ 調査対象とした地域法人における業務の実施状況

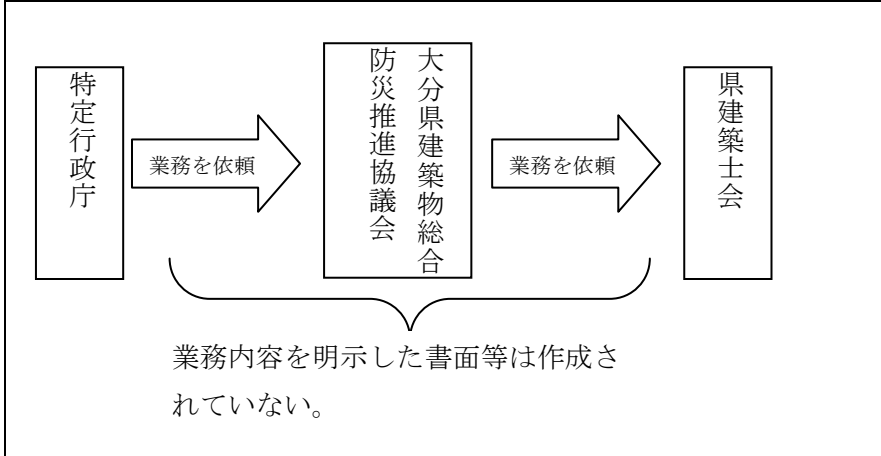
調査対象地域法人名	(財)北海道建築指導センター	北関東ブロック昇降機等検査協議会	(財)埼玉県建築住宅安全協会	千葉県昇降機等検査協議会	有限責任中間法人 東京都昇降機安全協議会	(財)神奈川県建築安全協会	(財)新潟県建築住宅センター
管轄区域	北海道(支庁)、札幌市、函館市、釧路市、帯広市、旭川市、室蘭市、小樽市、苫小牧市、北見市、江別市	茨城県、日立市、水戸市、土浦市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、つくば市、高萩市、古河市 栃木県、宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、鹿沼市、佐野市、那須塩原市 群馬県、前橋市、高崎市、太田市、館林市、伊勢崎市、桐生市 山梨県、甲府市	埼玉県、川口市、さいたま市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市、新座市	千葉県、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市	東京都、東京23区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市	新潟県、新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市、新発田市
業務の実施状況	定期報告に係る台帳の整備	△	△	○	△	○	△
	定期報告のお知らせの通知	-	△	○	△	-	-
	定期検査報告の受託	-	-	-	-	-	-
	定期検査報告の受付・提出	△	△	○	△	○	△
	報告内容の確認・指導(記載漏れ等の形式審査)	△	△	○	△	○(※1)	△
	定期報告済証の送付	△	△	△	△	△	△
	定期報告の未報告者に対する督促への協力等	-	△	○	△	△	△
	定期検査報告制度のPR	△	-	△	△	△	△
管内検査資格者の把握・指導	-	△	△	△	-	△	
定期検査報告の督促に係る業務の実施状況等	督促を実施していない。 なお、北海道では、督促を実施しておらず、一方、旭川市では、特定行政庁から督促状を送付している状況がみられる。	未報告物件については、全日本遊園施設協会あてに「未報告物件一覧」を送付し、督促を依頼する。	定期検査報告の提出を求める「再指示通知」を作成し、特定行政庁の承認を得た上で報告義務者あてに通知する。	報告期限から6ヶ月を目処に「定期検査報告督促状発行管理表」及びはがきを特定行政庁へ提出し、特定行政庁から所有者等に督促状の発送が行われる。	未報告物件リストを作成し、特定行政庁へ送付することで、施設の使用状況を確認し、そのうち運行が確認できた遊戯施設等の所有者等に対し、当該地域法人から勧告書を送付する。	報告期限後1ヶ月を経過しても報告が提出されない施設について、督促予定者名簿を作成し、特定行政庁の承認を得た上で、所有者等に督促文書を通知する。 (※1)横浜市以外の地域については、施設の改善状況を現場で確認する業務を受託。	毎年10月末までに報告が提出されていない施設について、11月にとりまとめ、その一覧表と督促通知文を特定行政庁に送付する。特定行政庁から所有者等に対して督促が行われる。

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 本表は、今回調査対象とした地域法人が実施している業務のうち、遊戯施設の定期検査報告に関する業務について整理したものである。
 3 本表中、「業務の実施状況」の欄において、「○」は特定行政庁との業務委託契約に基づき実施、「△」は委託契約を締結せず実施、「-」は実施していないものを表す。

調査対象地域法人名	(財)長野県建築住宅センター	中部ブロック昇降機等検査協議会					近畿ブロック昇降機等検査協議会					有限責任中間法人中国四国ブロック昇降機等検査協議会
		(財)愛知県建築住宅センター	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	(財)石川県建築住宅総合センター	(財)福井県建築住宅センター		(財)大阪建築防災センター	(財)兵庫県住宅建築防災センター	(財)なら建築住宅センター	(財)和歌山県住宅建築防災センター		
管轄区域	長野県 長野市 松本市 上田市	愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、春日井市	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市	石川県、金沢市、七尾市、小松市、白山市	福井県、福井市	岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市、三重県、四日市市、津市、鈴鹿市、松阪市、桑名市、富山県、富山市、高岡市	大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、守口市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、池田市、羽曳野市	兵庫県、神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市	奈良県、奈良市、橿原市、生駒市	和歌山県、和歌山市	滋賀県、大津市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、長浜市、京都府、京都市、宇治市	広島県、広島市、福山市、呉市、東広島市、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、山口県、山口市、下関市、宇部市、香川県、高松市、徳島県、徳島市、愛媛県、松山市、今治市、新居浜市、高知県、高知市
業務の実施状況	定期報告に係る台帳の整備	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△
	定期報告のお知らせの通知	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△
	定期検査報告の受託	-(※2)	○	○	○	○	△	○	○	○	△	-
	定期検査報告の受付・提出	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△
	報告内容の確認・指導(記載漏れ等の形式審査)	-	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△
	定期報告済証の送付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	定期報告の未報告者に対する督促への協力等	△	△	△	△	△	△	△(※3)	△	△	△	△
	定期検査報告制度のPR	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△
管内検査資格者の把握・指導	-	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	
定期検査報告の督促に係る業務の実施状況等	特定行政庁の指示を受けて、当該地域法人と特定行政庁との連名による督促文書を所有者等に通知する。また、建築物防災週間における巡回指導を県と共に実施する(毎年3月及び9月の2回)。 (※2)検査資格者を所有者等に斡旋している。	所定の月までに報告がされない施設について、毎月1回、定期検査未報告者一覧及び定期検査報告督促書(はがき)を作成し、その施設を担当する保守会社宛に送付している。また、年1回、各特定行政庁に対し、未報告者に係る情報の提供を行い、同者に対する勧告を依頼している。					報告期限を過ぎた施設について、行政庁別に一覧表及び督促はがきを作成する。一覧表については、すべて特定行政庁に通知するが、督促はがきについては、所有者等に直接送付する地域と、特定行政庁を経由して所有者等に送付する地域がある(地域によって督促の方法が異なる。) (※3)大阪市内の施設については、督促を一時停止中	平成19年度から、未報告となっている施設については、検査会社からすべて「未提出届」を提出させることとしている。当該地域法人は、この「未提出届」が提出された施設について、管轄する特定行政庁の様式に合わせて督促状を印刷し、特定行政庁に送付することとしており、特定行政庁は、同督促状について審査した上、所有者等に送付している。				

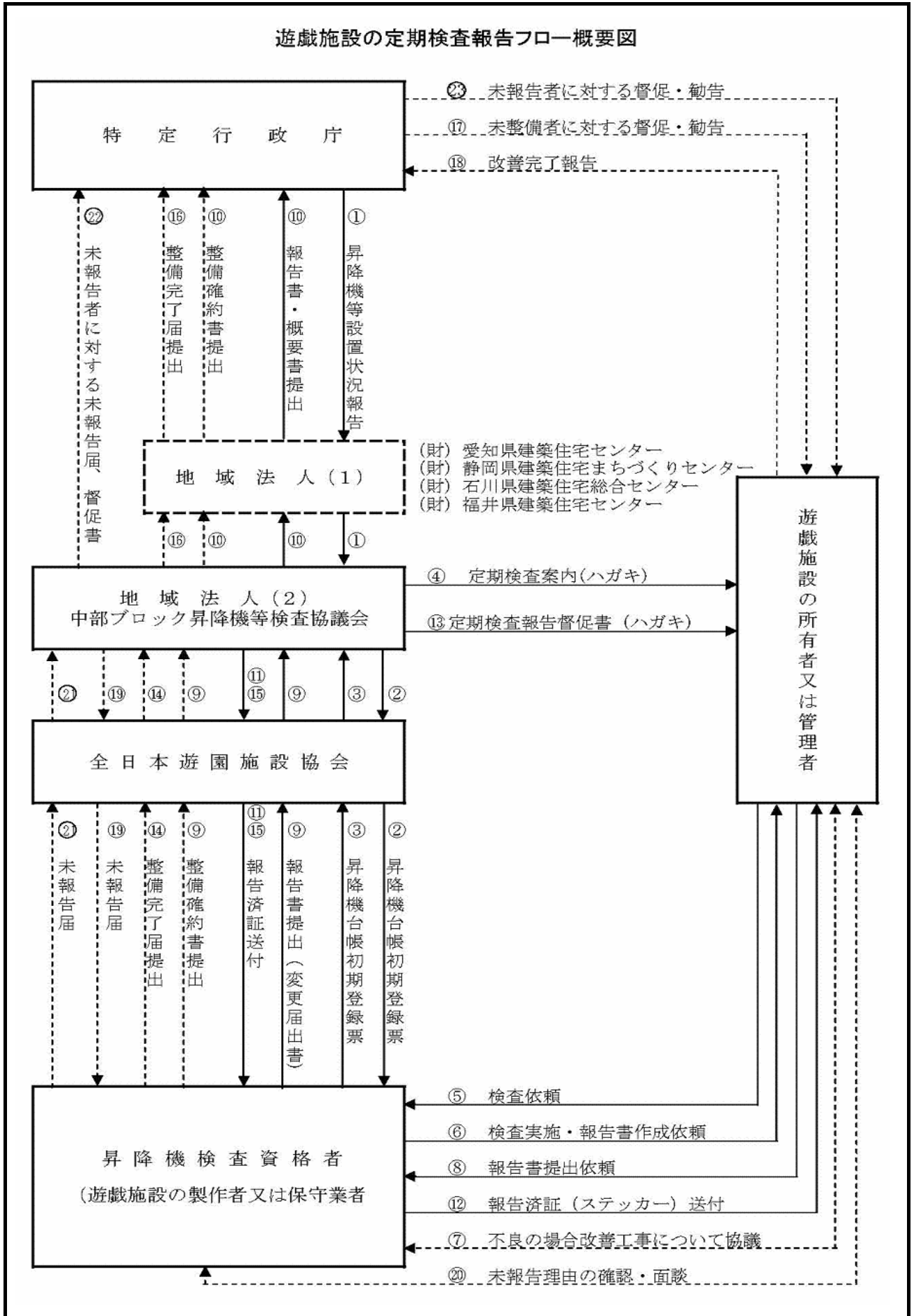
調査対象地域法人名	(財)福岡県建築住宅センター	(財)佐賀県土木建築技術協会	(財)長崎県住宅・建築総合センター	(財)熊本県建築住宅センター	大分県建築物総合防災推進協議会	(財)宮崎県建築住宅センター	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	全日本遊園施設協会	
管轄区域	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市	佐賀県、佐賀市	長崎県、長崎市、佐世保市	熊本県、熊本市、八代市	大分県、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市	鹿児島県、鹿児島市	青森県、岩手県、宮城県(仙台市を除く。)、秋田県、山形県及び福島県	
業務の実施状況	定期報告に係る台帳の整備	△	○	△	△	△	△(※5)	-	
	定期報告のお知らせの通知	△	△(※4)	△	-	-	△	-(※5)	
	定期検査報告の受託	-	-	-	-	△	-	-	
	定期検査報告の受付・提出	△	○	△	○	△	△	△	
	報告内容の確認・指導(記載漏れ等の形式審査)	△	○	△	○	△	△	△(※5)	△
	定期報告済証の送付	△	△	△	△	△	△	△(※5)	-
	定期報告の未報告者に対する督促への協力等	△	○	△	-	△	△	△(※5)	△
	定期検査報告制度のPR	-	-	-	-	-	-	△	-
管内検査資格者の把握・指導	-	-	-	-	-	-	△(※5)	-	
定期検査報告の督促に係る業務の実施状況等	<p>前年度に検査が行われた月の2月前に至った施設について、定期検査報告の事前連絡を行う。その後、12月末までに検査報告書の提出がなかった場合、翌年2月に「早急に検査の上、報告するよう」催促の葉書(添付資料7「催促葉書」参照)を遊戯施設所有者等に送付することとしている。この催告葉書を送付しても報告書の提出がない場合には、特定行政庁に連絡し、当該特定行政庁から督促することとしている。</p> <p>なお、遊戯施設に関しては、特定行政庁に連絡した実績はないとしている。</p> <p>毎年5から7月頃、前年度に定期検査報告が未報告であった施設について、①特定行政庁が督促状を発行し、地域法人に送付、②地域法人において、すでに定期検査済の施設がないか確認した上で、督促状を所有者等に発送している。</p> <p>(※4)佐賀市においては、定期検査報告のお知らせの発送を契約により受託。</p> <p>遊戯施設については、対象数が少なく、未報告を容易に把握できるため督促を実施していない。</p> <p>大分県建築物総合防災推進協議会は、特定行政庁から受託した定期報告業務を大分県建築士会にすべて再委託しており、定期報告業務は一切行っていないとしている。</p> <p>毎年12月、未報告施設のリストを特定行政庁あて送付している。督促は、各特定行政庁において実施されている。</p> <p>報告期限経過後に報告がなされない施設については、i)特定行政庁が督促文書を作成しセンターに送付(2月初旬)、ii)センターから所有者等に報告の作成状況を電話にて確認、iii)報告の準備ができていない場合、センターから督促文書を発送。</p> <p>(※5)については、県から平成4年に代行依頼があったものを示す。</p>								

表 3 - (2) - ⑯ 地域法人が業務を再委託しており、責任の所在が不明確となっている事例

調査対象名	事例の概要
大分県内の 特定行政庁 大分県建築物総合防災推進協議会 (地域法人) 大分県建築士会	<p>① 大分県内の特定行政庁（県及び6市）は、平成16年4月から、大分県建築物総合防災推進協議会に定期報告業務の実施を依頼しており、同協議会は更に県建築士会に当該業務を依頼しているが、これらの3者間で委託契約等は締結されておらず、また、特定行政庁において、同協議会及び同建築士会が実施すべき業務の内容を明示した書面等が作成されていないため、3者の業務の内容及び責任の所在が不明確となっている。</p> <p>県建築士会は、昇降機等の定期検査報告に係る業務として、i) 定期検査報告の受付台帳の整備、ii) 定期検査報告の受理、iii) 定期検査報告の記載漏れの有無等の形式審査、iv) 未報告施設のチェック、v) 特定行政庁への未報告施設に係る情報の提供、vi) 報告済証の交付を行っており、大分県建築物総合防災推進協議会が特定行政庁から依頼された業務をすべて実施している。</p> <p>(参考図)</p>  <pre> graph LR A[特定行政庁] -- "業務を依頼" --> B[大分県建築物総合防災推進協議会] B -- "業務を依頼" --> C[県建築士会] subgraph Note B --- D[業務内容を明示した書面等は作成されていない。] end </pre> <p>② 建築士会では、定期検査報告の受付台帳を整備しているが、その台帳は、過去に定期検査報告の提出があったものについて登録（実績ベースで登録）するといった方法で管理されており、新たに完了検査が終了した施設の情報がすぐに反映されるしくみとなっていない。</p> <p>このため、県内に新設された3遊戯施設について、平成19年5月に新設後初めて定期検査報告が提出されているが、同年6月1日時点の受付台帳には同施設の情報が記載されていない状況がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図3-(2)-① 中部ブロック昇降機等検査協議会における業務の実施状況



(注) 中部ブロック昇降機等検査協議会の提供資料による。

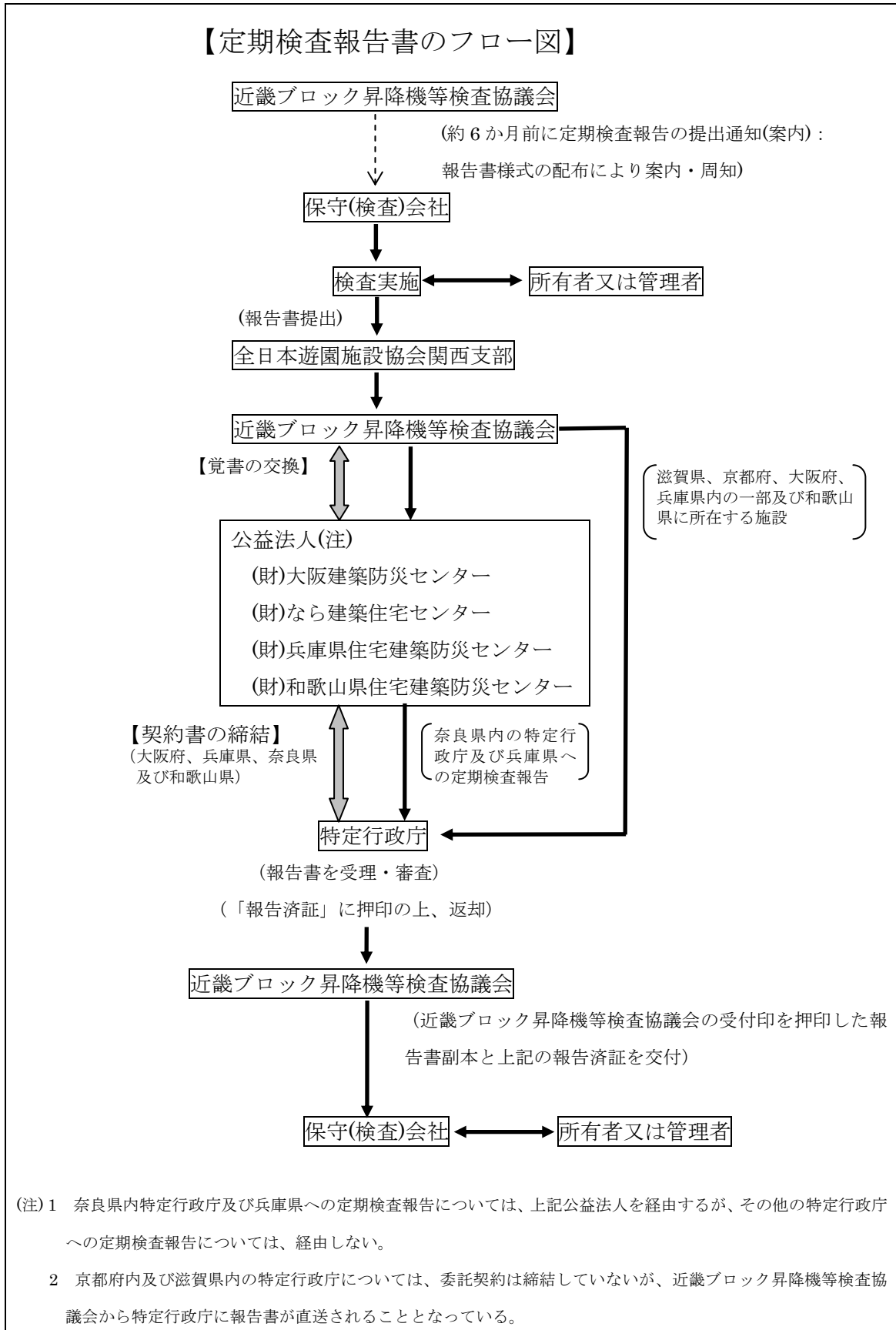
表 3-(2)-⑩ 中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会における定期検査報告の取扱い状況

事業者名	一般名称	地域法人	特定行政 庁	事業者 提出日 (a)	遊園施設協会 受領日	地域法人 受領日	地域法人(2) 受領日	特定行政庁 受領日 (b)	所要日数 (b-a) 日	B, Cの有無	
A	コースター	(財)愛知県建築 住宅センター	愛知県	19.3.22	19.3.22	19.3.29	19.4.6	19.4.16	25日	-	
	ウォーターシュート			19.3.22	19.3.22	19.3.29	19.4.6	19.4.16	25日	-	
	オクトパス			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
B	モノレール		名古屋市		19.5.23	19.5.24	不明	不明	不明	-	-
	コースター				19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
	コースター				19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
C	コースター		(財)石川県建築 住宅総合セン ター	石川県	19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
	コースター				19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
	コースター				19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
	コースター				19.2.19	19.2.26	19.3.5	19.3.23	19.3.23	32日	-
D	コースター		(財)静岡県建築 住宅まちづくり センター	七尾市	19.3.16	不明	不明	不明	19.5.24	69日	-
	オクトパス				19.3.16	不明	不明	不明	19.4.27	42日	-
	オクトパス				19.3.16	不明	不明	不明	19.4.27	42日	-
	オクトパス				19.3.16	不明	不明	不明	19.4.27	42日	-
E	コースター		静岡県		19.3.29	不明	不明	不明	19.6.11	74日	-
	コースター	19.4.27			19.5.7	19.5.25	不明	19.6.14	48日	-	
	モノレール	18.8.11			18.8.17	18.8.25	18.9.6	18.9.13	33日	-	
F	コースター	浜松市		19.3.28	19.4.2	19.4.27	19.5.10	19.5.25	58日	B判定13項目	
	コースター			不明	18.8.14	18.8.25	18.9.6	18.9.12	-	-	
	コースター			18.8.4	18.8.8	18.8.25	18.9.6	18.9.12	39日	-	
	ウォーターシュート			18.9.7	18.9.8	18.9.26	18.10.11	18.10.18	41日	B判定5項目	
G	コースター	(財)福井県建築 住宅センター	福井県	18.5.19	18.5.22	18.5.30	18.6.9	18.8.14	87日	-	
	コースター			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
	コースター			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
	オクトパス			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
H	コースター	岐阜県		19.2.19	19.2.20	不明	-	19.3.14	23日	-	
	海賊船			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
	オクトパス			19.3.7	19.3.8	19.3.9	19.3.23	19.3.26	19日	-	
	メリーゴーランド			19.4.25	19.4.26	19.4.27	-	19.5.11	16日	-	
I	コースター	富山県		19.4.25	19.4.26	19.4.27	-	19.5.11	16日	-	
	コースター			19.4.25	19.4.26	19.4.27	-	19.5.11	16日	-	
	オクトパス			19.4.25	19.4.26	19.4.27	-	19.5.11	16日	-	
	オクトパス			19.4.25	19.4.26	19.4.27	-	19.5.11	16日	-	
J	モノレール	鈴鹿市		19.5.11	不明	不明	不明	19.6.6	26日	-	
	オクトパス			19.5.11	不明	不明	不明	19.6.6	26日	-	
	コースター			19.5.11	不明	不明	不明	19.6.6	26日	-	
K	コースター	桑名市		不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	コースター			不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	コースター			不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	コースター			19.5.末	19.5.29	19.6.12	-	19.6.20	-	-	
L	コースター			不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	コースター			不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	パラシュートタワー			不明	不明	18.12.13	-	18.12.21	-	-	
	海賊船			不明	不明	18.7.3	-	18.7.21	-	-	

事業者名	一般名称	地域法人	特定行政 庁	事業者 提出日 (a)	遊園施設協会 受領日	地域法人 受領日	地域法人 (2) 受領日	特定行政 庁受領日 (b)	所要日数 (b-a) 日	B, Cの有無				
M	コースター	(財)大阪建築防 災センター (経由なし)	大阪市	19. 1. 26	不明	19. 2. 13	-	19. 3. 5	38日	B判定1項目				
	ウォーターライド			19. 1. 26	不明	19. 1. 31	-	19. 2. 20	25日	B判定1項目				
	ローター			19. 1. 26	不明	19. 1. 31	-	19. 2. 20	25日	-				
	ローター			19. 1. 26	不明	19. 2. 13	-	19. 3. 5	38日	-				
	ウォーターシュート			19. 1. 26	不明	19. 2. 13	-	19. 3. 5	38日	B判定1項目				
	モノレール			19. 1. 26	不明	19. 2. 13	-	19. 3. 5	38日	-				
N	コースター		(財)和歌山県住 宅建築防災セン ター (経由なし)	枚方市	18. 10. 6	不明	18. 10. 16	-	18. 11. 13	38日	-			
	コースター				19. 2. 5	不明	19. 2. 13	-	19. 3. 5	28日	-			
	コースター				18. 12. 29	不明	19. 1. 15	-	19. 1. 29	31日	-			
	ローター				18. 6. 5	不明	18. 6. 12	-	18. 6. 23	18日	-			
O	コースター			(財)和歌山県住 宅建築防災セン ター (経由なし)	和歌山県	19. 3. 8	不明	19. 3. 19	-	19. 4. 11	34日	-		
	コースター					19. 3. 23	不明	19. 3. 29	-	19. 4. 11	19日	-		
	ウォーターシュート					18. 7. 20	不明	18. 7. 28	-	18. 8. 7	18日	-		
	ローター					18. 7. 20	不明	18. 7. 28	-	18. 8. 7	18日	-		
P	コースター				(財)兵庫県住 宅建築防災セン ター (経由なし)	兵庫県	19. 2. 19	不明	19. 2. 23	不明	不明	-	-	
	コースター						19. 2. 19	不明	19. 2. 23	不明	不明	-	-	
	オクトパス						19. 2. 19	不明	19. 2. 23	不明	不明	-	-	
Q	コースター					(財)兵庫県住 宅建築防災セン ター (経由なし)	姫路市	19. 2. 27	不明	19. 3. 12	-	不明	-	-
	コースター	19. 2. 27						不明	19. 3. 12	-	不明	-	-	
	オクトパス	19. 2. 27						不明	19. 3. 12	-	不明	-	-	
	オクトパス	19. 2. 27						不明	19. 3. 12	-	不明	-	-	
R	マッドマウス	(財)なら建築住 宅センター					生駒市	19. 2. 13	不明	19. 2. 13	19. 3. 26	19. 4. 2	48日	-
	コースター							19. 2. 13	不明	19. 2. 13	19. 3. 26	19. 4. 2	48日	-
	モノレール							19. 2. 13	不明	19. 2. 13	19. 3. 26	19. 4. 2	48日	-
	子供汽車		19. 2. 13					不明	19. 2. 13	19. 3. 26	19. 4. 2	48日	-	
	ローター		不明					不明	不明	不明	不明	-	-	
	オクトパス		19. 2. 13					不明	19. 2. 13	19. 3. 2	19. 4. 2	48日	-	
S	コースター		-				大津市	18. 10. 27	不明	18. 12. 15	-	不明	-	-
	回転ブランコ			18. 10. 27				不明	18. 12. 15	-	不明	-	-	
T	マッドマウス			-			京都府	19. 3. 2	不明	19. 3. 19	-	19. 4. 10	39日	-
	オクトパス							19. 3. 2	不明	19. 3. 19	-	19. 4. 10	39日	B判定1項目
	観覧車							19. 3. 2	不明	19. 3. 19	-	19. 4. 10	39日	-
	モノレール				19. 3. 2			不明	19. 3. 19	-	19. 4. 10	39日	-	

(注)当省の調査結果による。

図3-(2)-② 近畿ブロック昇降機等検査協議会における業務の実施状況



(注) 近畿ブロック昇降機等検査協議会の提出資料及び当省の調査結果に基づき作成した。

表 3 - (2) - ⑩ 地域法人において報告対象施設の情報が適切に管理されていない事例

特定行政庁及び地域法人名	事 例 の 概 要
特定行政庁： 千葉県 地域法人： 千葉県昇降機等検査協議会	<p>県及び当該地域法人を調査したところ、次のとおり、遊戯施設の定期検査報告に係る受付台帳が適正に修正されておらず、報告対象施設の情報が適切に管理されていない状況がみられた。</p> <p>① 当該地域法人が主に作成し、県が建築基準法第 12 条第 7 項による台帳として位置付けている「行政庁別、種別、現有設置台帳」において、</p> <p>i) 平成 19 年 3 月に廃止されたモノレール 1 基が台帳から削除されていない。</p> <p>ii) 平成 9 年に建築確認されたモノレール 2 基及びウォーターシュート 1 基の確認等番号が同一になっている。</p> <p>iii) ii) のモノレール 2 基のうち 1 基については、昭和 63 年に県が設置し、平成 14 年に所有権及び管理者が変更されたが、建築確認申請が平成 9 年となっており、所有者（管理者）が県知事名義のまま変更されていない。</p> <p>② 定期報告の提出状況を把握するため、当該地域法人において作成されている「行政庁別、種別、定期検査報告対象物件一覧表－報告受付履歴」において、</p> <p>i) 廃止されたモノレール 1 基が① i) と同じように台帳から削除されておらず、逆に、平成 9 年に建築確認されたモノレール 1 基が登録されていない。</p> <p>ii) モノレール 1 基とウォーターシュート 1 基の建築確認日、確認等番号及び完了検査日が同一となっている。</p> <p>このため、定期検査報告対象施設の把握漏れ及び報告を受理した施設と受理していない施設の混同等が発生するおそれがある。</p>
特定行政庁： 大阪市 生駒市 京都府 滋賀県 和歌山県 地域法人： 近畿ブロック昇降機等検査協議会	<p>地域法人が特定行政庁から委託されている建築基準法第 12 条第 7 項に基づく台帳（以下「指定対象台帳」という。）の整備状況を同協議会において調査したところ、次のとおり、適正に管理されていない状況がみられた。</p> <p>① 平成 19 年 3 月以降に営業開始している 3 施設分（2 遊園地等）について台帳に登載されていない。</p> <p>② 指定対象台帳には、遊戯施設の定常走行速度又は定常円周走行速度、定員、確認済証及び検査済証の各交付年月日、定期検査年月日、検査結果等を記載することとされているが、i) そもそも台帳の様式に定常走行速度又は定常円周走行速度の入力欄が設けられていないほか、ii) 定員に誤記のあるものが 1 遊園地等 1 施設、iii) 確認済年月日及び検査済証交付年月日の各欄が未記載のものが 3 遊園地等 9 施設みられる。</p> <p>なお、これらについて、特定行政庁から特段の指導は行われていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑱ - i 特定行政庁に対する定期検査報告の送付が遅れている事例①

遊戯施設 一般名称 (所在都道府 県)	事 例 の 概 要												
ローター コースター (岩手県)	<p>当該遊戯施設の所有者は、遊戯施設の定期検査報告について、地域法人等を経由して特定行政庁に提出している。</p> <p>平成 16 年 4 月に実施した定期検査の結果、2 施設について、「C (要修理)」判定の項目がみられたが、地域法人等を経由することにより時間がかかり、特定行政庁がその定期報告を受けるまでに 47 日を要している。</p> <p>また、特定行政庁は、現行制度上、「要修理」の点検項目があった場合の措置について基準がないことから、運行停止の措置を指示するかどうかについては、個別のケースごとに判断して対応しているとしており、これら遊戯施設について運行中止等の措置をとっていない。</p> <p>この結果、これら遊戯施設は「要修理」の状態です。3 か月近く運行し続けていたものである。</p> <p style="text-align: center;">表 「要修理」の判定を受けた定期検査報告の処理状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1133 1458 1686"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年 4 月 22 日</td> <td>検査資格者による 定期検査の実施</td> <td><検査結果> ① ローター 油圧装置、安全装置、非常救出装置の不良 ② コースター 制動装置の不良 (金具の破損等)</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 6 月 9 日</td> <td>特定行政庁における 定期検査報告の受付</td> <td><定期検査実施日から 47 日間経過></td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 7 月</td> <td>特定行政庁における 改善報告の受付</td> <td><定期検査実施日から最短で 68 日経過> 所有者が提出した改善報告書には日にちの記載なし。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特定行政庁の資料により作成した。</p>	年月日	事 項	備 考	平成 16 年 4 月 22 日	検査資格者による 定期検査の実施	<検査結果> ① ローター 油圧装置、安全装置、非常救出装置の不良 ② コースター 制動装置の不良 (金具の破損等)	平成 16 年 6 月 9 日	特定行政庁における 定期検査報告の受付	<定期検査実施日から 47 日間経過>	平成 16 年 7 月	特定行政庁における 改善報告の受付	<定期検査実施日から最短で 68 日経過> 所有者が提出した改善報告書には日にちの記載なし。
年月日	事 項	備 考											
平成 16 年 4 月 22 日	検査資格者による 定期検査の実施	<検査結果> ① ローター 油圧装置、安全装置、非常救出装置の不良 ② コースター 制動装置の不良 (金具の破損等)											
平成 16 年 6 月 9 日	特定行政庁における 定期検査報告の受付	<定期検査実施日から 47 日間経過>											
平成 16 年 7 月	特定行政庁における 改善報告の受付	<定期検査実施日から最短で 68 日経過> 所有者が提出した改善報告書には日にちの記載なし。											

(注)当省の調査結果による。

表 3-(2)-⑩-ii 特定行政庁に対する定期検査報告の送付が遅れている事例②

事業者名	遊戯施設名(一般名称)	地域法人	特定行政庁	定期検査の提出状況及び検査結果の概要															
				前回検査日	定期検査日	事業者提出日(a)	遊園施設協会受領日	地域法人受領日	地域法人(3)受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日								
A	コースター	北関東ブロック昇降機等検査協議会	ひたちなか市	前回検査日	H17. 4. 14	定期検査日	H18. 2. 7	事業者提出日(a)	H18. 3. 27	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H18. 3. 29	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H18. 5. 10	所要日数 (b-a)日	44日
				B, Cの有無	B判定2項目	左記の内容	空圧装置(コンプレッサーVベルト摩耗)、点検歩廊手すりの溶接部の切裂あり。												
B	コースター	静岡県	静岡県	前回検査日	未実施	定期検査日	H19. 1. 30	事業者提出日(a)	H19. 3. 28	遊園施設協会受領日	H19. 4. 2	地域法人受領日	H19. 4. 27	地域法人(3)受領日	H19. 5. 10	特定行政庁受領日(b)	H19. 5. 25	所要日数 (b-a)日	58日
				B, Cの有無	B判定13項目	左記の内容	①カートNo.6のドアとシートベルトに破損あり。 ②カートNo.2, 3, 4, 7のガイドローラーのがたつきが進行、交換検討すべき。 ③支柱地際部、レール、踊り場の安全策の一部にさびが発生。塗装必要。 ④カートNo.7のワイヤーカバーパイプの交換を検討すべき。 (→すべてH19年4月30日に改善予定。①については廃止予定。)												
C	ウォーターシュート	中部ブロック昇降機等検査協議会	浜松市	前回検査日	H17. 9. 6	定期検査日	H18. 7. 13	事業者提出日(a)	H18. 9. 7	遊園施設協会受領日	H18. 9. 8	地域法人受領日	H18. 9. 26	地域法人(3)受領日	H18. 10. 11	特定行政庁受領日(b)	H18. 10. 18	所要日数 (b-a)日	41日
				B, Cの有無	B判定5項目	左記の内容	①駆動モーターで、電磁ブレーキ制動不良のものあり(第3コンペア第3リフト)。 ②リフトアウトコンペアにてテールプーリーの軸受けは交換を確認。 キャリアローラー軸摩耗につき取替が必要。 ③リフト1のコンペアチェーンにて、一部ローラーに破損あり。 ④駆動モーター用ブレーキ不調につき安全停止が困難。 ⑤電気設備にて配線中継ボックスにさび・腐食あり。												
D	コースター	近畿ブロック昇降機等検査協議会	大阪市	前回検査日	H18. 1. 20	定期検査日	H18. 12. 29	事業者提出日(a)	H19. 1. 26	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 2. 13	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 3. 5	所要日数 (b-a)日	38日
				B, Cの有無	「B」判定1項目	左記の内容	①トラックスイッチ軌道部の支持部材取付ボルトに緩みあり。増締めを行いA判定。 ②支持部材の溶接部に軽微な亀裂あり。補修計画と経過観察によりB判定。 ③駆動車輪装置部のカムクラッチ取付ボルトに緩みあり。増締めを行いA判定。												
	ウォーターシュート		前回検査日	H18. 1. 31	定期検査日	H18. 12. 20	事業者提出日(a)	H19. 1. 26	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 2. 13	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 3. 5	所要日数 (b-a)日	38日	
	B, Cの有無		B判定1項目	左記の内容	①架橋構造物にさびあり。補修予定確認した上でB判定。 ②亀裂が認められた基礎コンクリート部を補修。以降の状況を確認した上でA判定。														
E	オクトパス	京都府	京都府	前回検査日	H18. 3. 30	定期検査日	H19. 2. 27	事業者提出日(a)	H19. 3. 2	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 3. 19	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 4. 10	所要日数 (b-a)日	39日
B, Cの有無	B判定1項目	左記の内容	油圧装置の回転継手からの油にじみあり。																
F	コースター	有限責任中間法人 中国四国ブロック昇降機検査協議会	松山市	前回検査日	H18. 5. 23	定期検査日	H19. 4. 27	事業者提出日(a)	H19. 4. 27	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 5. 24	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 6. 5	所要日数 (b-a)日	39日
				B, Cの有無	B判定4項目	左記の内容	①走路の一部にさびあり。 ②支持部材・枕木の一部にさびあり。 ③電動機及び制動機にさびあり。 ④点検用歩廊の一部にさびあり。												
	オクトパス		前回検査日	-	定期検査日	H19. 4. 20	事業者提出日(a)	H19. 4. 27	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 5. 24	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 6. 5	所要日数 (b-a)日	39日	
	B, Cの有無		B判定1項目	左記の内容	舞台の床の一部にさびあり。														
オクトパス	前回検査日	H18. 5. 23	定期検査日	H19. 4. 20	事業者提出日(a)	H19. 4. 27	遊園施設協会受領日	不明	地域法人受領日	H19. 5. 24	地域法人(3)受領日	-	特定行政庁受領日(b)	H19. 6. 5	所要日数 (b-a)日	39日			
B, Cの有無	B判定1項目	左記の内容	舞台の床の一部にさびあり。																

(注) 当省の調査結果による。

表 3—(2)—⑳ 地域法人における報告済証の交付の方法

報告済証の交付の方法	地域法人名
<p>a) 定期検査報告書を特定行政庁に提出し、特定行政庁から副本等(注)が返送されるのを待って、報告済証を検査資格者又は所有者等に送付しているもの。</p> <p>なお、「C (法不適合又は要修理)」判定がみられる報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。</p> <p>(注) 有限責任中間法人東京都昇降機安全協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会は、特定行政庁に報告済証を送付し、受領印を押印の上、返送させる。</p>	(財)北海道建築指導センター
	(財)埼玉県建築住宅安全協会
	有限責任中間法人東京都昇降機安全協議会
	(財)新潟県建築住宅センター
	近畿ブロック昇降機等検査協議会
<p>b) 「C (法不適合又は要修理)」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出した後、特定行政庁から副本が返送されるのを待たずに、報告済証を検査資格者又は所有者等あてに送付している。</p> <p>なお、「C」判定がみられる報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。</p>	北関東ブロック昇降機等検査協議会
	千葉県昇降機等検査協議会
	(財)神奈川県建築安全協会
	中部ブロック昇降機等検査協議会
	有限責任中間法人中国四国ブロック昇降機検査協議会
	(財)福岡県建築住宅センター
	(財)長崎県住宅・建築総合センター
<p>c) 地域法人において定期検査報告の提出を受けた際、報告に記載漏れがなければ、速やかに報告済証を発行し、検査資格者又は所有者等に送付している。</p>	(財)長野県建築住宅センター
	(財)佐賀県土木建築技術協会
	(財)宮崎県建築住宅センター

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-㉑ 定期検査報告の提出窓口が地域法人に限定されている広報・通知の例

i) 特定行政庁のホームページにおいて、定期検査報告の提出先として、地域法人のみを記載しているもの

特定行政庁名	ホームページにおける記載状況
埼玉県	<p>埼玉県のホームページには、「定期調査(検査)報告書の提出窓口は、財団法人埼玉県建築住宅安全協会です。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：同県ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BG00/kenti/kijunhou/bousai/teihou/teikihoukoku.html</p>
台東区	<p>台東区のホームページには、「報告先機関のご案内 昇降機の定期報告 東京都昇降機安全協議会のページへ」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：台東区ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.taito.tokyo.jp/index/000020/008933.html</p>
横浜市	<p>横浜市のホームページには、定期検査報告について、「提出先 (財) 神奈川県建築安全協会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：横浜市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.yokohama.jp/me/machi/center/kenchiku/kensa/teikihoukoku.html</p>
山梨県	<p>山梨県のホームページには、定期検査報告の「受付機関」、「処理機関」、「交付機関」として「北関東ブロック昇降機等検査協議会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：山梨県ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.pref.yamanashi.jp/pref/document/detail.jsp?id=354</p>
名古屋市	<p>名古屋市のホームページには、「定期報告提出窓口 財団法人愛知県建築住宅センター」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：名古屋市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/jigyou/kenchiku/kaihatsutakuchi/jigyoubetsu/teikihoukoku/teikihoukoku/nagoya00031541.html</p>

<p>鈴鹿市</p>	<p>鈴鹿市のホームページには、定期検査報告の「提出窓口」として、「昇降機等」については、「中部ブロック昇降機等検査協議会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：鈴鹿市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.suzuka.mie.jp/safe/bousai/index1_7.html</p>
<p>京都府</p>	<p>京都府のホームページには、定期検査報告の「提出場所」として、「昇降機及び遊戯施設等」については、「近畿ブロック昇降機等検査協議会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：京都府ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/16000033.html</p>
<p>香川県</p>	<p>香川県のホームページには、定期検査報告の「受付窓口」として、「(社)香川県建築士会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：香川県ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.pref.kagawa.jp/kenchikushido/2_sheet/shtdata/01/help/013_8.htm</p>
<p>北九州市</p>	<p>北九州市のホームページには、定期検査報告について、「報告書を作成したら財団法人福岡県建築住宅センター本部事務所へ提出してください。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：北九州市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=5063</p>
<p>福岡市</p>	<p>福岡市のホームページには、定期検査報告について、「報告書を作成して(財)福岡県建築住宅センターへ提出してください。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：福岡市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.fukuoka.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM02022&Gc=134&Ft=AC01022&Bt=AC01022</p>
<p>佐賀県</p>	<p>佐賀県のホームページには、「定期報告書及び定期報告概要書の提出窓口は、社団法人佐賀県土木建築技術協会(TEL:0952-41-1125)になります。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：佐賀県ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/web/teikihoukokuseido.html</p>

宮崎市	<p>宮崎市のホームページには、定期検査報告について、「報告書を作成したら財団法人 宮崎県建築住宅センターへ提出してください。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p> <p>(参考：宮崎市ホームページの該当箇所)</p> <p>http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1170901197269/index.html</p>
-----	---

(注) 当省が平成 19 年 9 月 4 日に各特定行政庁のホームページを確認した結果による。

ii) 定期検査報告の提出を求める事前通知が、特定行政庁名又は特定行政庁と地域法人の連名で通知されているが、同通知に「提出窓口」として地域法人のみが記載されているもの

特定行政庁名	事前通知における記載状況
千葉県	<p>県内の特定行政庁が施設の所有者宛に発送している事前通知(「定期検査初回報告について(お知らせ)」)の様式には、「検査報告書の提出先は千葉県昇降機等検査協議会となりますので、よろしくお願い致します。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p>
長野県	<p>地域法人が管内の特定行政庁と連名で通知している事前通知(公文書)の様式には、「すみやかに(財)長野県建築住宅センター (空欄) 支所に報告書を提出してください。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iii) 定期検査報告の提出を求める督促文書が、特定行政庁名又は特定行政庁と地域法人の連名で通知されているが、同通知に「提出窓口」として地域法人のみが記載されているもの

特定行政庁名	督促状における記載状況
千葉県	<p>県内の特定行政庁が施設の所有者宛に発送している督促文書の様式には、「検査報告書の提出先は千葉県昇降機等検査協議会となりますので、よろしくお願い致します。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p>
川崎市	<p>市が地域法人との間で締結している業務委託契約及び同契約に基づく業務実施要領によると、期限内に定期検査報告を提出しない遊戯施設所有者等に対して、地域法人が川崎市の承認を得た上で、川崎市長名の督促文書(公文書)を送付する業務を代行している。</p> <p>同文書の様式には、「定期報告書の提出につきましては、業務委託契約をしております下記委託先に提出されるようお願いいたします。」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。</p>

静岡県	県が施設の所有者等に通知している督促文書(公文書)の文例には、「報告書提出先」として、「中部ブロック昇降機等検査協議会」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。
佐賀市	市が地域法人を經由して施設の所有者等に通知している督促文書(公文書)の様式には、「提出先」として「(財)佐賀県土木建築技術協会建築課」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。
佐世保市	市が施設の所有者等に通知している督促文書(公文書)の様式には、「提出先」として「財団法人 長崎県住宅・建築総合センター」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。
鹿児島県	県が地域法人を經由して施設の所有者等に通知している督促文書(公文書)の様式には、「提出先」として「(財)鹿児島県住宅・建築総合センター」と記載されており、特定行政庁の窓口においても受け付けられる旨は、併記されていない。

(注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ㉓ 定期検査報告様式が簡略であるため、十分な審査が行えないとする意見等

特定行政庁名	意見等
大津市	<p>定期検査報告は、建築基準法施行規則第 6 条第 3 項において、特定行政庁が規則で定める書類を添えて報告することとされている。</p> <p>市は、遊戯施設に係る定期検査報告の資料として、昇降機センターの定めた標準様式である「遊戯施設定期検査成績表」及び「遊戯施設検査表」を添付させている。</p> <p>市では、当該検査表を確認しても、項目別の判定結果（A、B 又は C）が把握できるとどまり、検査方法や検査データは不明で、車輪軸の探傷試験の実施の有無もチェックできない。検査者が問題なしとしていれば信用するしかないのが実情であるとしている。</p>
愛知県	<p>定期検査報告は、建築基準法施行規則第 6 条第 3 項において、特定行政庁が規則で定める書類を添えて報告することとされている。</p> <p>県は、遊戯施設に係る定期検査報告の資料として、昇降機センターの定めた標準様式である「遊戯施設定期検査成績表」及び「遊戯施設検査表」を添付させており、これらの資料に基づいて検査内容を審査している。</p> <p>このため、審査においては、探傷試験の実施の有無など、J I S 検査標準に基づき実施されたかどうかまで把握していないとしている。</p>
熊本県	<p>県内に所在するコースターでは、車輪軸部分の探傷試験について、これまで一度も実施されていなかったが、国土交通省が要請したコースターに関する緊急点検を契機として、運行開始（平成 5 年 3 月）以降、初めて実施されている。</p> <p>当該施設の管理者は、車輪軸の探傷試験を一度も実施していなかった理由の一つとして、これまで探傷試験を実施していなくても特定行政庁や地域法人から実施を求められることがなかったことを挙げている。</p> <p>一方、現在の定期検査報告書には、探傷試験の実施の有無を客観的に把握できる資料が添付されていないため、県では、遊戯施設検査表の「台車・車輪装置」欄が「A（指摘なし）」とされていれば、検査資格者の検査結果を信用して問題がないと判断している状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-㊸ 定期検査報告結果に基づく指導等が不十分であることなどで不適切なものとなっている事例等

番 号	事 例 の 概 要
1 (推奨事例)	<p>特定行政庁では、県から毎年ゴールデンウィーク前に発出される遊戯施設安全確保に係る通知を踏まえた対策として、遊戯施設に係る査察（立入検査）を実施している。</p> <p>その内容は、昇降機センターが作成した「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書（2004年版）」を参考として、チェック項目を定め、構造面、運行管理面、事故発生時の対応等について、立入により確認を行うもので、基本的には遊園地等にある全ての遊戯施設を対象として行われる。</p> <p>当該検査の結果、改善すべき事項がみられた場合には、遊園地等に対して改善を通知するとともに、後日、改善報告を徴収している。</p>
2	<p>① 昭和61年3月に設置されたコースターの「台車・車輪装置」について、同施設の所有者は、毎年、探傷試験を実施の上、「A（指摘なし）」と報告しているとしている。しかし、当省が探傷試験データ等で確認したところ、車輪軸の探傷試験は、1年間で車輪軸の片側しか実施されておらず、2年間かけて両側全部の車輪軸の検査が完了するという形で検査が実施されている。</p> <p>② 当該遊戯施設は、平成19年2月26日に検査業者（検査資格者）による定期検査を受けており、その報告書によれば、i）走路接合部分の目視確認で2箇所割れがみられ、既に補修溶接されている箇所もあることから、今後、次々と発生する可能性があり、周期点検で念入りにチェックすること、ii）制動装置に使用されている溝付きナットの腐食が著しいので交換することなどの指摘を受けている。</p> <p>しかし、同年3月22日に特定行政庁に提出されている定期検査報告書、定期検査成績表等では、「走路部分」、「制動装置」を含む全検査項目について「A（指摘なし）」判定とされており、検査資格者の指摘内容や補修内容の記載は一切みられないものとなっている。</p> <p>③ 5月17日に当該遊戯施設について、所有者が自主的に保守点検を実施したところ、軌条に亀裂が5箇所発見され、補修の手配をしている状況となっている。</p> <p>これらの理由として、検査方法・内容、検査データ等の検査結果の裏づけ資料を定期検査報告に添付することとされていないため、特定行政庁では、適正に検査されたか否か等、検査結果の妥当性が確認されていないことが挙げられる。</p>
3	<p>特定行政庁の管内に設置されているコースターの中には、平成15年3月に実施された定期検査において、「台車・車輪装置」について「A（指摘なし）」と判定されているにもかかわらず、同年7月に、車輪脱落により軌道上で停止するという事故を起こしているものがある。</p> <p>これについて、特定行政庁では、遊戯施設の定期検査報告については、「遊戯施設定期検査成績表・検査表」に基づいて審査を行っており、「B（指摘なし（要注意）」又は「C（法不適合又は要修理）」判定であれば、所有者等から事情聴取をするなどの対策を行うが、「A」判定であれば、それを信用するしかないのが実情としている。</p>
4	<p>特定行政庁の管内に設置されているローターの中には、平成15年3月に実施された定期検査において、すべての検査項目について「A（指摘なし）」と判定されているにもかかわらず、同年8月に、客席が固定部分の腐食により外れたため、乗客が軽傷を負うという事故を起こしているものがある。</p> <p>これについて、特定行政庁では、遊戯施設の定期検査報告については、「遊戯施設定期検査成績表・検査表」に基づいて審査を行っており、「B（指摘なし（要注意）」又は「C（法不適合又は要修理）」判定であれば、所有者等から事情聴取をするなどの対策を行うが、「A」</p>

	<p>判定であれば、それを信用するしかないのが実情としている。</p> <p>なお、当該遊戯施設は、事故発生を契機に撤去されている。</p>																										
5	<p>特定行政庁では、遊戯施設の定期検査報告の添付資料として、「遊戯施設定期検査成績表・検査表」を添付するよう指導している。</p> <p>特定行政庁に報告された平成16年度から18年度の定期検査報告の結果をみると、チェーンタワーについて、平成17年9月の定期検査時に、駆動用歯車装置が著しく損傷し、磨耗が大きいためにより「C判定(要修理)」として報告されているものがみられる。</p> <p>本件について、特定行政庁は、不良箇所から判断すると当該遊戯施設の回転速度が低下する程度で脱落する危険はないと判断したこと、所有者が約10か月後(平成18年7月)に部品を取り替える予定として報告していることを理由として、当該遊戯施設の運転停止を指示することなく、現地確認も行っていない状況がみられる。</p>																										
6	<p>特定行政庁に報告された平成16年度から18年度の定期検査報告の結果をみると、ウォータースライドについて、定期検査報告の検査表の一部の項目に「C(要修理)」判定がみられるものがあるが、これらについて、同特定行政庁は、毎年、当該施設の所有者に対し文書による改善要請をしているとしている。</p> <p>しかし、特定行政庁では、平成16年度以降、年1回、文書による改善通知を行うにとどまっております、それ以上の指導を行っていなかったため、国土交通省が要請した緊急点検が行われるまで、所有者による改善措置がとられていなかった。</p> <p>なお、特定行政庁は、緊急点検の実施の際に、当該遊戯施設の所有者から「平成18年度までは、財政上の問題等から改善していなかったが、平成19年6月28日に改善した。」との回答を得たとしている。</p>																										
7	<p>特定行政庁は、定期検査報告の内容に「B(指摘なし(要注意))」又は「C(法不適合又は要修理)」判定の項目がみられた場合、明文化された対応方針はないが、現地指導、改善状況の確認を行うこととしている。</p> <p>しかし、特定行政庁では、下表のとおり、当該判定を受けた遊戯施設があるにもかかわらず、現地指導、改善状況の確認を行った実績はない。</p> <p>特定行政庁は、現地指導、改善状況の確認の実績がない理由について、昇降機及び遊戯施設の定期検査報告に係る事務を1人の職員が担当しており、かつ、同職員は3つの係を兼務しており、多忙であるため、体制上、現地指導、改善状況の確認を行う余裕がなかったためとしている。</p> <p>表 「B」又は「C」判定に対する特定行政庁の対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指摘を受けた遊戯施設</th> <th>年度</th> <th>不適合指摘事項数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">観覧車</td> <td>16</td> <td>B判定項目数：1</td> <td rowspan="3">平成18年度の定期検査が行われた翌日に、老朽化を理由として、休止届が提出され、その後、廃止届が提出されている。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>B判定項目数：2</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>C判定項目数：1 B判定項目数：4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">チェーンタワー</td> <td>16</td> <td>—</td> <td rowspan="3">※ 18年度定期検査成績表「特記事項」欄に「要観察(A判定)」として2項目の記載あり。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>B判定項目数：4</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>A判定項目数：2(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メーゴラウト[※]</td> <td>16</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	指摘を受けた遊戯施設	年度	不適合指摘事項数	備考	観覧車	16	B判定項目数：1	平成18年度の定期検査が行われた翌日に、老朽化を理由として、休止届が提出され、その後、廃止届が提出されている。	17	B判定項目数：2	18	C判定項目数：1 B判定項目数：4	チェーンタワー	16	—	※ 18年度定期検査成績表「特記事項」欄に「要観察(A判定)」として2項目の記載あり。	17	B判定項目数：4	18	A判定項目数：2(※)	メーゴラウト [※]	16	—	—	17	—
指摘を受けた遊戯施設	年度	不適合指摘事項数	備考																								
観覧車	16	B判定項目数：1	平成18年度の定期検査が行われた翌日に、老朽化を理由として、休止届が提出され、その後、廃止届が提出されている。																								
	17	B判定項目数：2																									
	18	C判定項目数：1 B判定項目数：4																									
チェーンタワー	16	—	※ 18年度定期検査成績表「特記事項」欄に「要観察(A判定)」として2項目の記載あり。																								
	17	B判定項目数：4																									
	18	A判定項目数：2(※)																									
メーゴラウト [※]	16	—	—																								
	17	—																									

	(注) 当省の調査結果に基づき作成。
8	<p>特定行政庁では、定期検査報告の内容において、維持管理に不十分なものがみられた場合、事務処理要領に基づき、公文による改善通知を発出している。</p> <p>当該特定行政庁では、平成 18 年 4 月 13 日に受理した遊戯施設「オクトパス」の定期検査報告に、「B（指摘なし（要注意））」判定とされた項目（座席の亀裂（僅少）及び昇降用シリンダーのクッションパッキンの消耗）がみられたため、管理者に対し、改善通知を発出している。</p> <p>一方、県内の他の特定行政庁では、「C（法不適合又は要修理）」判定の場合に、改善を通知することとしている。このため、同特定行政庁管内のウォータースライドで、平成 18 年 6 月に、「B」判定とされた項目（階段手摺の取付下部の腐食が進行しているため、早めの補修等対処が必要）を含む報告がみられるが、特に改善通知等を行っていない。</p> <p>このことについては、特定行政庁が定期検査結果に対してどのように対応すべきかについて、明確な基準がなく、特定行政庁の判断に任せられているためと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-②④ 定期検査・定期点検における探傷試験の実施の基準が不明確で、その実施状況等が区々となっている事例

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	事例の概要
モノレール5基 (宮城県、青森県、 岩手県、秋田県)	<p>遊戯施設の所有者等は、J I S検査標準において、乗物の車輪装置のうち車輪軸について、1年に1回以上の探傷試験を行うこととされているが、同検査基準は、対象施設の種類等を具体的に明示したものとなっていない。</p> <p>このため、調査対象とした4特定行政庁では、緊急点検において、モノレール類に分類されるサイクルモノレール等の遊戯施設（4遊園地等5施設）について、探傷試験を義務付けまでする必要はないと判断し、同試験の実施状況及び検査結果を所有者等から報告させていない。</p>
モノレール2基 (東京都)	<p>平成18年2月に、それまで遊戯施設の種類ごとに定められていたJ I S検査標準が一つに統合され、探傷試験が求められる機種及び部品の範囲があいまいとなったが、調査対象とした遊戯施設の所有者等は、統合後についても、統合前と同様、探傷試験が義務付けられているのはコースターの車軸部分だけではないかと考えていたため、モノレールに分類されている2基について、これまで探傷試験を実施していなかった。</p> <p>また、遊戯施設所有者を所管する特定行政庁及び地域法人においても、当該事業者の考えが現実的ではないかとしているが、探傷試験を求める範囲が明記されていないため、国土交通省の判断を待たざるを得ないとして対応していた。</p>
コースター (愛知県)	<p>県内に所在するコースターのうち、国土交通省がコースターに関する緊急点検を要請するまでに一度も車輪軸の探傷試験を実施していないのがみられる。</p> <p>当該遊戯施設の所有者にこの理由を聴取したところ、①建築基準法上、探傷試験の実施が明確に義務付けられていないこと、②当該コースターは、低速かつ2歳児でも乗車可能な施設であり、車輪軸の損傷等は考えにくく、いわゆる絶叫マシン等とは、万一の場合の危険度もまったく違うこと等から、探傷試験が義務付けられているとは認識していなかったためとしている。</p> <p>なお、当該施設を所管する特定行政庁は、探傷試験の位置付けがあいまいなため、特定行政庁、関係業界ともにその必要性についての認識が不足していることは否めず、対象機種、部位等を明確にした上で、法令上の位置付けを明確にすべきとしている。</p>

<p>モノレール (京都府)</p>	<p>京都府内に平成4年7月に設置されたサイクルカー（人力）について、定期検査の実施状況を確認したところ、平成18年2月28日及び平成19年2月27日に定期検査が実施されているが、いずれも車輪軸の探傷試験が実施されないまま、「A(指摘なし)」として報告されている。</p> <p>当該遊園地等では、その後、平成19年6月下旬に、定期検査を委託している保守検査会社から、「当該施設の車輪軸も探傷試験を実施した方がよい」旨の連絡を受けたことから、本年7月9日に初めて探傷試験を実施している状況にある。</p> <p>この理由として、特定行政庁が、平成18年2月15日に改正・公示された現行のJIS検査標準の改正内容について、特段の周知措置を講じておらず、当該遊園地等では、その改正内容を承知していなかったこと、また、探傷試験の実施を含め、定期検査の具体的な検査項目、検査方法、検査基準の建築基準法令上の位置付けが必ずしも明確でないことが挙げられる。</p>
<p>コースター（大阪府、滋賀県、和歌山県）</p>	<p>今回、調査した3特定行政庁において、コースターに関する緊急点検への対応状況を調査したところ、次のとおり、探傷試験の実施に係る指示の内容が各特定行政庁によって区々となっている状況がみられた。</p> <p>① コースターに関する緊急点検の指示を行う前に、遊戯施設の所有者等と、施設別に、どこまでを探傷試験の対象とするか構造に即して打合せを行い、その結果、直接軸に車輪が付いていなくても構造上重要である軸についても探傷試験の対象とすることとして、指示文書に車輪軸の外、車軸も対象とすることを明記しているもの（1特定行政庁）</p> <p>② コースターの構造は様でなく、負荷のかかり方が機種別に異なることから、探傷試験を実施すべき範囲を明確に示すことは困難として、具体的な範囲を示さず、どこまで探傷試験を行うかについては管理者又は保守点検業者の判断にゆだねているもの（2特定行政庁）</p> <p>また、JIS検査標準は、コースターだけでなく、すべての遊戯施設に適用されるものであるが、特定行政庁の中には、当該検査標準を厳格に運用した場合、車輪が付いていればすべて探傷試験を実施させるのか、折れても安全に影響のないキャスターのような構造のものまで探傷試験を実施させるのかといった疑問を持つものがあり、探傷試験が必要な機種・部位の明示など、探傷試験に係る規定の見直しを強く望んでいる状況にある。</p>
<p>コースター (熊本県)</p>	<p>県内に所在するコースターの中には、これまで、車輪軸部分の探傷試験が一度も実施されていなかったものがあるが、当該コースターは、国土交通省が要請したコースターに関する緊急点検を契機として、運行開始（平成5年3月）以降、初めて、同試験が実施されている。</p> <p>当該コースターの所有者は、車輪軸の探傷試験を一度も実施していなかった理由について、①これまで探傷試験を実施していなくても、特定行政庁や地域法人から報告を求められることがなかったため、②同試験を実施するには、施設を分解しなければならず、オーバーホールと同程度の大きな費用負担が発生するためとしている。</p>

(注)当省の調査結果による。

4 運行管理の的確な実施

勸 告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>遊戯施設の事故は、設計等に起因するものを除き、維持保全の面に起因するものと、運行管理の面に起因するものの二つがあると考えられており、遊戯施設の運行管理は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。</p> <p>建設省では、前述の維持保全計画書の作成と同様、昇降機センターが作成した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を特定行政庁及び各遊園地等事業者に送付（昭和52年5月27日付け建設省住指発第401号建設省住宅局建築指導課長通知）し、当該規準の中で、運行管理規程の作成や救急体制の整備等遊戯施設の所有者等の遵守事項等を示している。また、当該規準については、特定行政庁に対し、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成2年4月25日付け建設省住指発第176号建設省住宅局建築指導課長通知。以下「平成2年事故防止通知」という。）により、当該規準を活用し、事業者における運行管理規程の作成や運行管理者の選任等について指導を徹底するよう通知している。</p> <p>さらに、平成2年事故防止通知において、初期故障による事故の発生を未然に防止するため、遊戯施設の使用開始後おおむね1か月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態について点検（以下「運行管理初期点検」という。）を行い、その結果を特定行政庁あて報告するよう指導することとされている。その具体的な点検内容については、昇降機センターが「遊戯施設の運行管理初期点検要領」として報告様式や運行管理者の選任、運行管理規程の整備、事故発生時の体制の整備等の点検事項を定め、これを、建設省は、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成3年3月11日付け建設省住指発第76号建設省住宅局建築指導課長通知）により、特定行政庁に送付し、遊戯施設の運行管理に関する指導監督において活用するよう指導している。</p> <p>遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準は、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的に見直しが行われ、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊園地経営者の業界団体である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。この「運行管理規程の作成手引き」では、運行管理規程の作成の単位を「各遊園地及び所有者等が同一の遊戯施設をひとかたまり」とすることができるとされ、また、記述すべき事項について、運行日誌の作成・保存、利用者に対する注意事項の掲示、運行の中止等の基準、事故発生時の措置・特定行政庁への報告、教育及び訓練等が示されている。なお、遊戯施設の運行管理初期点検要領において、運行管理規程の作成の有無が点検事項の一つとされているほか、運行管理規程に記述すべき事項の一部も、同点検の点検事項とされている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における運行管理の実施状況等を調査した結果、次のとおり、運行管理が的確に行われていない状況がみられる。</p>	<p>表3-(1)-②</p> <p>表3-(1)-③</p> <p>表4-①</p> <p>表4-②</p>

<p>ア 遊園地等事業者における運行管理規程の作成状況</p> <p>調査対象72遊園地等事業者の267施設についての運行管理規程の作成状況をみると、遊戯施設が既に廃止されたことから運行管理規程の内容を確認できなかった1施設を除く266施設のうち、213施設（80.1%）については緊急点検以前から作成済みとなっており、3施設（1.1%）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて216施設（81.2%）について作成されている。一方、残りの50施設のうち、17施設（6.4%）については作成中であるが、33施設（12.4%）については作成に着手されていない。</p> <p>緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた213施設以外の53施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、維持保全計画書と同様、i)作成手引の送付先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、作成手引の送付を受けていないことや、ii)特定行政庁や製造者から、何らの指導や情報提供がなかったため、運行管理規程の作成について認識していなかったことを10遊園地等事業者（30施設）が挙げている。</p> <p>なお、維持保全計画書と運行管理規程が共に作成されていない遊戯施設は、緊急点検を契機として作成されたもの及び作成中のものを含めると、17遊園地等事業者で49施設ある。</p>	<p>表4-③</p>
<p>イ 遊戯施設における運行管理の実施状況</p> <p>調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の運行管理の実施状況をみると、特定行政庁における運行管理規程の作成に対する指導が十分行われていないこともあって、次のとおり、十分な安全確保措置が講じられていない状況がみられる。</p> <p>① 運行管理規程が作成されておらず、運行中止基準を明文化していないものや、避難誘導訓練を実施していないものなど安全確保措置が十分なものとなっていないものがある（5遊園地等事業者）。</p> <p>② 運行管理規程は作成されているものの、特定行政庁への事故報告について定めていないなど必要な事項が規定されていないものがある（4遊園地等事業者）。</p> <p>③ 運行管理規程は作成されているものの、運行日誌を作成していないもの（3遊園地等事業者）や、年1回の安全教育を実施していないなど規定されている内容が実施されていないもの（2遊園地等事業者）がある。</p> <p>このうち、運行日誌については、運行管理規程の作成手引において、遊戯施設ごとに備え、始業・終業点検及び試運転の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を記載することとされている。始業・終業点検の結果の記載は、日常的に遊戯施設の不具合に関する情報の収集に寄与するものであり、また、運転回数や利用者数の把握は、運行状況に応じた点検・整備の基礎情報となるものであるが、運行日誌を作成していない前述の3遊園地等事業者においては、点検結果についての記録はあるものの、運転回数や利用者数等の運行状況は記録されておらず、その状況を把握できない。</p>	<p>表4-④</p>
<p>ウ 運行管理初期点検の実施状況</p> <p>調査対象267施設のうち、運行管理初期点検の実施が必要となった平成3年度以降に設置された154施設について、同点検の実施状況をみると、点検を実施し、その結果が</p>	<p>表4-⑤</p>

<p>特定行政庁に報告されているものは50施設（32.5%）となっている。残り104施設のうち、制度の内容を十分承知していなかったこと、失念したことなどを理由に、8施設（5.2%）は実施した点検の結果を特定行政庁に報告しておらず、6施設（3.9%）は点検を実施していない。</p> <p>しかし、90施設（58.4%）については、遊園地等事業者及び特定行政庁ともに関係書類を保存しておらず、実施状況は不明となっている。これは、遊戯施設設置後かなりの年数が経過していることもあるが、さらに、次のような点も一因とみられる。</p> <p>① 運行管理初期点検の点検事項には、運行管理者の選任や運行管理規程の整備など遊戯施設の所有者等が行う事項が含まれているが、遊園地等事業者の中には、遊戯施設を新設した場合の諸手続は製造者に任せ、運行管理初期点検は、設置時に製造者が実施し、特定行政庁に報告していると認識しており、遊園地等事業者が行うべきものとの認識に乏しいものがみられる。</p> <p>② 特定行政庁においては、運行管理初期点検の実施の根拠である平成2年事故防止通知が発出されて以降、再度周知されておらず、本制度を承知していないとするほか、運行管理初期点検の報告は法令に基づくものではないため、督促等を行っていないとする意見等がみられる。また、平成2年事故防止通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行とともに効力を失っているとする特定行政庁もある。しかし、国土交通省は、平成2年事故防止通知は廃止されておらず、現在も有効なものであるとしており、運行管理初期点検の実施は、特定行政庁において、十分認識されていない。</p>	<p>表4-⑥</p> <p>表4-⑦</p>
<p>エ 運行管理者に対する講習会への要望等</p> <p>昇降機センターにおいて、昭和63年度から開催されている「遊戯施設の運行管理者等講習会」について、建設省は、平成2年事故防止通知において、特定行政庁に対し、遊戯施設の所有者等に周知を図り、運行管理者等の受講を促すよう指導することとしている。</p> <p>しかし、本講習会については、次のとおり、調査対象72遊園地等事業者から、開催方法等の見直しを求める意見がみられる。</p> <p>① 6遊園地等事業者では、当該講習会が開催されていることを承知していないとしており、開催案内の送付を望んでいる。</p> <p>② 11遊園地等事業者では、開催地が東京都と大阪府のみであり、時間的・経済的制約から参加が困難としており、開催地の増加や巡回方式の導入等開催方法の見直しを望んでいる。</p> <p>③ 3遊園地等事業者では、業務の多忙を理由に参加が困難としており、中には、開催時期として、閑散期である冬季を望んでいるものもみられる。</p> <p>（所見）</p> <p>したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、運行管理を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 運行管理の重要性を踏まえ、運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討すること。また、運行管理初期点検結果の報告をよ</p>	<p>表4-⑧</p> <p>表4-⑨</p>

<p>り有効に活用するため、運行管理初期点検の在り方等を検討すること。</p> <p>② 運行管理者等に対する講習会等の効果的な開催などにより、運行管理規程の作成及びその内容の遵守について、遊戯施設の所有者等に周知・徹底すること。また、運行管理規程の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の運行管理規程が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。</p>	
--	--

表4-① 運行管理初期点検要領

「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成3年3月11日付け住指発第76号特定行政庁建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知）（抄）

標記については、平成2年4月25日付け建設省住指発第176号をもって、通知したところであるが、財団法人日本昇降機安全センターにおいて遊戯施設事故防止委員会を設け具体的な事故防止措置について検討を進めてきたところであり、本委員会において別添1及び別添2のとおり遊戯施設の運行管理初期点検要領及び遊戯施設の事故等対策訓練指針が策定されたので送付する。

これらは、遊戯施設の維持及び運行管理面から事故防止に資するものであるので、今後、貴職におかれては、遊戯施設の運行管理に関する指導監督の上で積極的に活用されたい。

なお、これらの詳細な解説については、財団法人日本昇降機安全センターより別途送付する予定である。

別添1 遊戯施設の運行管理初期点検要領

1 目的

一般に遊戯施設においては、他のいろいろな機器・装置と同様に初期故障が発生しやすいと言われている。

これは、運転を開始して間もない比較的初期の段階においては、機器・装置のなじみが十分でないことと、運行管理に携わる人の運転操作又は管理技術の習熟が十分でないことなどによるものである。

このようなことから、建設省通達（平成2年4月25日付け建設省住指発第176号）「遊戯施設の事故防止について（通知）」においては、遊戯施設の運行開始に先立って、所有者等は運行管理者等に対して必要な教育訓練を行うとともに、使用開始後、おおむね1カ月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態について点検を行い、その結果を特定行政庁あてに報告することとしている。

「遊戯施設の運行管理初期点検報告書」（以下「報告書」という。）及び「遊戯施設の運行管理初期点検表」（以下「点検表」という。）は、上記の建設省通達の趣旨を踏まえ作成した様式で、この様式により特定行政庁あて初期点検の報告をするものとする。

2 報告書の提出要領

遊戯施設の所有者等は、遊戯施設を設置した場合（移設、改造等において建築確認を要したものを含む。）、営業運転開始後おおむね1カ月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態を点検し、その結果を報告書及び点検表に記入し、報告書に点検表を添えて特定行政庁に提出するものとする。

別添2 遊戯施設の事故等対策訓練に関する指針

「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」第5条第2項の規定により、遊戯施設の所有者等が行う事故等対策訓練に関する指針を次のとおり定める。

第1 目的

この指針は、遊戯施設において故障、事故又は災害（以下「事故等」という。）が発生した場合、所有者等や運行管理者等が速やかに、かつ、適確に対処するための訓練に関し必要な事項を定め、もって、人命の保護を図ることを目的とする。

第2 訓練の内容

訓練の内容は次のとおりとする。

- 一 装置の異常、悪天候、地震その他の理由により、緊急停止を必要とする場合を想定した緊急時の停止訓練
- 二 緊急停止、故障、停電等により遊戯施設が利用者を乗せたまま停止したことを想定した利用者の救出訓練
- 三 人身事故が発生したことを想定した救出、救護、緊急連絡等の訓練
- 四 その他必要な訓練

第3 訓練の実施要領等

訓練の実施要領等は、次のとおりとする。

1 計画及び実施

所有者等は、遊園地等の実態に応じ次の各号のいずれかにより、訓練を計画・実施するものとする。

- 一 第4の各号に掲げる機種に該当する遊戯施設を設置した遊園地等にあつては、遊戯施設の種類、規模等に応じ、実効性のある計画をたて、原則として、第2に定める訓練を年1回以上行う。

ただし、イベント等において一時的に設置される遊戯施設（以下「イベント等遊戯施設」という。）にあつては、使用開始前及び使用開始後のおおむね1ヶ月以内にそれぞれ第2に定める訓練を行う。

- 二 第4の各号に掲げる機種に該当する遊戯施設を設置していない遊園地等にあつては、適当な遊戯施設（1基以上）を選定して、運行管理者等全員を対象に、前号に準じた訓練を行う。

2 検討会

所有者等は、訓練実施後、検討会を開催し、訓練成果を反映させるものとする。

3 記録の保存

所有者等は、訓練の実施状況及び検討会の内容を記録し保存するものとする。

第4 報告

所有者等は、次の各号に掲げる遊戯施設の訓練の実施結果を、別紙「遊戯施設の事故等対策訓練実施報告書」様式により、当該遊戯施設の定期検査報告時に併せて特定行政庁あて報告するものとする。

ただし、イベント等遊戯施設にあつては、訓練実施後速やかにその結果を直接、特定行政庁あて報告するものとする。

- 一 建設大臣認定を受けた遊戯施設
- 二 昭和50年建設省告示第558号（以下この号において「告示」という。）第6に掲げる遊戯施設のうち次のもの
 - イ. 告示第6第一号（一）に該当するもの
 - 一般名称：モノレール
 - ロ. 告示第6第一号（三）に該当するもの
 - 一般名称：マッドマウス、ウォーターシュート
 - ハ. 告示第6第一号（四）に該当するもの
 - 一般名称：コースター
 - ニ. 告示第6第二号（二）に該当するもので、客席部分の高さが20mを超えるもの
 - 一般名称：飛行塔、タワー
 - ホ. 告示第6第二号（四）に該当するもので、客席部分の高さが20mを超えるもの
 - 一般名称：観覧車

(別紙様式) 遊戯施設の運行管理初期点検報告書 (略)

遊戯施設の運行管理初期点検表 (略)

点検事項

No.	点検項目	点検内容	状態
①	運行管理者の選任	選任・氏名の掲示・研修	良・否
②	運転者の選任	選任・氏名の掲示・研修	良・否
③	運行管理規程の整備	作成・徹底	良・否
④	救急体制の整備	組織表の掲示・定置場所の明示・対応	良・否
⑤	事故発生時の体制の整備	組織表の掲示・対応	良・否
⑥	運行状況等	施設の運転状況・安全装置の状態	良・否
⑦	定期点検整備と記録の保存	点検整備・チェックリストの整備	良・否
⑧	運行日誌の整備	始業点検・運転回数・利用者数・天候	良・否
⑨	利用上の注意事項の整備	利用者への注意案内板等の状況	良・否
⑩	工事完了検査済証の掲示	掲示の状況	良・否
⑪	定員	掲示の状況・遵守	良・否

[特記事項]

(別紙様式) 遊戯施設の事故等対策訓練実施報告書 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表4-② 運行管理規程に記述すべき事項

遊戯施設の運行管理規程の作成手引き（抜粋）

(1) 対象とする遊戯施設の名称

運行管理規程が対象とする遊戯施設の名称（複数台ある場合にはそれらの全て）を記載

(2) 運行業務における役割分担

所有者、運行管理者、運転者、補助者それぞれについて、担うべき役割を定める。

(3) 始業・終業点検

- ・ 始業点検：運転者は、担当する遊戯施設の1日の運転開始にあたり、運行管理者の指示の下に始業点検及び試運転を行い、異常のないことを確認し、運行管理者に報告する旨及び点検事項等を定める。
- ・ 終業点検：運転者は、営業運転終了後は、施設を所定の位置に停止させ、終業点検を行い、運行管理者に報告する旨及び点検事項等を定める。

(4) 運行日誌

運行管理者は、遊戯施設ごとに運行日誌を備え、始業・終業点検及び試運転の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存しなければならない旨定める。

(5) 利用者に対する注意事項の掲示

所有者等は、安全確保のための利用者が遵守すべき事項及び利用者の制限に関する事項を示す注意看板を作成し、乗降場の周囲の見やすい場所に掲示しなければならない旨定める。

運行管理者は、遊戯施設の運行にあたり、運行管理者名及び運転者の氏名を乗降場の周囲の見やすい場所に掲示しなければならない旨定める。

(6) 運転者の遵守事項

運行管理者は、運転者が遊戯施設の運転及び操作をする場合において遵守すべき事項を定める。

(7) 運行の中止等の基準

運行管理者は、各遊戯施設ごとに、運行に支障があると認めた場合の運行の中止に関する基準等を定める。

(8) 救急体制

所有者等は、利用者等に係る人身事故が発生した場合、これに適切に対処するための救急体制を整備し、かつ、これを運行管理者及び運転者に熟知させておかななければならない。

医薬品、担架、梯子等の救急用具の整備及び定置場所の明示に関する事項等救急体制に関する事項を定める。

(9) 事故発生時の措置

運転の中止等運転者が事故発生時に行うべき緊急措置を定める。

運転者は、補助者に対し必要な指示を行うことができるものとする。また、補助者については、運行管理者又は運転者の指示を受けた場合を除き、遊戯施設の運転又は操作に係

るハンドル、レバー又はスイッチ類等を操作してはならない旨定める。

(10) 特定行政庁への報告

所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、所管の特定行政庁とあらかじめ相談のうえ、報告方法等を定める。

(11) 教育及び訓練

所有者等が、運行管理者、運転者及び補助者に対して行う、当該業務の遂行上必要な教育として、①遊戯施設に関する一般知識や②悪天候時、故障時、停電時又は地震発生時等に講ずべき措置、③人身事故発生時に講ずべき応急措置、救急方法等に関する知識等を定める。また、教育及び訓練は年1回以上行うこととする。

上記②及び③に関して訓練を実施する必要がある遊戯施設については、その名称を明示

(12) その他運行管理に必要な事項

遊戯施設の機種、設置環境等により固有の運行管理を要する事項など、上記(1)から(11)までの事項以外に、運行管理上必要な事項を記載

(注) 「遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」に基づき、当省で作成した。

表 4-③ 調査対象遊戯施設における運行管理規程の作成状況

区 分	作 成 済 み		作 成 中	未 作 成	小 計	その他	合計
	緊急点検以前から作成	緊急点検を契機として新規に作成					
施設数 (構成比)	213 (80.1%) 《58》	3 (1.1%) 《1》	17 (6.4%)	33 (12.4%)	266 (100%)	1 《1》	267 《72》
《遊園地等事業者数》	216 (81.2%) 《59》		《4》	《13》	《72》		
	53 《18》						



(緊急点検以前から作成していなかった 53 遊戯施設におけるその理由)

理由区分 \ 作成状況	緊急点検を契機として作成	作成中	未作成	計	延べ理由数			
					類似の既存規程等がある	作成することを不承知	作成のノウハウがない、不足している	その他の理由
類似の既存規程等がある	3 《1》	12 《3》		15 《4》	15 《4》			
作成することを不承知			11 《5》	11 《5》		11 《5》		
作成のノウハウがない、不足している			5 《2》	5 《2》			5 《2》	
作成することを不承知及び類似の既存規程等がある		5 《1》	12 《3》	17 《4》	17 《4》	17 《4》		
作成することを不承知及び作成のノウハウがない、不足している			2 《1》	2 《1》		2 《1》	2 《1》	
その他の理由			3 《2》	3 《2》				3 《2》
合 計	3 《1》	17 《4》	33 《13》	53 《18》	32 《8》	30 《10》	7 《3》	3 《2》

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 上表「その他」の1施設は、当省の調査時点で廃止されていたことから、運行管理規程の内容を確認できなかったものである。
 3 《 》内は遊園地等事業者数であるが、4遊園地等事業者において、遊戯施設により「緊急点検以前から作成」及び「未作成」欄にともに計上しているため、合計は一致しない。
 4 「理由区分」は、緊急点検を契機として作成したもの及び作成中のものの場合、従来、未作成であった理由に基づき整理した。
 5 「未作成」の33遊戯施設のうち、5遊戯施設(3遊園地等事業者)は、遊園地等を閉鎖又は当該施設を廃止(予定を含む)となっている。

表4-④ 運行管理規程の整備が必要とみられるもの

i) 運行管理規程が作成されておらず、安全確保措置が十分なものとなっていないもの

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター、ウ ォーターシュー ト、ローター、 オクトパス 等 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手引等や運行管理規程の作成を求めた平成2年の建設省の通知等を承知していないこと、また、遊戯施設ごとの運転マニュアルを定めていることから、すべての遊戯施設について、運行管理規程を作成していない。なお、同様の理由(作成手引等不承知)から、維持保全計画書も作成しておらず、ともに現在作成中となっている。 ○ 遊戯施設の運転マニュアルは、遊戯施設の動かし方、注意事項、トラブルが発生した場合の対応方法等を記載したものであるが、作成手引において記述すべき事項とされているものと比較すると、運行業務における役割分担、始業・終業点検、運行日誌の作成、事故発生時の措置等が規定されていない。 ○ このため、日報として、利用人数と運転者名は記録されているが、運行日誌は作成されていない。 ○ 特定行政庁では、平成16年8月に現地を訪問した際、未作成の事実を把握し、口頭指導及び17年5月に文書指導を行っているが、当該遊園地等事業者においては、指導を受けた記録や文書自体が保存されておらず、また、特定行政庁においても、指導結果の確認を行っていない。このため、未作成のままとなっている。
モノレール、海 賊船 等 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手引等や運行管理規程の作成を求めた平成2年の建設省の通知等を承知していないことから、すべての遊戯施設について、運行管理規程を作成していない。なお、同理由から、維持保全計画も作成していない。 ○ このため、①園内の遊戯施設は、10人の業務職員及び20人のアルバイト職員の計30人によって運行されているが、運行管理者を指定していない。また、②その日の天候状態により運行中止を判断しているとしているが、明文化された運行中止基準がないものとなっている。さらに、③アルバイト職員は、3か月を単位として雇用されているもので、乗客の誘導、乗車上の注意事項の説明などのほか、操作は容易であるとして、機械の操作も行っているが、業務職員も含め、避難誘導訓練や運行管理に関する研修等を全く行っていない。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。なお、当該遊園地等は、法第12条第4項に定める建築主事を置く市町村の遊戯施設であり、定期検査報告を要しないものである。このため、同報告の際に併せて提出するとされている事故等対策訓練実施報告書も報告されないものとなっている。
コースター、オ クトパス 等 (石川県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手引等や運行管理規程の作成を求めた平成2年の建設省の通知等を承知していないこと、また、「遊戯施設の維持及び運行管理に関する規準」等に準じて運行管理を行っているとして、すべての遊戯施設について、運行管理規程を作成していない。なお、維持保全計画書についても、維持保全は円滑に行われているとして作成していない。 ○ 運行管理規程作成手引のほか、当該事業者が準じているとしている「遊戯施設の維持及び運行管理に関する規準」においても、所有者等による運行管理者等への運行・管理に関する年1回以上の研修の実施が求められている。しかし、運行管理者については、運転者や補助者の入れ代わりが激しく、常時監督している必要があり、研修の時間が取れないとして、また、運転者や補助者については、長くて2～3年しか定着しないので研修を実施する意味がないとして、運行・管理業務に係る研修を行っていない。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター、マッドマウス、ローター等 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手引等や運行管理規程の作成を求めた平成2年の建設省の通知等を承知していないことから、すべての遊戯施設について、運行管理規程を作成していない。なお、同理由から、維持保全計画も作成していない。 ○ このため、強風、雨天等の日には運行を中止しているとしているが、明文化された運行中止基準がないものとなっている。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。
モノレール、マッドマウス、観覧車等 (京都府)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成のノウハウがないとして、すべての遊戯施設について、運行管理規程を作成していない。なお、維持保全計画書は、同理由及び維持保全は製造者に一任していること等を理由に、作成しておらず、現在作成中となっている。 ○ 台風等による遊戯施設の運行中止基準については、索道(リフト、ケーブルカー)と一体となった形で定めており、また、遊戯施設ごとの操作マニュアルは作成されているものの、運行業務における運転者等の役割分担・責任体制、緊急時の対応方法、特定行政庁への事故報告等の規定がないものとなっている。 ○ このため、当該遊園地等においては、平成17年度以降、4件の事故等(うち1件は、乗客が口の中を負傷)が発生しているが、いずれも特定行政庁へは報告されていない。 ○ 特定行政庁では、従来、作成状況は把握しておらず、指導等も行っていなかったが、本年5月の緊急点検時に現地立入調査を行っている。その結果、始業点検、運行日誌、天候による運転中止基準、利用者の制限等を実施している状況は把握している。

ii) 運行管理規程は作成されているが、安全確保措置において必要な事項が規定されていないもの

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター等 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊戯施設により所有者等が異なっており、遊戯施設(所有者等)ごとに運行管理規程は作成されているが、運行業務における役割分担、特定行政庁への事故等報告に関する事項などが記載されていないものがある。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。
コースター、オクトパス等 (佐賀県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成13年以降に設置された遊戯施設は作成されていないが、これ以前に設置された遊戯施設については運行管理規程が作成されている。なお、この相違理由は不明としているが、当該遊園地等事業者は作成手引の周知依頼先である遊園地協会には加盟しておらず、作成手引の存在は承知していない。このため、維持保全計画書も未作成となっている。 ○ 作成されている運行管理規程の内容をみると、始業・終業点検の実施、運行日誌の作成、運転者の遵守事項及び運行の中止等の基準は記載されているが、運行業務における役割分担、利用者に対する注意事項の掲示、救急体制の整備、事故発生時の措置、特定行政庁への事故等報告、教育及び訓練等は記載されていない。なお、教育及び訓練に関し、当該遊園地等事業者は、遊戯施設の運行管理に関する研修案内が来たことがなく、どこの機関がどのような研修を実施しているかもまったく把握しておらず、運行管理者や運転者は、運行管理に関する研修を受けたことがないとしている。 ○ このように一部事項が記載されていない理由は、運行管理規程の作成について、昭和52年及び平成2年に建設省の通知が発出されているが、この中では、「運行管理規程を定めなければならない」などとされているのみで、記載事項(内容)まで明示したものとなっていないためとみられる。 ○ 特定行政庁においても、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
モノレール、コースター (千葉県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置されている遊戯施設のうち、モノレール及びコースターについて作成されている。なお、維持保全計画書は、作成について承知していないとして作成されていない。 ○ 運行管理規程では、別記として、運行管理規準、保守管理基準、検査・整備・管理基準が添付されているが、運行管理規準では、「火災及び事故発生時連絡系統」として「関係公署」、「救急病院」など抽象的記述しかなく、具体的な機関・施設名や所在地・連絡先などが記述されていない。なお、運転の休止（中止）条件が列挙されているが、当該遊園地等の所在地域にほとんど関係ない「多雪地域にて営業する場合、積雪にて安全柵が埋設し安全を確保しにくい状態が生じた時は、これを除去しない限り営業してはならない。」と記述、また、運行管理規準及び保守管理基準において「施設課」、「保守部」といった当該遊園地等事業者には存在しない組織名が記述されているなどの状況もみられる。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程について、建築確認時に作成を指導し、完了検査時までには確認しているとしているが、詳細な内容についてまで確認・修正等の指導を行うには至っていない。
コースター (香川県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該遊園地等には1遊戯施設が設置されており、当該遊戯施設について運行管理規程が作成されている。なお、維持保全計画書は、作成について承知していないとして作成されていない。 ○ 運行管理規程においては、「関係法令・係員の職制服務規程」、「整備取扱要領」、「異常気象時の運転取扱要領」及び「救助作業要領」を別途定めるとされているが、これらは作成されていない。 また、「運行日誌」、「特定行政庁への事故等報告」について、運行管理規程には記載されていない。運行日誌は、実際には作成されているものの、毎日、記録は残しておらず、異常（不具合）が発生した日の記録のみを残している（平成18年度の場合、10日間程度）。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

iii) 運行管理規程は作成されているが、運行日誌が作成されておらず、運行状況が把握できないもの

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター、回転ブランコ等 (長野県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理規程、維持保全計画書はともに作成されている。 ○ 運行管理規程では運行日誌を備える旨を定めているが、実際には作成されておらず、始業・終業点検終了後、遊戯施設ごとにある施設従業員の伝言ノートに点検内容を記載することで運行日誌の代わりとしている。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。
コースター (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該遊園地等には、2つの遊戯施設が設置されており、それぞれ所有者等は異なっている。運行管理規程及び維持保全計画書は、所有者ごとに作成されている。 ○ コースターについては、運行管理規程第3条において、運行管理者の役割として運行日誌の記載及び保管、運転者の役割として運行日誌の記載及び報告が規定されている。しかし、同規程には、運行日誌そのものについては規定されておらず、代わりに同規程第5条において、始業点検日誌が規定されており、運転者は日々始業点検及び試運転を実施し、その結果及びその他運行管理上必要な事項を日誌に記載することとされている。このため、日々の特記事項は、同点検で作成する点検表に記載され、例えば、シートベルトの調整等日常のメンテナンス状況は把握できるが、利用者数や運行回数は把握できないものとなっている。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
オクトパス、海賊船 (長崎県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理規程、維持保全計画書はともに作成されている。 ○ 運行管理規程は、遊戯施設ごとに、運行の手順等を示したマニュアルを添付し作成されている。しかし、調査対象遊戯施設のうち2施設は、当該マニュアルに始業点検・試運転の結果や営業結果を日誌に記入する旨記載されているが、当該日誌は作成されていない。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

iv) 運行管理規程は作成されているが、その内容のとおり実施されていないもの（運行日誌を除く）

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	内 容
コースター (香川県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該遊園地等には1遊戯施設が設置されており、当該遊戯施設について運行管理規程が作成されている。なお、維持保全計画書は、作成について承知していないとして作成されていない。 ○ 運行管理規程をみると、次のとおり、記載内容と実態が相違している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行速度について、同規程（第18条）では、通常毎秒1.2mと記載されているが、当該遊戯施設の取扱説明書の記載及び定期検査報告書の実測結果では時速7.2km（毎秒2m）となっている。なお、運行管理担当者は、速度は毎秒2mに固定されており、運転者等が変更することができないシステムとなっているとしている。 ・ 乗車制限について、同規程（第19条）では、身長が1.1m以下の子供は乗車できないと記載されているが、乗場の注意書きでは、1.2m以下となっている。なお、当該遊園地等事業者は、これらの相違について、運行管理規程の記載内容が誤っているとしている。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。
モノレール、コースター、オクトパス等 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理規程、維持保全計画書はともに作成されている。 ○ 運行管理規程をみると、所有者等は運行管理者・運転者・補助者に対して、安全教育を年1回実施することとされているが、平成18年度は多忙であったとして、実施されていない。 ○ 特定行政庁では、運行管理規程の作成状況は把握しておらず、指導等も行っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特定行政庁の指導には、第1次緊急点検通知に基づく指導を除く。

表4-⑤ 調査対象遊戯施設における運行管理初期点検の実施状況

実施区分	実 施	実施しているが特定行政庁へ未報告	未実施	実施状況不明	合 計
該当遊戯施設数 (構成比)	50 (32.5%)	8 (5.2%)	6 (3.9%)	90 (58.4%)	154 (100%)
設置年別内訳	平成3	1		9	10
	4	2		7	10
	5			6	7
	6	6		6	12
	7	3		9	13
	8	1	1	15	17
	9	5		2	8
	10	2		15	17
	11	5		4	10
	12	1		3	4
	13	1	5	6	12
	14	5		5	10
	15	2			2
	16	5	1		6
	17	3	1		7
	18	5		1	6
	19	3			3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表に計上したもののほか、平成10年に設置されたウォータースライドが1施設あるが、当該設置時点においては法上の遊戯施設ではなかったことから、本表の集計からは除外している。

表 4-⑥ 調査対象遊戯施設における運行管理初期点検の実施状況に係る理由の例

番号	実施区分	遊戯施設一般名称及び設置年(所在都道府県)	理由等
1	実施しているが未報告	コースター 平成 17 年 (広島県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告の必要性を認識していなかった。 なお、点検結果については、運行管理初期点検要領に示す報告書及び点検表が作成されている。 ○ 特定行政庁では、督促等は行っておらず、報告を求めることについての認識が甘かったとしている。
2	未実施	海賊船 平成 18 年 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理初期点検を実施することを承知していない。 なお、当該遊戯施設については、運転開始から 1 か月後に製造者がボルト・ナットの緩みを確認し、増締めを行った以外は、特段の点検は行っていないとしている。 ○ 当該遊戯施設は、建築主事を置く市町村が所有・管理しており、建築基準法第 12 条の規定により、定期検査報告を要しない。このため、特定行政庁では、当該規定により、運行管理初期点検報告書についても、特定行政庁に対して報告させる必要がないと認識している。
3	実施状況不明	コースター ローター 平成 11 年 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係書類が見当たらず、実施の有無は不明としている。 ○ 当該遊園地等事業者は、運行管理初期点検の実施について承知しておらず、遊戯施設を新設した場合の建築確認等の諸手続きは、製造者(納入業者)に任せており、遊園地等事業者が関与することはないとしている。また、特定行政庁から指導を受けたこともないとしている。 ○ 当該遊戯施設は、建築主事を置く市町村が所有・管理しており、建築基準法第 12 条の規定により、定期検査報告を要しない。このため、特定行政庁では、当該規定により、運行管理初期点検報告書についても、特定行政庁に対して報告させる必要がないと認識している。
4		コースター 平成 13 年 (岩手県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該遊園地等事業者は、運行管理初期点検要領等関係通知は承知しているが、設置時に製造者が実施し、特定行政庁に報告しているものと認識しているとしている。 ○ 特定行政庁は、同様に、関係通知は承知しているものの、業務多忙等から督促等は行っていないとしている。
5		観覧車 平成 17 年 (広島県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料が残っておらず、実施の有無は不明としているが、製造者が実施しているものと考えている。 ○ 特定行政庁では、督促等は行っておらず、報告を求めることについての認識が甘かったとしている。
6		コースター 平成 5 年、6 年 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料が残っておらず、実施の有無は不明としているが、製造者がボルトの緩みがないか、チェーンの張りがいいか等について点検を実施しているのではないかとしている。 ○ 特定行政庁では、通常、提出された運行管理初期点検報告書は完了検査申請書等とともに編纂しているが、当該遊戯施設の場合、完了検査申請書等の保存年限(3年間)を超過しており、関係書類は廃棄したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑦ 運行管理初期点検に対する特定行政庁の対応の例

i) 報告を求め、内容のチェックや活用等しているとする例

特定行政庁名	内 容
姫路市	<p>当該特定行政庁では、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成3年3月11日付け建設省住指発第76号）に基づき、遊戯施設の管理者等に対し、「遊戯施設の運行管理初期点検報告書」及び「遊戯施設の運行管理初期点検表」の提出を求めている。なお、同通知の施行後に新設された遊戯施設については、未報告はないとしている。</p> <p>さらに、遊戯施設の管理者等と直接協議の上、同報告書及び同点検表に基づき、特に初期不良が多い電気系や制御系に係る箇所における支障の有無を確認しているとしている。</p>

ii) 法的根拠がないため督促等を行っていないとする例

特定行政庁名	内 容
仙台市	<p>建築基準法令及び市の建築基準法施行細則に初期点検の実施や報告義務についての規定を設けていないことを理由に、実施状況及び提出状況をチェックし督促等を行うことはしていない。また、法令に基づかない随時報告物であることから、保存期限も1年と短く、件数も少ない（平成17、18年度各1施設）ため、本報告書を受理しているか否かの確認も困難としている。</p> <p>なお、建設省住宅局建築指導課長通知（平成3年3月11日付け建設省住指発第76号）により、遊戯施設の所有者等は、遊戯施設の運行管理初期点検の実施、結果報告を行うこととされているが、遊戯施設の新設等の実績が少ないこともあり、遊園地等事業者側にも報告義務の意識が薄いのではないかとしている。</p>
埼玉県	<p>平成17年度に完了検査済証を交付している1件について、報告はされておらず、報告指導もしていない。この理由として、法令ではなく通知に基づくものであるため、その取扱いについて明確に位置付けていないためとしている。</p>
福井県	<p>運行管理初期点検は法定の報告事項ではないこと、また、最近、新たな遊戯施設の設置事例もないことから、特段の制度周知等も行っていないとしている。</p>
愛媛県	<p>平成18年度に建築確認を申請した2件について、運行管理初期点検の報告状況を把握していない。この理由として、根拠となる条文がなく、法的強制力がないため報告を求めているためとしている。平成3年3月11日付け建設省通知（遊戯施設の運行管理初期点検要領の送付）の存在は承知しているが、当該通知は、法的強制力のある通知通達とは認識していないとしている。</p>
福山市	<p>運行管理初期点検報告について、法令上、提出の義務付けがないとして、その提出は求めているとしている。</p>
倉敷市	<p>運行管理初期点検報告は、法令上義務付けられたものではないため、未報告について、督促・指導は行っていないとしている。</p>
山梨県	<p>運行管理初期点検報告の所在が不明となっているものがあり、この理由として、本点検は法令ではなく通知で規定されているため、担当者によっては、本点検を認識しておらず、担当者の手元保管等で処理していた場合があると考えられるためとしている。また、督促については、完了検査済証交付後、いつから運行開始するかは把握することができないため、行っていないとしている。</p> <p>なお、提出された報告については、点検事項欄の「良・否」をチェックしており、「否」の記載がなければ、指導は行わないとしている。また、当該報告について、特に活用もしていないとしている。</p>
兵庫県	<p>運行管理初期点検は自主点検であり、同点検要領の中でも明確な判断基準が定められているものではないことから、報告書を受理し、報告書に記載されている点検結果が「良」であることを書類上確認するのみであるとしている。</p>

iii) 運行管理初期点検について承知していないとする例

特定行政庁名	内 容
ひたちなか市	<p>これまで運行管理初期点検の実施について認識しておらず、今回の緊急点検の実施に際し、昇降機センターが作成した「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」をみて、本点検の実施及び報告について承知しており、督促等を行ったこともないとしている。</p> <p>このこともあり、平成 18 年 3 月から運転を開始している遊戯施設（海賊船）について、運行管理初期点検の報告が提出されていないものがある。</p>
佐賀県	<p>平成 2 年に建設省が通知を出して以降、運行管理初期点検に関する指導通知が発出されなかったため、担当者も十分認識していないとしている。</p> <p>管内の遊戯施設をみると、運行管理初期点検に関する認識が全くないこともあり、同点検は行われておらず、報告も提出されていない。</p>

iv) その他の対応例

特定行政庁名	内 容
台東区 日野市	<p>都では、遊戯施設の運行管理に関し、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）の施行により、①運行管理初期点検要領を提示した建設省住宅局建築指導課長通知（平成 3 年 3 月 11 日付け建設省住指発第 76 号）、②維持保全計画及び運行管理規程に関して昇降機センターが作成した規準を提示した同課長通知（昭和 52 年 5 月 27 日付け建設省住指発第 401 号）などの通知は効力を失っているとしている。</p> <p>これに対応するため、東京都建築指導部調査課長通知（平成 12 年 4 月 11 日付け 12 都市建調第 3 号）を都の建築主事に発出して、平成 12 年 3 月末日までに出された通達については、従来どおり、建築行政の参考にすることを指示している。ただし、当該通知をもって法的根拠とすることはできないとしている。</p> <p>調査対象特定行政庁では、運行管理初期点検は慣例的に遊園地等事業者が実施しており支障は生じていないとして、上記都のような特段の代替措置は講じていないが、将来的には何らかの根拠規定の創設が必要になるとしている。</p> <p>なお、国土交通省は、「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」（平成 13 年 2 月 19 日付け国住指第 15 号住宅局長から都道府県知事あて）において、一般的な住宅・建築行政に関する通達については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言とみなす、ただし、法令に基づかない関与又は事務の義務付け等の規定があるものについては、当該部分の効力は失効し、地方公共団体を拘束するものではないとされていることから、運行管理初期点検に関する通知は技術的助言として引き続き存在しているとしている。</p>
山形県	<p>遊戯施設の建築確認申請が少ないことから、特に運行管理初期点検の報告の督促、審査基準等も作成していないとしている。</p> <p>なお、運行管理初期点検報告が提出された際は、点検結果が良好であることを確認するのみで、特段他に活用することは考えていないとしている。</p>
香川県	<p>運行管理初期点検は、初期故障等の未然防止を目的としたものであり、当該点検の実施を指導している通知においても、保存期限等を示していないことから、翌年度の定期検査報告が報告され、点検結果に問題がなければ、初期点検結果を保管しておく必要性は乏しいと判断しており、保存期間は 1 年間としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-⑧ 昇降機センターによる遊戯施設の運行管理者等講習会の参加者数

開催地 年 度	東 京	大 阪	合 計
平成17年度	(H17. 4. 12 自治労会館) 9 1 人	(H17. 4. 21 大阪証券会館) 1 1 1 人	2 0 2 人
18年度	(H18. 4. 13 EBIS303) 1 2 7 人	(H18. 4. 25 エル・おおさか) 1 0 4 人	2 3 1 人
19年度	(H19. 4) 1 1 0 人 (予定)	(H19. 4) 1 1 0 人 (予定)	2 2 0 人(予定)

(注) 1 昇降機センターの資料に基づき、当省で作成した。

2 () 内は、開催日及び開催場所を示す。

表4-⑨ 遊戯施設の運行管理者等講習会に関する意見・要望等

番号	区 分	意見等の概要
1	開催案内等に関するもの	運行管理に関する研修等の案内は来たことがなく、どこの機関がどのような研修を実施しているかも把握していない。案内があれば参加したい。 (このほか類似意見が1遊園地等事業者からあり)
2		開催されていることを承知していない。 (このほか類似意見が3遊園地等事業者からあり)
3	開催地に関するもの	開催場所が、東京と大阪だけであり、ともに当該遊園地等からは遠隔地である。 (このほか類似意見が5遊園地等事業者からあり)
4		開催回数が少なく、業務の都合で受講できない場合が多々ある。また開催地が東京又は大阪のみと遠く、すべての対象者に年一回以上受講させるには経費が増大する。 (1遊園地等事業者)
5		開催地が東京と大阪であり、経費や時間の問題で多くの職員を派遣できない。 (このほか類似意見が1遊園地等事業者からあり)
6		開催場所が遠距離で、受講料金も高額のため、経済的負担が大きい。 (1遊園地等事業者)
7		開催の案内はきているが、開催場所が遠いため参加は困難。巡回等により参加が容易になるようにしてほしい。 (1遊園地等事業者)
8	開催時期に関するもの	業務多忙で参加が困難 (1遊園地等事業者)
9		土日の繁忙時要員には受講させることができない。 (1遊園地等事業者)
10		業務の閑散な冬季の実施を望む。 (1遊園地等事業者)

(注) 当省の調査結果による。

5 事故情報の活用

勸 告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>特定行政庁における遊戯施設の事故情報の把握及び活用は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。</p> <p>このため、国土交通省では、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（平成 17 年 3 月 31 日付け国住防第 3278 号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「事故防止連携通知」という。）の中で、事故情報の把握について、特定行政庁は、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、法第 12 条の定期報告に併せ、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故についての情報を提供するよう遊戯施設の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うよう要請している。</p> <p>また、安全対策依頼通知により、平成 12 年から作成することが勧奨されている運行管理規程において、「所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、所管の特定行政庁とあらかじめ相談のうえ、運行管理規程に定める。」こととされている。</p>	<p>表 5 - ①</p> <p>表 1 - ④</p>
<p>(調査結果)</p> <p>今回、調査対象とした 64 特定行政庁及び 72 遊園地等事業者における遊戯施設に係る事故の発生状況、事故情報の報告・収集状況等についてみたところ、次のような状況がみられる。</p> <p>① 調査対象 64 特定行政庁における遊戯施設の所有者等からの事故報告等の仕組み等について調査したところ、遊園地等事業者や消防部局からの事故報告の仕組みを設けているのは、48 特定行政庁であり、特段の仕組みを設けていないものは、16 特定行政庁である。</p> <p>事故報告の仕組みを設けている 48 特定行政庁のうち、i) 事故防止連携通知に基づき、警察及び消防等関係行政機関との連携や遊戯施設の所有者等からの報告により、事故情報を収集しているものが 19 特定行政庁みられる。一方、ii) 事故防止連携通知によらず安全対策依頼通知に基づき作成された運行管理規程等の定めにより、事故の報告を受けているものが 21 特定行政庁でみられる。また、iii) 条例等により事故報告の独自の仕組みを設けているもの（2 特定行政庁）、遊園地等所有者が市であり、市の内部で事故報告の仕組みを設けているもの（2 特定行政庁）など、独自に事故報告の仕組みを設けているものが 8 特定行政庁みられる。このように、特定行政庁によって、その取組に相当な差異がみられる。</p> <p>なお、事故報告の仕組みのない 16 特定行政庁の中には、その理由として、事故報告を求める根拠や必要性、活用方策、報告の範囲が明確でないためとしているものが 6 特定行政庁みられる。</p>	<p>表 5 - ②</p>
<p>② 調査対象 72 遊園地等事業者における平成 16 年度から 19 年度 7 月末までの事故の発生状況及び事故報告実績についてみたところ、次のとおり、遊戯施設の所有者等から特定行政庁への事故報告が適切に行われていない状況がみられる。</p>	<p>表 5 - ③</p>

<p>i) 調査対象の 72 遊園地等での事故の発生状況及び事故報告件数</p> <p>調査対象の 72 遊園地等における当省が把握した事故発生件数は、83 件（安全装置の誤作動等で遊戯施設の運行を中止したもの等軽微なものも含む。）である。このうち、負傷者が生じているものは、重軽傷を含め 20 件で、乗客が 14 件、従業員が 6 件となっている。</p> <p>負傷者が乗客であった 14 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 11 件、報告されていないものが 3 件となっている。また、負傷者が従業員である 6 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 2 件、報告されていないものが 4 件となっている。また、負傷者が生じなかった 63 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 14 件、報告されていないものが 49 件となっているなど、報告されていない事故が相当数ある。</p>	
<p>ii) 報告の対象となる事故情報の範囲</p> <p>調査対象の 72 遊園地等事業者のうち、事故（83 件）が発生している 20 遊園地等事業者について、運行管理規程における事故報告の規定を確認したところ、事故の定義や報告すべき範囲を明確に定めたものはない。また、前述のとおり、事故防止連携通知により、遊戯施設の所有者等に報告が求められている事故情報は、人身事故で社会的影響が大きいと認められるものとされ、報告すべき範囲が限定されたものとなっている。</p> <p>このため、負傷者が生じている 20 件の事故のうち、軽傷であることや負傷者が従業員であったことを理由として、特定行政庁に報告していない事故が 7 件みられる。このうち、負傷者が従業員であった事故 4 件中 3 件については、労働災害事故として労働基準監督署への報告が行われていたものであった。</p>	表 5-④
<p>iii) 類似の事故が連続して発生しているが、いずれの事故においても、特定行政庁へ事故報告が行われていない例</p> <p>調査対象とした遊戯施設（コースター）の中には、運行係員の安全確認が十分でなかったことを原因とする追突事故が約 1 か月の間に連続して発生しているものがみられるが、当該遊戯施設の所有者等と特定行政庁の間には事故報告の仕組みが設けられておらず、連続して起きた二つの事故とも、特定行政庁に報告されていない。</p>	表 5-⑤
<p>③ 調査対象 64 特定行政庁及び 72 遊園地等事業者の中には、次のとおり、独自に事故の届出及び公表の基準等を定めているもの及び事故情報を収集し、安全対策に活用しているものがみられる。</p> <p>i) 大阪府では、同機種事故の再発防止のため、遊戯施設における事故の届出と府民への公表を「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」（平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 101 号）で定めており、遊戯施設等において人身事故が発生した場合、当該施設の管理者に届出義務を課し、同種の事故の再発防止に必要な範囲で届出のあった事故情報を公表することとしている。</p> <p>ii) 愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準（通知）」（平成 19 年 5 月 28 日付け 19 建指第 118 号愛知県知事通知）を定め、a) 事故の原因が遊戯施設の維持管理及び施設の性能に起因するもの、b) 人身事故で重傷以上の負傷又は死亡事故があったもの、c) その他、重大と判断されるもののいずれかに該当する場合は事故情報を公表することとしている。</p>	表 5-⑥ 表 5-⑦

iii) 調査対象とした遊園地等事業者では、事故情報を積極的に収集し、活用しているものは、ほとんどみられないが、全国の遊園地に遊戯施設を有する事業者の中には、毎年3回、営業所長会議を開催し、自社及び他社の事故事例を資料として配布・説明し、事故防止の徹底を図っているものがみられる。

④ 国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）において、過去3年間の遊戯施設に関する事故一覧（「遊戯施設における最近の事故情報（過去3年間）」）を資料として配布するとともに、ホームページにおいて、当該資料を公開している。しかし、当該資料は、事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度を整理したものにとどまり、事故情報の分析検討に資するために十分なものは言い難いものとなっている。

⑤ 72事業者、65特定行政庁及び19地域法人の関係者に遊戯施設の事故報告制度に関する意見を聴取したところ、次のとおり、事故報告の義務付けに肯定的な意見が多くみられる。

「罰則は必要ないが、遊戯施設の管理者に事故報告を義務付ける必要はある」と回答した者が259人中135人（52.1%）と最も多く、次いで「遊戯施設の管理者に事故報告を義務付け、違反した場合には罰則を科す」と回答した者が259人中52人（20.1%）となっており、両者を合わせて約7割が事故報告の義務付けに肯定的な意見を有している。また、両者のいずれかを回答した者のうち、「事故情報は、同種の事故の再発防止に役立つ」と回答した者が106人中32人（30.2%）と最も多く、次いで、「事故情報の義務付けによって、遊戯施設の管理者に責任を促すことができる」と回答した者が106人中24人（22.6%）となっている。また、事故報告の義務付けに際しては、「報告すべき内容の範囲の明確化を図ってほしい」という意見もみられる。

図5-①

表5-⑧

（所見）

したがって国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策の充実強化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 特定行政庁における安全指導が効果的に行われるよう、事業者からの事故情報の報告及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討すること。その際、報告が必要な事故情報の範囲は、幅広く設定するよう検討すること。
- ② 報告された事故情報を同種の遊戯施設における事故防止に効果的に活用するため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、事故情報を積極的に公表するよう特定行政庁に要請すること。
- ③ 事故情報の共有化やその分析・検討に資するため、遊戯施設及び事故について更に具体的な状況を記載したデータベースを構築し、公開すること。

表 5-① 「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」

建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）（抜粋）
 （平成 17 年 3 月 31 日付け国住防第 3278 号各都道府県建築主管部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知）

昨年 3 月に発生した六本木ヒルズにおける自動回転ドアの事故を踏まえ、国土交通省で調査したところ、当該建築物に設置された回転ドアにおいては、事故発生以前に数十件の事故が発生したことが判明しています。

自動回転ドアについては、国土交通省等において安全指針の作成等を行ってきたところですが、今回の事故等の教訓を踏まえ、地域の日常生活の安全性向上を図るため、建築物や遊戯施設等における類似事故の発生を抑制する観点から、建築行政を所管する特定行政庁と、消防部局等関係行政機関が連携し、地域の建築物等に係る危険情報の共有化等を図ることが有効かつ必要であります。

つきましては、下記を参考に事故防止のための対応と消防部局等関係行政機関との連携体制の整備を図るとともに、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、総務省消防庁から各都道府県消防担当部局あてに、別途通知がなされることを申し添えます。

記

1. 事故情報の把握について

特定行政庁は、建築物及び遊戯施設（以下「建築物等」という。）に係る事故について、建築物の利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく定期報告に併せて事故に係る情報を提供するように建築物の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うなど、広く情報の把握に努めるようお願いします。

なお、情報の取扱いにあたっては、個人情報について十分に配慮してください。

2. 消防部局等関係行政機関との連携体制の整備

(1) 連絡協議会の設置等

特定行政庁と消防部局等関係行政機関において、建築物等における事故の危険性や発生状況等に関する情報を共有するとともに、地域の安全性向上のための施策を実施するため、地域の実情を考慮した連絡協議会の設置などの連携体制の整備に努めるようお願いします。

(2) 事故発生時の連絡体制の整備

連絡協議会の構成員のいずれかが、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した次のいずれかに該当する人身事故で社会的影響が大きいと認められるものが発生したことを把握したときには、可能な限り早急に、連絡協議会を通じて情報の共有化を図るよう努めてください。なお、事故情報連絡表（別紙 1）を添付しますので、参考としてください。

- ・ エスカレーター、エレベーター、自動扉、防火シャッター、窓、遊戯施設、遊具等可動物における事故
- ・ 外壁、広告塔その他建築物の屋外に取り付けるものの落下、手すりその他建築物の部分の脱落による事故

(3) 情報交換

連絡協議会において、建築物等に係る事故防止のための取り組み等や重大な事故等で人身事故につながる恐れがあることを知り得た場合などの情報交換を行うことが考えられます。なお、集計表（別紙2）を添付しますので、参考としてください。

3. 事故情報に対する対応について

特定行政庁は、事故情報を把握したときには、必要に応じて次のような対応に努めるようにお願いします。

(1) 事故の発生した建築物等について、建築基準法第12条第3項に基づく報告徴収及び同条第4項に基づく立入検査などを実施して事故情報の確認を行い、当該建築物等の所有者、管理者等に対して当面の再発防止対策を指導してください。なお、必要に応じて連絡協議会での情報の共有化を図るよう努めてください。

(2) 類似の施設・設備がある建築物等の所有者、管理者に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じ、事故防止対策を指導してください。

(3) 特に死者が発生した場合については、「建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について（平成8年1月25日建設省住防発第4号）」により、国土交通省への報告をお願いしているところですが、それ以外の場合においても、都道府県を通じて国に対し、次の事項が含まれた事故情報の提供を行えるようお願いいたします。この場合、把握している限りの情報提供で差し支えありません。

- ・ 建築物等の概要
- ・ 事故及び被害者の概要
- ・ 建築確認、定期報告等行政手続きの状況
- ・ 当該事故に際して特定行政庁でとった措置の概要

〔 国においては、いただいた情報を踏まえ、類似の防止のため、必要に応じて、地方公共団体や関係団体等に情報提供を行います。 〕

(4) 関係団体等と連携して、建築物等の利用にあたっての注意情報などを利用者等に対して周知してください。

事故情報連絡表（略）

（建築物等に係る事故情報連絡票記載要領）

1. 全般的事項

- ① 本連絡票は、事故が発生した旨を速報するために用いるものであり、不明、未確定な事項についてはその旨記入することとなる。なお、調査等の結果、事故の概要、被害者の状況、その他内容の変更があった場合には、その旨連絡票を修正するものとする。
- ② 本連絡票は、不特定多数又は多数の者が利用する建築物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められるものが発生したことを把握したときに作成するものとする。

2. 建築物等の概要

- ① 所在地、建築物名称については、不明な場合はいずれか一方を記入することとする。なお、遊戯施設に係る事故については、当該事故の発生した遊園地等の名称を記入することとする。
- ② 事故の発生した場所の主な用途については、いずれか一つの番号によりわかる限りで記入することとする。区分は、おおむね建築基準法別表第1に掲げる区分によることとする。
- ③ 複数の用途の建築物であり、主な用途が特定しにくい場合は、「用途が複合している」に該当することとしている。
- ④ 外壁、塀等建築物の外部で発生しており、建築物の用途が特定できない場合には、「外壁、塀その他」に該当することとする。
- ⑤ 屋外の遊具は、「広場等」に該当することとする。

3. 特記事項

その他必要に応じ、特記事項欄に記入することとする。

集計表（略）

(注) 下線は、当省が付した。

表5-② 事故報告の仕組みを有する特定行政庁の状況

事故報告の仕組みの有無の区分	特定行政庁数
事故報告の仕組みがあるもの	48
事故防止連携体制整備通知（平成17年3月31日国住防第3278号）で定めているもの	19
安全対策依頼通知（平成12年12月26日建設省住指発第932号）で定めているもの	21
独自に事故報告制度を設けているもの	8
事故報告の仕組みがないもの	16
計	64

（注）当省の調査結果による。

表5-③ 調査対象遊園地等での事故の発生及び報告の状況

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合 計
負傷者あり		7	5	5	3	20
乗客	報告あり	4	3	2	2	11
	報告なし	0	2	1	0	3
従業員	報告あり	2	0	0	0	2
	報告なし	1	0	2	1	4
負傷者なし		6	13	34	10	63
報告あり		4	4	4	2	14
報告なし		2	9	30	8	49
合 計		13	18	39	13	83

（注）当省の調査結果による。

表5-④ 遊戯施設における従業員の事故の内容

一般名称 (所在都道府県)	発生日時	事故の内容
特定行政庁に遊戯施設の事故として事故報告を行っているもの		
コースター (福島県)	平成16年 8月31日	コースターの始業前の仕業点検中に転落したとみられる従業員の死亡事故が発生。事故の原因として①試乗中にシートベルト及び安全帽の装着を怠ったこと②一般的な安全作業心得のみで、安全禁則の入った遊戯専用の手順書が作成されていなかったことが考えられる。
ウォーターライダー (大阪府)	平成16年 8月2日	従業員が始業前点検の試乗中に、チューブがコンベア間ローラーの段差を通過する際に衝撃を感じた。診察した結果、尾骨を骨折していた。
特定行政庁に遊戯施設の事故として事故報告を行っていないもの		
コースター (山梨県)	平成16年 10月7日	従業員がレールを点検中に追突され、頭や首を強く打ち重傷。労働災害事故として取り扱い、労働基準監督署及び警察に連絡している。 (特定行政庁への未報告の理由) 遊戯施設の不具合が原因によるものではなく労災事故であるとしており、警察及び労働基準監督署等関係機関には連絡を行ったものの特定行政庁には報告をしていない。
マッドマウス (長崎県)	平成18年 9月21日	乗降車場にて従業員が乗り物と接触し、ねんざ及びアキレス腱損傷。労働基準監督署には連絡している。 (特定行政庁への未報告の理由) (財)日本建築設備・昇降機センターが作成している「運行管理規程作成手引き」に準拠した運行管理規程を作成しておらず、特定行政庁への事故報告は法的に義務付けがないことを理由に報告を行っていない。
コースター (福岡県)	平成19年 2月19日	従業員がコースターのプラットホーム床の鉄板補修中に、左差し指を3針縫合した。 (特定行政庁への未報告の理由) 乗客ではなく、従業員の事故(軽傷)であったため、特定行政庁へは報告しなかった。

パラシュートタワー (熊本県)	平成 19 年 6 月 5 日	従業員がバルーンタワーを点検中に指先を切断。労働基準監督署には連絡している。
		(特定行政庁への未報告の理由) 特定行政庁に対しては、保守点検作業中の作業員の事故で、遊戯施設の運行に起因するものではないとして報告していない。

(注) 当省の調査結果による。

表 5-⑤ 同じ遊戯施設で短期間に事故が連続して発生している事例

遊戯施設一般名称 (所在都道府県)	事故発生 年 月 日	事 故 概 要
マッドマウス (京都府)	平成 19 年 3 月 22 日	車両がブレーキにより減速したものの、完全停止する前に係員がブレーキを解除したことにより、ホームに停車中の車両に追突し、追突した車両に乗車していた 2 名(幼稚園児と教諭)のうち幼稚園児 1 名が追突により顔を打ち口の中を切った事故である。なお、救急的措置は特に必要ないと判断し、手当等はしていない。
	平成 19 年 5 月 3 日	ホームに停車中の車両があることについて安全確認が不十分のまま、係員が後続車両のブレーキを解除したことによる追突事故である。なお、外傷はなく、当人から具合が悪くなれば病院に行くとの言辞があったので、その場での手当等はしていない。

(注) 当省の調査結果による。

表5-⑥ 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例

○ 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例（平成17年10月28日大阪府条例第101号）（抜粋）

（事故の届出）

第3条 特定設備の管理者(管理者が定められていない場合にあつては、所有者)(以下「管理者等」という。)は、特定設備において次の各号のいずれかに該当する事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、次項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 人の死亡を伴う事故(当該死亡者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。)

二 人の負傷を伴う事故(当該負傷者が医師又は歯科医師による治療を受けたものに限る、当該負傷者又は第三者が事故を発生させることを認識して行った行為に起因して発生したと認められるもの及び修理、点検その他の維持管理に伴い発生したものを除く。)

2 前項の規定により届け出なければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事故が発生した日時

三 事故が発生した場所

四 事故が発生した特定設備の名称及び種類

五 特定設備が建築物に附属している場合は、その建築物の名称

六 事故の状況及び特定設備について講じた応急措置の内容

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第一項の規定による届出を行った管理者等は、事故が発生したことを知った日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 前項第一号から第五号までに掲げる事項

二 把握した事故の原因

三 講じた又は講じようとする事故の再発防止対策の内容

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（事故の調査及び分析）

第4条 知事は、前条第一項の規定による届出に係る事故(以下「届出事故」という。)について、当該届出に係る特定設備における事故の再発防止及び当該特定設備と同種の

特定設備における届出事故と同種の事故の発生の防止のために必要な調査及び分析を行うものとする。

- 2 知事は、前項の調査及び分析を行う場合において、大阪府特定設備事故調査分析委員会に意見を聴くことができる。

(事故の再発防止対策の実施)

第5条 特定設備の管理者又は所有者は、第三条第一項に規定する事故が発生したときは、事故の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の管理者又は所有者に対し、前条第一項の調査及び分析の結果に基づいて、事故の再発防止対策についての助言を行うことができる。

- 3 第一項の管理者又は所有者は、前項の助言を受けたときは、当該助言の内容を勘案し、これを第一項の措置に反映させるよう努めるものとする。

(事故情報の提供等)

第6条 知事は、届出事故と同種の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該届出に係る特定設備と同種の特定設備の管理者又は所有者に対し、届出事故の原因、届出事故と同種の事故の発生の防止対策その他の届出事故に関する情報を提供するものとする。

- 2 知事は、届出事故に関する情報のうち、一般に周知させることにより、届出事故と同種の事故の発生の防止に資すると認めるものについては、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(立入調査)

第7条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定設備若しくは特定設備が設けられている建築物の管理者若しくは所有者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定設備若しくは当該建築物に立ち入り、事故の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせるときは、あらかじめ、当該特定設備又は建築物の管理者又は所有者にその旨を通知しなければならない。

- 3 第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第8条 知事は、管理者等が第3条第1項又は第3項の規定による届出を行わないときは、

当該管理者等に対し、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第七条第一項の報告を求められた者がその報告を行わないときは、当該報告を行うべきことを勧告することができる。

3 知事は、特定設備の管理者若しくは所有者が第五条第一項の措置を講じないとき、又はその管理者若しくは所有者が講じた措置によっては事故の再発防止をすることができないと認めるときは、当該特定設備の管理者又は所有者に対し、当該特定設備の除却、改修、修理その他事故の再発防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第9条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、事故の再発防止のために必要があると認めるときは、当該勧告に係る次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 特定設備の管理者又は所有者の氏名又は名称
- 二 事故の発生場所
- 三 特定設備の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、特定設備又は建築物の管理者又は所有者が正当な理由なく第七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるときは、当該特定設備の管理者又は所有者の氏名又は名称及びその行為の内容を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手續を行わなければならない。

(事務処理の特例)

第10条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

- 一 第三条第一項及び第三項の規定による届出の受理に関する事務
- 二 第七条第一項の報告及び資料の徴収並びに同項の規定による立入調査及び質問に関する事務(前号に掲げる事務に係るものに限る。)

(注) 下線は、当省が付した。

表 5-⑦ 遊戯施設の事故に対する公表基準（愛知県）

19 建指第 118 号

平成 19 年 5 月 28 日

遊戯施設の所有者殿

愛知県知事

遊戯施設の事故に対する公表基準（通知）

昨年 11 月 17 日のラグーナ蒲郡のジェットコースターの事故に関連してマスコミ等から事故の公表がされていなかったことに対して公表体制の不備が指摘されているところですが、愛知県としまして、遊戯施設の事故について、事故報告を受けた場合の公表基準を別添のようにさだめました

また、事故に関するマスコミ等への公表は第一義的には所有者・管理者が行うべきものでありますので、所有者・管理者におかれましても県の公表基準を参考にして自らの公表基準を定めるようお願いします。

遊戯施設の事故に関する公表基準

愛知県建設部建築担当局建築指導課

1. 目的

遊戯施設の事故に対する透明性を高めることにより、遊戯施設の安全性を高める。

2. 公表の対象となる事故

県内の遊戯施設（注 1）の事故で、遊戯施設の所有者・管理者から直接事故報告があったもの、又は県内の特定行政庁を経由して事故報告があったもので、次の各号の一つに該当する場合

- （1） 事故の原因が、遊戯施設の維持管理及び施設の性能に起因するもの。
- （2） 人身事故で、重傷以上の負傷（注 2）又は死亡事故があったもの。
- （3） その他重大と判断されるもの。

3. 公表する内容

所有者・管理者の作成した事故報告書

4. 公表の方法

県政記者クラブに対し文書で配布する。

5. 公表の時期

事故後、県に報告があった後でできるだけ速やかに公表するものとする。

付則

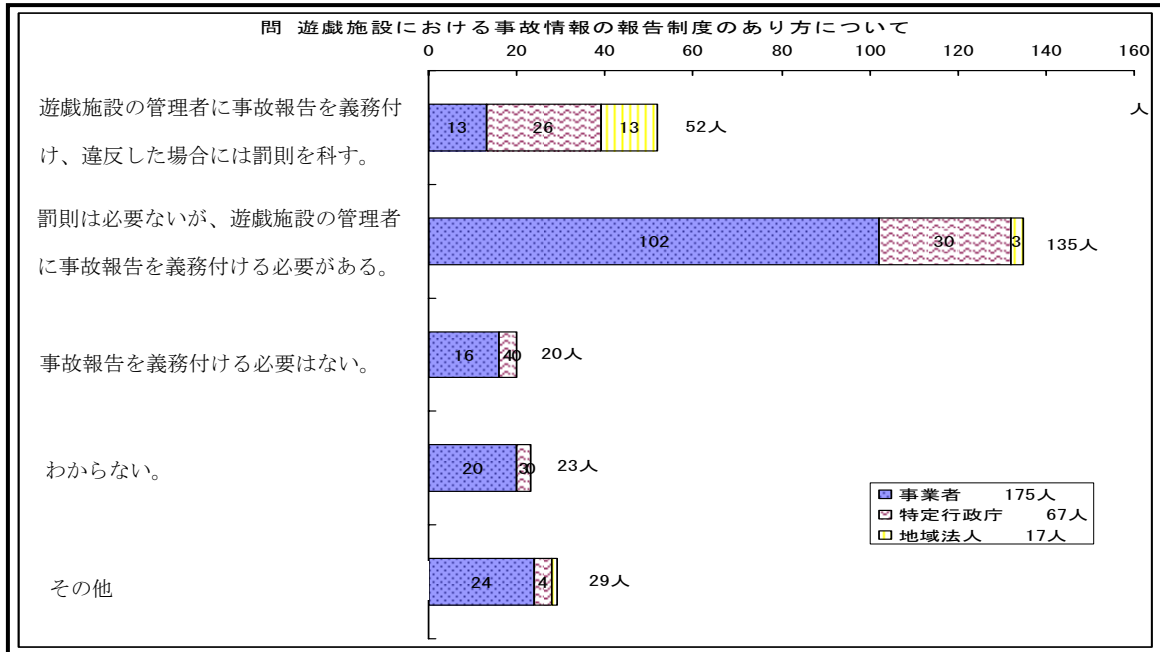
この基準は平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

※ ここでいう遊戯施設とは、建築基準法の定期検査報告の対象となる種類の施設全てで、国及び特定行政庁が管理するものも含む。

※ 重傷とは、全治 1 ヶ月以上の負傷をいう。骨折等のもので、基本的には負傷者の治療に当たった病院等で確認することとするが、緊急の場合は、程度を判定せず公表しても良い。

(注) 下線は、当省が付した。

図5-① 遊戯施設における事故報告制度の意識調査結果



	遊戯施設の事故報告制度について	事業者	特定行政庁	地域法人	合計
1	遊戯施設の管理者に事故報告を義務付け、違反した場合には罰則を科す。	13	26	13	52 (20.1%)
2	罰則は必要ないが、遊戯施設の管理者に事故報告を義務付ける必要がある。	102	30	3	135 (52.1%)
3	事故報告を義務付ける必要はない。	16	4	0	20 (7.7%)
4	わからない。	20	3	0	23 (8.9%)
5	その他	24	4	1	29 (11.2%)

(注) 当省の調査結果による。

表5-⑧ 関係者意識調査における事故報告の義務付けに肯定的な回答をした者（187人）の理由の分類

区 分		合 計
事故報告の義務付けに肯定的な回答をした187名のうち、理由を回答した者		106人
主 な 理 由	①再発防止	32人
	②責任・啓発	24人
	③安全確保	4人
	④活用・分析	8人
	⑤情報共有	12人
	⑥時代の要請	10人
	⑦その他	34人
	範囲の明確化	26人

- (注) 1 主な理由の合計数（116）と理由を回答した者数（106）は、一つの回答に複数の理由を付したものがいたため一致しない。
- 2 当省の調査結果による。